

資料 1-1 独立行政法人通則法

平成 11 年法律第 103 号
最終改正 平成 23 年法律第 74 号
(平成 23 年 10 月 1 日時点)

目次

第一章 総則

第一節 通則 (第一条—第十一条)

第二節 独立行政法人評価委員会 (第十二条)

第三節 設立 (第十三条—第十七条)

第二章 役員及び職員 (第十八条—第二十六条)

第三章 業務運営

第一節 業務 (第二十七条・第二十八条)

第二節 中期目標等 (第二十九条—第三十五条)

第四章 財務及び会計 (第三十六条—第五十条)

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人 (第五十一条—第六十条)

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人 (第六十一条—第六十三条)

第六章 雑則 (第六十四条—第六十八条)

第七章 罰則 (第六十九条—第七十二条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(目的等)

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であることを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼ

すと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

(業務の公共性、透明性及び自主性)

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

(目的)

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(法人格)

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎等)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。)で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならない。

(登記)

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、

独立行政法人という文字を用いてはならない。
(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会 (独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。)に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立 (設立の手續)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手續については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

- 2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。
- 3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

- 2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすること

によって成立する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が任命する。

3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員任期)

第二十一条 役員任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（代表権の制限）

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

（代理人の選任）

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

（業務の範囲）

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

い。

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第

一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日(一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の三月三十一日)に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付けなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人(その資本の額その他の

経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

（会計監査人の選任）

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

（会計監査人の資格）

第四十一条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

（会計監査人の任期）

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

（会計監査人の解任）

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（利益及び損失の処理）

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

（借入金等）

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

（財源措置）

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額

について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(不要財産に係る民間等出資の払戻し)

第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であって、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3 独立行政法人は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 独立行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少

するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかったとき又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかった持分については、払戻しをしないものとする。

6 主務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であって主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(役員(の)の服務)

第五十四条 特定独立行政法人の役員(以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。)は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第十八条の四及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。

3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

5 役員(非常勤の者を除く。次条において同じ。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(役員(の)の退職管理)

第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二(第二項第三号を除く。)、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、同法第百九条(第十四号から第十八号までに係る部分に限る。)並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価(任用、給与、分限その他の人事管理の

基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務(第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。)」とあるのは「役員(の)の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前各項」と、同法第百六条の二十二中「第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の十六」と、同法第百六条の二十三第三項中「当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員(以下「管理職職員」という。)である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼(独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号まで)」とあるのは「独立行政法

人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで」と、同法第十二条第一号中「第百六条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二第一項」と、同法第百十三号第一号中「第百六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第百六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である役員若しくは役員であった者に出頭を求めて質問し、又は当該役員の勤務する場所（役員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問することができる。
- 4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。
（役員の災害補償）

第五十五条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

（役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外）

第五十六条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定は、役員には適用しない。

（職員の給与）

第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従

業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（職員の勤務時間等）

第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

（職員に係る他の法律の適用除外等）

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一 労働者災害補償保険法の規定

二 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項、第七十五条第二項並びに第百六条の規定

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

四 一般職の職員の給与に関する法律の規定

五 削除

六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定

七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条から第九条までの規定

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項及び第七条の規定

- 2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第三十四条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「特定独立行政法人が定めて公表する」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十条の三第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」と

あるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四号中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項、第十二条第一項、第十五条及び第二十二号の規定の適用については、同法第三条第一項ただし書中「勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇」とあるのは「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十八条第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同条の規定により人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「人事院規則で定める期間内」とあるのは「規程で定める期間内」と、「当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇」とあるのは「当該休暇」と、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五

分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げること）をいう。以下この項において同じ。）を行って得た時間をいう。第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二号中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

5 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九条第八項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第八項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

6 職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とする。
(国会への報告等)

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受け

た者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。)の数を主務大臣に報告しなければならない。

- 2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。
- 3 特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節及び第四章(第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員(の兼職禁止))

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(の報酬等)について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人員費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員(の給与等))

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員(の給与)は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員(の給与及び退職手当)の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与及び退職手当(の支給)の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜

査のために認められたものと解してはならない。
(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。
(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。
- 三の二 第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はそのほう助をした者も、同様とする。

- 一 正当な理由がないのに第五十四条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ者
- 二 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者
- 三 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け正当な理由がないのにこれに応じず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当な理由がないのにこれに応じなかった者
- 四 第五十四条の二第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者
- 五 第五十四条の二第三項の規定による検査を

拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（同条第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である役員又は役員であった者を除く。）

第六十九条の二 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一三年一月六日）

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立

行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国の無利子貸付け等）

第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則 （平成一一年法律第一四一号から平成二二年法律第六一号まで） 略

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

資料 1-2 独立行政法人の組織、運営及び
管理に係る共通的な事項に関する政令

平成 12 年政令第 316 号

最終改正 平成 23 年政令第 166 号

(総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会)

第一条 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第三十二条第三項（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十八条において準用する場合を含む。）の政令で定める審議会は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

(会計監査人の監査を要しない独立行政法人の範囲)

第二条 通則法第三十九条に規定する政令で定める基準に達しない独立行政法人は、次の各号のいずれにも該当する独立行政法人（通則法第一条第一項に規定する個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる独立行政法人を除く。）とする。

- 一 通則法第三十九条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が百億円に達しないこと。
- 二 通則法第三十八条第一項の規定により主務大臣の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された独立行政法人であって最終の貸借対照表がないものにあつては、当該独立行政法人の負債の金額に相当する金額として主務大臣の定める方法により算定した額）が二百億円に達しないこと。

(不要財産の国庫納付)

第二条の二 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付（以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。）について、通則法第四十六条の二第一項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 現物による国庫納付に係る不要財産の内容
- 二 不要財産と認められる理由
- 三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあつては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

五 現物による国庫納付の予定時期

六 その他必要な事項

2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項本文の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

(中期計画に定めた不要財産の国庫納付)

第二条の三 独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、現物による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3 独立行政法人は、第一項の通知を行ったときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

(不要財産の譲渡収入による国庫納付)

第二条の四 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項の規定により、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から国庫納付を行うこと（以下「譲渡収入による国庫納付」という。）について、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二 不要財産と認められる理由

三 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由

四 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

五 譲渡によって得られる収入の見込額

六 譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

七 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

八 譲渡の方法

九 譲渡の予定時期

十 譲渡収入による国庫納付の予定時期

十一 その他必要な事項

2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項本文の規定による認可を受けて不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出するものとする。

一 当該不要財産の内容

二 譲渡によって得られた収入の額（第二条の六第一項及び第二項第二号において「譲渡収

入額」という。))

三 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

四 譲渡した時期

3 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

4 主務大臣は、第二項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の二第二項 本文の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額を独立行政法人に通知するものとする。

5 独立行政法人は、前項の通知を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、同項の規定により通知された金額を国庫に納付するものとする。

(中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付)

第二条の五 独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二 の計画を定めた場合において、譲渡収入による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の通知があった場合について準用する。

(簿価超過額の国庫への納付)

第二条の六 独立行政法人は、譲渡収入額に当該財産の帳簿価額を超える額(以下この条において「簿価超過額」という。)があった場合には、通則法第四十六条の二第三項 ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、第二条の四第五項(前条第三項において準用する場合を含む。)の主務大臣の指定する期日までに、簿価超過額を国庫に納付するものとする。

2 独立行政法人は、簿価超過額があった場合において、通則法第四十六条の二第三項 ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときは、第二条の四第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二 帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額

三 簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由

3 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、主務大臣の

指定する期日までに、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額を国庫に納付するものとする。

(国庫に納付する不要財産等の帰属する会計)

第二条の七 通則法第四十六条の二第一項 の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項 若しくは第三項 の規定により不要財産に関し国庫に納付する金額は、当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計に帰属する。

2 前項の規定により国庫に納付する不要財産又は金額が帰属するものとされる会計が廃止されている場合その他当該会計の状況に照らして同項の規定によることが適当でない認められる場合には、同項の規定にかかわらず、当該不要財産又は金額が帰属すべき会計を主務大臣及び財務大臣が定めるものとする。

(資本金の減少に係る通知及び報告)

第二条の八 主務大臣は、通則法第四十六条の二第四項の規定により独立行政法人に対する政府からの出資がなかったものとされ、独立行政法人の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を独立行政法人に通知するものとする。

2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告するものとする。

3 主務大臣は、前項の報告があったときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に通知するものとする。

(主務大臣への報告)

第三条 通則法第六十条第一項 の規定による報告は、一月一日現在における同項 に規定する常勤職員の数について、総務省令で定めるところにより、一月三十日までに行うものとする。

(常勤職員の範囲)

第四条 通則法第六十条第一項 に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者

二 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第五項の規定により休職者とされた者

三 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第二条第一項の規定により派遣された者

四 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十三条第一項 に規定する育児短時間勤務職員(同法第二十二條の規定による勤務を

している者を含む。)

五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしている者

（積立金の処分に係る承認の手続）

第五条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該規定に規定する大臣（以下「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

- 一 別表の第二欄に掲げる規定による承認を受けようとする金額
- 二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の別表の第三欄に掲げる命令で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

第六条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、同表の第四欄に掲げる規定に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 主務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第七条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第八条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人の国庫納付金は、同表の第五欄に掲げる会計に帰属する。

（教育公務員の範囲）

第九条 独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）第九条第一項、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）第九条第一項、独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）第十条第一項、独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）第九条第一項、独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）第十条、独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十条、独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）第九条、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）第九条第一項、独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）第九条第一項、独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）第十条第一項、独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）第十条第一項、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）第十条第一項、独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）第十条第一項、独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）第十条第一項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十二条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十条、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十一条第一項、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十三条、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十一条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）第十条第一項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）第九条第一項、独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）第九条第一項、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十条、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十条第一項、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第九条第一項、独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十一条第一項、独立行政法人国立大学財務・経営センター法

(平成十五年法律第百十五号) 第十条第一項及び独立行政法人医薬基盤研究所法(平成十六年法律第百三十五号) 第十条に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者(当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。)
- 二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
(国の貸付金の償還期間等)
- 2 通則法附則第四条第二項に規定する政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。
- 3 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る通則法附則第四条第一項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。
- 4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
- 5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
- 6 通則法附則第四条第五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附 則 (平成一二年政令第三三三号から平成二二年政令第四一号まで) 略

附 則 (平成二二年政令第二二六号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十七号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年十一月二十七日)から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法附則第三条の規定に基づき主務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡に対するこの政令による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二条の四及び第二条の六の規定の適用については、同令第二条の四第一項第一号中「譲渡収入による国庫納付」とあるのは「主務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡」と、同項第四号中「申請」とあるのは「譲渡」と、同項第五号中「得られる収入の見込額」とあるのは「得られた収入の額」と、同項第六号中「要する」とあるのは「要した」と、「見込額」とあるのは「金額」と、同項第九号中「譲渡の予定」とあるのは「譲渡した」と、同条第三項中「前項の報告書には、同項各号」とあるのは「第一項の申請書には、同項第五号及び第六号」と、同条第四項中「第二項の報告書の提出を受けた」とあるのは「第一項の申請に係る認可をした」と、同令第二条の六第二項中「第二条の四第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の報告書」とあるのは「第二条の四第一項の申請書」とし、同令第二条の四第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成二十三年政令第一〇九号) 略

附 則 (平成二十三年政令第一六六号) 略

別表(第五条、第六条、第八条関係) 略

内閣府所管 4

- 国立公文書館
- 国民生活センター
- 北方領土問題対策協会
- 沖縄科学技術研究基盤整備機構

総務省所管 4

- 情報通信研究機構
- 統計センター
- 平和祈念事業特別基金
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

外務省所管 2

- 国際協力機構
- 国際交流基金

財務省所管 4

- 酒類総合研究所
- 造幣局
- 国立印刷局
- 日本万国博覧会記念機構

文部科学省所管 23

- 国立特別支援教育総合研究所
- 大学入試センター
- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 国立科学博物館
- 物質・材料研究機構
- 防災科学技術研究所
- 放射線医学総合研究所
- 国立美術館
- 国立文化財機構
- 教員研修センター
- 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- 理化学研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 日本学生支援機構
- 海洋研究開発機構
- 国立高等専門学校機構
- 大学評価・学位授与機構
- 国立大学財務・経営センター
- 日本原子力研究開発機構

厚生労働省所管 19

- 国立健康・栄養研究所
- 労働安全衛生総合研究所
- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 労働政策研究・研修機構
- 労働者健康福祉機構
- 国立病院機構
- 医薬品医療機器総合機構
- 医薬基盤研究所
- 年金・健康保険福祉施設整理機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人
- 国立がん研究センター
- 国立循環器病研究センター
- 国立精神・神経医療研究センター
- 国立国際医療研究センター
- 国立成育医療研究センター
- 国立長寿医療研究センター

農林水産省所管 13

- 農林水産消費安全技術センター
- 種苗管理センター
- 家畜改良センター
- 水産大学校
- 農業・食品産業技術総合研究機構
- 農業生物資源研究所
- 農業環境技術研究所
- 国際農林水産業研究センター
- 森林総合研究所
- 水産総合研究センター
- 農畜産業振興機構
- 農業者年金基金
- 農林漁業信用基金

経済産業省所管 11

- 経済産業研究所
- 工業所有権情報・研修館
- 日本貿易保険
- 産業技術総合研究所
- 製品評価技術基盤機構
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 日本貿易振興機構
- 原子力安全基盤機構
- 情報処理推進機構
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構

国土交通省所管 20

- 土木研究所
- 建築研究所
- 交通安全環境研究所
- 海上技術安全研究所
- 港湾空港技術研究所
- 電子航法研究所
- 航海訓練所
- 海技教育機構
- 航空大学校
- 自動車検査独立行政法人
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国際観光振興機構
- 水資源機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構
- 海上災害防止センター
- 都市再生機構
- 奄美群島振興開発基金
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 住宅金融支援機構

環境省所管 2

- 国立環境研究所
- 環境再生保全機構

防衛省所管 1

- 駐留軍等労働者労務管理機構

合計 103 法人

(注1)○印の法人は、特定独立行政法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの(8法人))である。

(注2)法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略して表示している。

(別添) 独立行政法人国立病院機構 病院一覧

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
北海道がんセンター	003-0804	北海道札幌市白石区菊水四条 2-3-54	011-811-9111	http://www.sap-cc.org/
北海道医療センター	063-0005	北海道札幌市西区山の手 5 条 7-1-1	011-611-8111	http://www.hosp.go.jp/~hokkaidomc/
函館病院	041-8512	北海道函館市川原町 18-16	0138-51-6281	http://hnh-hosp.jp/
旭川医療センター	070-8644	北海道旭川市花咲町 7-4048	0166-51-3161	http://www.hosp.go.jp/~asahikawamc/
帯広病院	080-8518	北海道帯広市西 18 条北 2-16	0155-33-3155	http://www.obihp.jp/
八雲病院	049-3198	北海道二世郡八雲町宮園町 128	0137-63-2126	http://www.hosp.go.jp/~yakumo/
弘前病院	036-8545	青森県弘前市大字富野町 1	0172-32-4311	http://www2.networks.ne.jp/~hirosaki/
八戸病院	031-0003	青森県八戸市吹上 3-13-1	0178-45-6111	http://www.hosp.go.jp/~hatinohe/
青森病院	038-1331	青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155	0172-62-4055	http://www.aoi-mori.net/~aomori/index01.html
盛岡病院	020-0133	岩手県盛岡市青山 1-25-1	019-647-2195	http://www.hosp.go.jp/~morioka/
花巻病院	025-0033	岩手県花巻市諏訪 500	0198-24-0511	http://www.nho-hanamaki.jp/
岩手病院	021-0056	岩手県一関市山目字泥田山下 48	0191-25-2221	http://www.hosp.go.jp/~iwate/
釜石病院	026-0053	岩手県釜石市定内町 4-7-1	0193-23-7111	http://www.hosp.go.jp/~kamaisi/
仙台医療センター	983-8520	宮城県仙台市宮城野区宮城野 2-8-8	022-293-1111	http://www.snh.go.jp/
西多賀病院	982-8555	宮城県仙台市太白区鉤取本町 2-11-11	022-245-2111	http://www.hosp.go.jp/~nisitaga/
宮城病院	989-2202	宮城県亶理郡山元町高瀬字合戦原 100	0223-37-1131	http://www.mnh.go.jp/
あきた病院	018-1393	秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 84-40	0184-73-2002	http://www.hosp.go.jp/~akita/
山形病院	990-0876	山形県山形市行才 126-2	023-684-5566	http://www.hosp.go.jp/~yamagata/
米沢病院	992-1202	山形県米沢市大字三沢 26100-1	0238-22-3210	http://www.omn.ne.jp/~kokuryou/
福島病院	962-8507	福島県須賀川市芦田塚 13	0248-75-2131	http://fukushima-hosp.com/
いわき病院	970-0224	福島県いわき市平豊間字兔渡路 291	0246-55-8261	http://www.hosp.go.jp/~iwaki/
水戸医療センター	311-3193	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 280	029-240-7711	http://www.hosp.go.jp/~mito-mc/
霞ヶ浦医療センター	300-8585	茨城県土浦市下高津 2-7-14	029-822-5050	http://www.hosp.go.jp/~kasumi/
茨城東病院	319-1113	茨城県那珂郡東海村照沼 825	029-282-1151	http://www.hosp.go.jp/~ibaraki/
栃木病院	320-8580	栃木県宇都宮市中戸祭 1-10-37	028-622-5241	http://www.hosp.go.jp/~tochigi/
宇都宮病院	329-1193	栃木県宇都宮市下岡本町 2160	028-673-2111	http://www.hosp.go.jp/~utsuno/
高崎総合医療センター	370-0829	群馬県高崎市高松町 36	027-322-5901	http://www.tnho.jp/index.html
沼田病院	378-0051	群馬県沼田市上原町 1551-4	0278-23-2181	http://www.numata-hosp.jp/
西群馬病院	377-8511	群馬県渋川市金井 2854	0279-23-3030	http://www.hosp.go.jp/~wgunma/
西埼玉中央病院	359-1151	埼玉県所沢市若狭 2-1671	04-2948-1111	http://www.hosp.go.jp/~saitama/hospital/byouin_shoukai.html
埼玉病院	351-0102	埼玉県和光市諏訪 2-1	048-462-1101	http://www.hosp.go.jp/~saitamhp/
東埼玉病院	349-0196	埼玉県蓮田市大字黒浜 4147	048-768-1161	http://www.hosp.go.jp/~esaitama/
千葉医療センター	260-8606	千葉県千葉市中央区椿森 4-1-2	043-251-5311	http://www.hosp.go.jp/~chiba/
千葉東病院	260-8712	千葉県千葉市中央区仁戸名町 673	043-261-5171	http://www.hosp.go.jp/~chibae2/
下総精神医療センター	266-0007	千葉県千葉市緑区辺田町 578	043-291-1221	http://www.hosp.go.jp/~simofusa/
下志津病院	284-0003	千葉県四街道市鹿渡 934-5	043-422-2511	http://www.hosp.go.jp/~simosizu/
東京医療センター	152-8902	東京都目黒区東が丘 2-5-1	03-3411-0111	http://www.ntmc.go.jp/
災害医療センター	190-0014	東京都立川市緑町 3256	042-526-5511	http://www.hosp.go.jp/~tdmc/
東京病院	204-8585	東京都清瀬市竹丘 3-1-1	042-491-2111	http://www.hosp.go.jp/~tokyo/
村山医療センター	208-0011	東京都武蔵村山市学園 2-37-1	042-561-1221	http://www.murayama-hosp.jp/
横浜医療センター	245-8575	神奈川県横浜市戸塚区原宿 3-60-2	045-851-2621	http://www.yokohama-mc.com/
久里浜アルコール症センター	239-0841	神奈川県横須賀市野比 5-3-1	046-848-1550	http://www.kurihama-alcoholism-center.jp/
箱根病院	250-0032	神奈川県小田原市風祭 412	0465-22-3196	http://www.hosp.go.jp/~hakone/
相模原病院	252-0392	神奈川県相模原市桜台 18-1	042-742-8311	http://www.hosp.go.jp/~sagami/
神奈川病院	257-8585	神奈川県秦野市落合 666-1	0463-81-1771	http://kanagawa-hosp.org/
西新潟中央病院	950-2085	新潟県新潟市西区真砂 1-14-1	025-265-3171	http://www.masa.go.jp/
新潟病院	945-8585	新潟県柏崎市赤坂町 3-52	0257-22-2126	http://www.niigata-nh.go.jp/
さいがた病院	949-3193	新潟県上越市大潟区犀潟 468-1	025-534-3131	http://www.saigata-nh.go.jp/
甲府病院	400-8533	山梨県甲府市天神町 11-35	055-253-6131	http://www.kofu-hosp.com/
東長野病院	381-8567	長野県長野市上野 2-477	026-296-1111	http://www.hosp.go.jp/~enagano/index/topindex.htm

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
まつもと医療センター				
松本病院	399-8701	長野県松本市村井町南 2-20-30	0263-58-4567	http://mmcmatsu.jp/index.html
中信松本病院	399-0021	長野県松本市大字寿豊丘 811	0263-58-3121	http://mmccyuushin.jp/index.html
信州上田医療センター	386-8610	長野県上田市緑が丘 1-27-21	0268-22-1890	http://www.nagano-hosp.go.jp/
小諸高原病院	384-8540	長野県小諸市甲 4598	0267-22-0870	http://www.hosp.go.jp/~komoro/
富山病院	939-2692	富山県富山市婦中町新町 3145	076-469-2135	http://www.toyama-hosp.jp/
北陸病院	939-1893	富山県南砺市信末 5963	0763-62-1340	http://www.hosp.go.jp/~hokuriku/
金沢医療センター	920-8650	石川県金沢市下石引町 1-1	076-262-4161	http://www.kanazawa-hosp.jp/
医王病院	920-0192	石川県金沢市岩出町二 73-1	076-258-1180	http://www.hosp.go.jp/~iou/
七尾病院	926-8531	石川県七尾市松百町八部 3-1	0767-53-1890	http://www.hosp.go.jp/~nanao/
石川病院	922-0405	石川県加賀市手塚町サ 150	0761-74-0700	http://www.hosp.go.jp/~isikawa/
長良医療センター	502-8558	岐阜県岐阜市長良 1300-7	058-232-7755	http://www.hosp.go.jp/~ngr/
静岡てんかん・神経医療センター	420-8688	静岡県静岡市葵区漆山 886	054-245-5446	http://www.shizuokamind.org/
静岡富士病院	418-0103	静岡県富士宮市上井出 814	0544-54-0700	http://www.hosp.go.jp/~fuji/
天竜病院	434-8511	静岡県浜松市浜北区於呂 4201-2	053-583-3111	http://www.tenryu-hosp.jp/
静岡医療センター	411-8611	静岡県駿東郡清水町長沢 762-1	055-975-2000	http://www.hosp.go.jp/~tsh/top.html
名古屋医療センター	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 4-1-1	052-951-1111	http://www.nnh.go.jp/
東名古屋病院	465-8620	愛知県名古屋市長区梅森坂 5-101	052-801-1151	http://www.hosp.go.jp/~tomei/
東尾張病院	463-0802	愛知県名古屋守山区大森北 2-1301	052-798-9711	http://www.hosp.go.jp/~eowari/
豊橋医療センター	440-8510	愛知県豊橋市飯村町字浜道上 50	0532-62-0301	http://www.hosp.go.jp/~tmc/
三重病院	514-0125	三重県津市大里窪田町 357	059-232-2531	http://www.hosp.go.jp/~mieh/
鈴鹿病院	513-8501	三重県鈴鹿市加佐登 3-2-1	059-378-1321	http://www.hosp.go.jp/~suzukaww/
三重中央医療センター	514-1101	三重県津市久居明神町 2158-5	059-259-1211	http://www.miechuo-hosp.jp/
榑原病院	514-1292	三重県津市榑原町 777	059-252-0211	http://www.hosp.go.jp/~sakakihp/
福井病院	914-0195	福井県敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600	http://www.hosp.go.jp/~fukui/
あわら病院	910-4272	福井県あわら市北潟 238-1	0776-79-1211	http://www.hosp.go.jp/~awara/
滋賀病院	527-8505	滋賀県東近江市五智町 255	0748-22-3030	http://www.hosp.go.jp/~snh/
紫香楽病院	529-1803	滋賀県甲賀市信楽町牧 997	0748-83-0101	http://www.hosp.go.jp/~sigaraki/
京都医療センター	612-8555	京都府京都市伏見区深草向畑町 1-1	075-641-9161	http://www.hosp.go.jp/~kyotolan/
宇多野病院	616-8255	京都府京都市右京区鳴滝音戸山町 8	075-461-5121	http://web.kyoto-inet.or.jp/org/utano/index.htm
舞鶴医療センター	625-8502	京都府舞鶴市字行永 2410	0773-62-2680	http://www.hosp.go.jp/~maizuru/
南京都病院	610-0113	京都府城陽市中芦原 11	0774-52-0065	http://www.hosp.go.jp/~skyoto/
大阪医療センター	540-0006	大阪府大阪市中央区法円坂 2-1-14	06-6942-1331	http://www.onh.go.jp/
近畿中央胸部疾患センター	591-8555	大阪府堺市北区長曾根町 1180	072-252-3021	http://www.hosp.go.jp/~kch/
刀根山病院	560-8552	大阪府豊中市刀根山 5-1-1	06-6853-2001	http://www.hosp.go.jp/~toneyama/
大阪南医療センター	586-8521	大阪府河内長野市木戸東町 2-1	0721-53-5761	http://www.ommedc.jp/
神戸医療センター	654-0155	兵庫県神戸市須磨区西落合 3-1-1	078-791-0111	http://www.kobemc.go.jp/
姫路医療センター	670-8520	兵庫県姫路市本町 68	079-225-3211	http://www.hosp.go.jp/~hmj/
兵庫青野原病院	675-1350	兵庫県小野市南青野	0794-66-2233	http://www.hosp.go.jp/~aono/
兵庫中央病院	669-1592	兵庫県三田市大原 1314	079-563-2121	http://www.hosp.go.jp/~hch/
奈良医療センター	630-8053	奈良県奈良市七条 2-789	0742-45-4591	http://www.hosp.go.jp/~westnara/
やまと精神医療センター	639-1042	奈良県大和郡山市小泉町 2815	0743-52-3081	http://www.hosp.go.jp/~shoraiso/
南和歌山医療センター	646-8558	和歌山県田辺市たきない町 27-1	0739-26-7050	http://www.hosp.go.jp/~swymp2/
和歌山病院	644-0044	和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138	0738-22-3256	http://www.wakayama-hosp.jp/
鳥取医療センター	689-0203	鳥取県鳥取市三津 876	0857-59-1111	http://www.hosp.go.jp/~nistratori/
米子医療センター	683-8518	鳥取県米子市車尾 4-17-1	0859-33-7111	http://www.nho-yonago.jp/
松江医療センター	690-8556	島根県松江市上乃木 5-8-31	0852-21-6131	http://www.hosp.go.jp/~matsue/
浜田医療センター	697-8511	島根県浜田市浅井町 777-12	0855-25-0505	http://www.hosp.go.jp/~hamada/
岡山医療センター	701-1192	岡山県岡山市田益 1711-1	086-294-9911	http://okayamamc.jp/index.php
南岡山医療センター	701-0304	岡山県都窪郡早島町早島 4066	086-482-1121	http://www.sokayama.jp/
呉医療センター	737-0023	広島県呉市青山町 3-1	0823-22-3111	http://www.kure-nh.go.jp/
福山医療センター	720-8520	広島県福山市沖野上町 4-14-17	084-922-0001	http://www.fukuyama-hosp.go.jp/
広島西医療センター	739-0696	広島県大竹市玖波 4-1-1	0827-57-7151	http://www.hiro-nishi-nh.jp/
東広島医療センター	739-0041	広島県東広島市西条町寺家 513	082-423-2176	http://www.hiro-hosp.jp/

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
賀茂精神医療センター	739-2693	広島県東広島市黒瀬町南方 92	0823-82-3000	http://www.hosp.go.jp/~kamo/
関門医療センター	752-8510	山口県下関市長府外浦町 1-1	083-241-1199	http://www.hosp.go.jp/~simo/
山口宇部医療センター	755-0241	山口県宇部市東岐波 685	0836-58-2300	http://www.yamaguchi-hosp.jp/
岩国医療センター	740-8510	山口県岩国市黒磯町 2-5-1	0827-31-7121	http://www.iwakuni-nh.go.jp/
柳井病院	742-1352	山口県柳井市大字伊保庄 95	0820-27-0211	http://www.hosp.go.jp/~yanaihp/
東徳島医療センター	779-0193	徳島県板野郡板野町大寺字大向 1-1	088-672-1171	http://www.hosp.go.jp/~eastt/
徳島病院	776-8585	徳島県吉野川市鴨島町敷地 1354	0883-24-2161	http://www.hosp.go.jp/~tokushima/
高松医療センター	761-0193	香川県高松市新田町乙 8	087-841-2146	http://www.hosp.go.jp/~takamath/
普通寺病院	765-8507	香川県善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-2211	http://www.hosp.go.jp/~zentuujh/
香川小児病院	765-8501	香川県善通寺市善通寺町 2603	0877-62-0885	http://www.hosp.go.jp/~kagawasy/
四国がんセンター	791-0280	愛媛県松山市南梅本町甲 160	089-999-1111	http://www.shikoku-cc.go.jp/index.html
愛媛病院	791-0281	愛媛県東温市横河原 366	089-964-2411	http://www.ehime-nh.go.jp/
高知病院	780-8077	高知県高知市朝倉西町 1-2-25	088-844-3111	http://www.kochihp.com/
小倉医療センター	802-8533	福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘 10-1	093-921-8881	http://www.kokura-hp.jp/
九州がんセンター	811-1395	福岡県福岡市南区野多目 3-1-1	092-541-3231	http://www.ia-nkcc.jp/
九州医療センター	810-8563	福岡県福岡市中央区地行浜 1-8-1	092-852-0700	http://www.kyumed.jp/
福岡病院	811-1394	福岡県福岡市南区屋形原 4-39-1	092-565-5534	http://www.hosp.go.jp/~mfukuoka/
大牟田病院	837-0911	福岡県大牟田市大字橋 1044-1	0944-58-1122	http://www.hosp.go.jp/~oomuta/
福岡東医療センター	811-3195	福岡県古賀市千鳥 1-1-1	092-943-2331	http://www.fe-med.jp/
佐賀病院	849-8577	佐賀県佐賀市日の出 1-20-1	0952-30-7141	http://www.hosp.go.jp/~saga/
肥前精神医療センター	842-0192	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津 160	0952-52-3231	http://www.hosp.go.jp/~hizen/
東佐賀病院	849-0101	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀 7324	0942-94-2048	http://www.higashisaga-hosp.jp/
嬉野医療センター	843-0393	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙 2436	0954-43-1120	http://www.uresino.go.jp/
長崎病院	850-8523	長崎県長崎市桜木町 6-41	095-823-2261	http://www.nagasaki-n.jp/
長崎医療センター	856-8562	長崎県大村市久原 2-1001-1	0957-52-3121	http://www.hosp.go.jp/~nagasaki/
長崎川棚医療センター	859-3615	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 2005-1	0956-82-3121	http://www.nkmc.jp/
熊本医療センター	860-0008	熊本県熊本市二の丸 1-5	096-353-6501	http://www.hosp.go.jp/~knh/
熊本南病院	869-0593	熊本県宇城市松橋町豊福 2338	0964-32-0826	http://www.hosp.go.jp/~kumanann/
菊池病院	861-1116	熊本県合志市福原 208	096-248-2111	http://www.hosp.go.jp/~kikutihp/
熊本再春荘病院	861-1196	熊本県合志市須屋 2659	096-242-1000	http://www.hosp.go.jp/~saisyun/
大分医療センター	870-0263	大分県大分市横田 2-11-45	097-593-1111	http://www.hosp.go.jp/~oita/
別府医療センター	874-0011	大分県別府市大字内竈 1473	0977-67-1111	http://www.beppu-iryuu.jp/
西別府病院	874-0840	大分県別府市大字鶴見 4548	0977-24-1221	http://www.nbnh.jp/
宮崎東病院	880-0911	宮崎県宮崎市大字田吉 4374-1	0985-56-2311	http://www.hosp.go.jp/~mhigashi/
都城病院	885-0014	宮崎県都城市祝吉町 5033-1	0986-23-4111	http://www.nho-miyakon.jp/
宮崎病院	889-1301	宮崎県児湯郡川南町大字川南 19403-4	0983-27-1036	http://www.hosp.go.jp/~miyazaki/
鹿児島医療センター	892-0853	鹿児島県鹿児島市城山町 8-1	099-223-1151	http://kagomc.jp/
指宿病院	891-0498	鹿児島県指宿市十二町 4145	0993-22-2231	http://www.hosp.go.jp/~ibusuki1/
南九州病院	899-5293	鹿児島県始良郡加治木町木田 1882	0995-62-2121	http://www.skyusyu.jp/
沖縄病院	901-2214	沖縄県宜野湾市我如古 3-20-14	098-898-2121	http://www.okinawa-hosp.jp/index.jsp
琉球病院	904-1201	沖縄県国頭郡金武町字金武 7958-1	098-968-2133	http://www.hosp.go.jp/~ryukyu1/index.html

(注) 各病院の名称には、「独立行政法人国立病院機構」が付されている。

資料3 国立大学法人等の一覧

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

〔国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づく法人〕(90 法人)

● 国立大学法人(86 法人)

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
北海道大学	060-0808	北海道札幌市北区北 8 条西 5	011-716-2111	http://www.hokudai.ac.jp/
北海道教育大学	002-8501	北海道札幌市北区あいの里 5 条 3-1-3	011-778-0207	http://www.hokkyodai.ac.jp/
室蘭工業大学	050-8585	北海道室蘭市水元町 27-1	0143-46-5000	http://www.muroran-it.ac.jp/
小樽商科大学	047-8501	北海道小樽市緑 3-5-21	0134-27-5206	http://www.otaru-uc.ac.jp/
帯広畜産大学	080-8555	北海道帯広市稲田町西 2 線 11	0155-49-5216	http://www.obihiro.ac.jp/
旭川医科大学	078-8510	北海道旭川市緑が丘東 2 条 1-1-1	0166-65-2111	http://www.asahikawa-med.ac.jp/
北見工業大学	090-8507	北海道北見市公園町 165	0157-26-9113	http://www.kitami-it.ac.jp/
弘前大学	036-8560	青森県弘前市文京町 1	0172-36-2111	http://www.hirosaki-u.ac.jp/
岩手大学	020-8550	岩手県盛岡市上田 3-18-8	019-621-6006	http://www.iwate-u.ac.jp/
東北大学	980-8577	宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1	022-217-4807	http://www.tohoku.ac.jp/
宮城教育大学	980-0845	宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 149	022-214-3305	http://www.miyakyo-u.ac.jp/
秋田大学	010-8502	秋田県秋田市手形学園町 1-1	018-889-2207	http://www.akita-u.ac.jp/
山形大学	990-8560	山形県山形市小白川町 1-4-12	023-628-4006	http://www.yamagata-u.ac.jp/index_j.html
福島大学	960-1296	福島県福島市金谷川 1	024-548-5151	http://www.fukushima-u.ac.jp/
茨城大学	310-8512	茨城県水戸市文京 2-1-1	029-228-8007	http://www.ibaraki.ac.jp/
筑波大学	305-8577	茨城県つくば市天王台 1-1-1	029-853-2024	http://www.tsukuba.ac.jp/
筑波技術大学	305-8520	茨城県つくば市天久保 4-3-15	029-858-9305	http://www.tsukuba-tech.ac.jp/
宇都宮大学	321-8505	栃木県宇都宮市峰町 350	028-649-8172	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/
群馬大学	371-8510	群馬県前橋市荒牧町 4-2	027-220-7111	http://www.gunma-u.ac.jp/
埼玉大学	338-8570	埼玉県さいたま市桜区下大久保 255	048-858-3005	http://www.saitama-u.ac.jp/
千葉大学	263-8522	千葉県千葉市稲毛区弥生町 1-33	043-290-2006	http://www.chiba-u.ac.jp/
東京大学	113-8654	東京都文京区本郷 7-3-1	03-5841-2012	http://www.u-tokyo.ac.jp/index_i.html
東京医科歯科大学	113-8510	東京都文京区湯島 1-5-45	03-5803-5021	http://www.tmd.ac.jp/
東京外国語大学	183-8534	東京都府中市朝日町 3-11-1	042-330-5526	http://www.tufts.ac.jp/
東京学芸大学	184-8501	東京都小金井市貫井北町 4-1-1	042-329-7108	http://www.u-gakugei.ac.jp/
東京農工大学	183-8538	東京都府中市晴見町 3-8-1	042-367-5504	http://www.tuat.ac.jp/
東京芸術大学	110-8714	東京都台東区上野公園 12-8	050-5525-2013	http://www.geidai.ac.jp/
東京工業大学	152-8550	東京都目黒区大岡山 2-12-1	03-5734-2036	http://www.titech.ac.jp/
東京海洋大学	108-8477	東京都港区港南 4-5-7	03-5463-0400	http://www.kaiyodai.ac.jp/
お茶の水女子大学	112-8610	東京都文京区大塚 2-1-1	03-5978-5862	http://www.ocha.ac.jp/
電気通信大学	182-8585	東京都調布市調布ヶ丘 1-5-1	042-443-5015	http://www.uec.ac.jp/
一橋大学	186-8601	東京都国立市中 2-1	042-580-8000	http://www.hit-u.ac.jp/
横浜国立大学	240-8501	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1	045-339-3014	http://www.ynu.ac.jp/
新潟大学	950-2181	新潟県新潟市西区五十嵐 2 の町 8050	025-223-6161	http://www.niigata-u.ac.jp/
長岡技術科学大学	940-2188	新潟県長岡市上富岡町 1603-1	0258-46-6000	http://www.nagaokaut.ac.jp/
上越教育大学	943-8512	新潟県上越市山屋敷町 1 番地	025-522-2411	http://www.juen.ac.jp/
富山大学	930-8555	富山県富山市五福 3190	076-445-6111	http://www.u-toyama.ac.jp/
金沢大学	920-1192	石川県金沢市角間町	076-264-5111	http://www.kanazawa-u.ac.jp/
福井大学	910-8507	福井県福井市文京 3-9-1	0776-27-8936	http://www.u-fukui.ac.jp/
山梨大学	400-8510	山梨県甲府市武田 4-4-37	055-220-8004	http://www.yamanashi.ac.jp/
信州大学	390-8621	長野県松本市旭 3-1-1	0263-35-4600	http://www.shinshu-u.ac.jp/
岐阜大学	501-1193	岐阜県岐阜市柳戸 1-1	058-293-2006	http://www.gifu-u.ac.jp/
静岡大学	422-8529	静岡県静岡市駿河区大谷 836	054-237-1111	http://www.shizuoka.ac.jp/
浜松医科大学	431-3192	静岡県浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2113	http://www.hama-med.ac.jp/
名古屋大学	464-8601	愛知県名古屋市千種区不老町	052-789-5111	http://www.nagoya-u.ac.jp/
愛知教育大学	448-8542	愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1	0566-26-2115	http://www.aichi-edu.ac.jp/
名古屋工業大学	466-8555	愛知県名古屋市昭和区御器所町	052-735-5000	http://www.nitech.ac.jp/
豊橋技術科学大学	441-8580	愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘 1-1	0532-47-0111	http://www.tut.ac.jp/
三重大学	514-8507	三重県津市栗真町屋町 1577	059-232-1211	http://www.mie-u.ac.jp/
滋賀大学	522-8522	滋賀県彦根市馬場 1-1-1	0749-27-1005	http://www.shiga-u.ac.jp/
滋賀医科大学	520-2192	滋賀県大津市瀬田月輪町	077-548-2111	http://www.shiga-med.ac.jp/
京都大学	606-8501	京都府京都市左京区吉田本町	075-753-2021	http://www.kyoto-u.ac.jp/
京都教育大学	612-8522	京都府京都市伏見区深草藤森町 1	075-644-8106	http://www.kyokyo-u.ac.jp/
京都工芸繊維大学	606-8585	京都府京都市左京区松ヶ崎橋上町	075-724-7014	http://www.kit.ac.jp/
大阪大学	565-0871	大阪府吹田市山田丘 1-1	06-6877-5111	http://www.osaka-u.ac.jp/ja
大阪教育大学	582-8582	大阪府柏原市旭ヶ丘 4-698-1	072-978-3213	http://www.osaka-kyoiku.ac.jp/
兵庫教育大学	673-1494	兵庫県加東市下久米 942-1	0795-44-2010	http://www.hyogo-u.ac.jp/
神戸大学	657-8501	兵庫県神戸市灘区六甲台町 1-1	078-803-5031	http://www.kobe-u.ac.jp/

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
奈良教育大学	630-8528	奈良県奈良市高畑町	0742-27-9105	http://www.nara-edu.ac.jp/
奈良女子大学	630-8506	奈良県奈良市北魚屋東町	0742-20-3204	http://www.nara-wu.ac.jp/
和歌山大学	640-8510	和歌山県和歌山市栄谷 930	073-457-7007	http://www.wakayama-u.ac.jp/
鳥取大学	680-8550	鳥取県鳥取市湖山町南 4-101	0857-31-5007	http://www.tottori-u.ac.jp/
島根大学	690-8504	島根県松江市西川津町 1060	0852-32-6100	http://www.shimane-u.ac.jp/
岡山大学	700-8530	岡山県岡山市北区津島中 1-1-1	086-252-1111	http://www.okayama-u.ac.jp/
広島大学	739-8511	広島県東広島市鏡山 1-3-2	082-422-1111	http://www.hiroshima-u.ac.jp/index-j.html
山口大学	753-8511	山口県山口市吉田 1677-1	083-933-5000	http://www.yamaguchi-u.ac.jp/
徳島大学	770-8501	徳島県徳島市新蔵町 2-24	088-656-7000	http://www.tokushima-u.ac.jp/
鳴門教育大学	772-8502	徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748	088-687-6000	http://www.naruto-u.ac.jp/
香川大学	760-8521	香川県高松市幸町 1-1	087-832-1000	http://www.kagawa-u.ac.jp/
愛媛大学	790-8577	愛媛県松山市道後樋又 10-13	089-927-9000	http://www.ehime-u.ac.jp/
高知大学	780-8520	高知県高知市曙町 2-5-1	088-844-0111	http://www.kochi-u.ac.jp/JA/
福岡教育大学	811-4192	福岡県宗像市赤間文教町 1-1	0940-35-1200	http://www.fukuoka-edu.ac.jp/
九州大学	812-8581	福岡県福岡市東区箱崎 6-10-1	092-642-2111	http://www.kyushu-u.ac.jp/
九州工業大学	804-8550	福岡県北九州市戸畑区仙水町 1-1	093-884-3006	http://www.kyutech.ac.jp
佐賀大学	840-8502	佐賀県佐賀市本庄町 1	0952-28-8113	http://www.saga-u.ac.jp/
長崎大学	852-8521	長崎県長崎市文教町 1-14	095-819-2016	http://www.nagasaki-u.ac.jp/
熊本大学	860-8555	熊本県熊本市黒髪 2-39-1	096-344-2111	http://www.kumamoto-u.ac.jp/
大分大学	870-1192	大分県大分市大字旦野原 700	097-554-7406	http://www.oita-u.ac.jp/
宮崎大学	889-2192	宮崎県宮崎市学園木花台西 1-1	0985-58-2854	http://www.miyazaki-u.ac.jp/
鹿児島大学	890-8580	鹿児島県鹿児島市郡元 1-21-24	099-285-7111	http://www.kagoshima-u.ac.jp/
鹿屋体育大学	891-2393	鹿児島県鹿屋市白水町 1	0994-46-4111	http://www.nifs-k.ac.jp/
琉球大学	903-0213	沖縄県中頭郡西原町字千原 1	098-895-8012	http://www.u-ryukyuu.ac.jp/
総合研究大学院大学	240-0193	神奈川県三浦郡葉山町(湘南国際村)	046-858-1500	http://www.soken.ac.jp/
政策研究大学院大学	106-8677	東京都港区六本木 7-22-1	03-6439-6000	http://www.grips.ac.jp/jp/
北陸先端科学技術大学院大学	923-1292	石川県能美市旭台 1-1	0761-51-1111	http://www.jaist.ac.jp/
奈良先端科学技術大学院大学	630-0192	奈良県生駒市高山町 8916-5(けいはんな学研都市)	0743-72-5111	http://www.naist.jp/

(注 1) 法人の名称に含まれる、「国立大学法人」の部分は省略して表示している。

(注 2) 各国立大学法人の中期目標・中期計画(文部科学省ホームページ内)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1304745.htm(平成 23 年 3 月)

● 大学共同利用機関法人(4法人)

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
人間文化研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階	03-6402-9200	http://www.nihu.jp/
自然科学研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階	03-5425-1300	http://www.nins.jp/
高エネルギー加速器研究機構	305-0801	茨城県つくば市大穂 1-1	029-864-1171	http://www.kek.jp/
情報・システム研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階	03-6402-6200	http://www.rois.ac.jp/

(注 3) 法人の名称に含まれる、「大学共同利用機関法人」の部分は省略して表示している。

(注 4) 各大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画(文部科学省ホームページ内)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1304993.htm(平成 23 年 3 月)

[日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第 48 号)に基づく業務](1業務)

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
日本私立学校振興・共済事業団 (助成業務)	102-8145	東京都千代田区富士見 1-10-12	03-3230-1321	http://www.shigaku.go.jp/

日本私立学校振興・共済事業団の中期目標・中期計画

http://www.shigaku.go.jp/g_2ki_mokuhyo.htm(中期目標)

http://www.shigaku.go.jp/g_2ki_keikaku.htm(中期計画)

主務省名	特定	独立行政法人名	職員数									
			平成14.1.1	15.1.1	16.1.1	17.1.1	18.1.1	19.1.1	20.1.1	21.1.1	22.1.1	23.1.1
内閣府	○	国立公文書館	41	43	42	42	42	42	41	41	40	39
		北方領土問題対策協会			19	19	19	19	19	18	18	18
		沖縄科学技術研究基盤整備機構					14	93	140	171	200	255
消費者庁		国民生活センター			117	115	115	116	115	119	124	126
		情報通信研究機構	430	432	423	460	465	461	441	430	427	440
	○	統計センター			937	929	908	910	885	860	852	847
総務省		平和祈念事業特別基金			19	19	19	19	18	16	16	15
		郵便貯金・簡易生命保険管理機構							40	40	40	40
		国際協力機構			1,329	1,328	1,327	1,326	1,326	1,664	1,664	1,664
外務省		国際交流基金			233	222	216	216	224	218	221	216
		酒類総合研究所	50	50	50	50	50	48	47	49	46	47
	○	造幣局			1,217	1,171	1,143	1,115	1,076	1,037	1,010	969
財務省	○	国立印刷局			5,512	5,378	5,217	5,081	4,945	4,810	4,695	4,590
		日本万国博覧会記念機構			54	51	54	53	50	48	48	48
		国立特別支援教育総合研究所	80	80	78	76	77	74	73	72	72	70
文部科学省		大学入試センター	103	101	105	108	103	104	102	101	99	94
		国立青少年教育振興機構	63	62	62	62	63	607	590	552	540	537
		国立青年の家	305	301	303	305	307					
	国立少年自然の家	265	265	265	265	264						
	国立女性教育会館	28	28	27	28	27	27	27	27	24	25	
	国立科学博物館	146	148	148	145	141	139	133	129	129	130	
	物質・材料研究機構	548	548	542	542	549	900	860	873	920	922	
	防災科学技術研究所	112	109	107	109	110	239	212	196	194	189	
	放射線医学総合研究所	364	366	365	357	360	526	533	511	483	476	
	国立美術館	113	113	121	128	127	125	125	125	119	114	
	国立文化財機構	209	217	221	227	226	218	345	346	347	343	
	国立博物館	126	126	125	126	125	126					
	文化財研究所											
	教員研修センター	53	53	51	52	51	50	48	46	42	40	
	科学技術振興機構			2,749	2,884	2,814	2,436	2,096	1,709	1,588	1,668	
	日本学術振興会			94	99	99	98	98	102	127	133	
	理化学研究所			2,623	2,825	3,229	3,446	3,298	3,107	3,170	3,335	
	宇宙航空研究開発機構			2,305	2,300	2,244	2,239	2,179	2,157	2,120	2,138	
	日本スポーツ振興センター			407	385	357	348	333	328	345	344	
	日本芸術文化振興会			326	321	318	306	305	299	306	301	
	日本学生支援機構				532	534	513	486	452	449	466	
	海洋研究開発機構				953	1,037	961	909	925	944	968	
	国立高等専門学校機構				6,671	6,661	6,689	6,584	6,454	6,386	6,332	
	大学評価・学位授与機構				141	144	139	140	145	139	132	
	国立大学財務・経営センター				26	25	22	24	24	24	24	
	日本原子力研究開発機構					4,853	4,715	4,659	4,683	4,679	4,725	
厚生労働省		国立健康・栄養研究所	40	52	51	47	46	47	46	46	44	
		労働安全衛生総合研究所	49	49	49	49	49					
		産業安全研究所	76	75	74	73	72	119	117	117	111	103
	産業医学総合研究所											
	勤労者退職金共済機構			269	270	267	262	257	257	257	255	
	高齢・障害者雇用支援機構			736	708	715	714	714	714	722	716	
	福祉医療機構			264	252	251	271	259	253	260	255	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園			310	305	299	288	261	255	255	252	
	労働政策研究・研修機構			140	137	135	134	129	125	121	118	
	雇用・能力開発機構			4,386	4,228	4,228	4,059	3,930	3,817	3,684	3,571	
	労働者健康福祉機構			13,667	13,549	13,549	13,621	13,803	13,763	13,911	14,144	
	○ 国立病院機構			46,153	47,423	47,423	48,346	49,473	50,043	51,058	52,303	
	医薬品医療機器総合機構			259	291	291	312	344	424	527	601	
	医薬基盤研究所					81	86	85	83	79	81	
	年金・健康保険福祉施設整理機構					34	36	37	38	38	29	
	年金積立金管理運用						81	77	76	75	72	
	国立がん研究センター										1,514	
	国立循環器病研究センター										1,010	
	国立精神・神経医療研究センター										629	
	国立国際医療研究センター										1,503	
	国立成育医療研究センター										813	
	国立長寿医療研究センター										380	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

主務省名	特定	独立行政法人名	職員数											
			平成14.1.1	15.1.1	16.1.1	17.1.1	18.1.1	19.1.1	20.1.1	21.1.1	22.1.1	23.1.1		
農林水産省	○	農林水産消費安全技術センター	453	454	512	509	498	474	688	688	667	673		
		肥飼料検査所	137	139	150	151	152	148						
		農薬検査所	65	64	69	71	72	72						
			種苗管理センター	330	329	333	334	327	324	314	308	305	302	
			家畜改良センター	932	926	928	921	908	897	883	869	852	832	
			水産大学校	196	193	192	191	192	192	193	190	185	187	
			農業・食品産業技術総合研究機構	2,800	2,778	2,867	2,845	2,798	3,027	2,984	2,946	2,909	2,896	
		農業・生物系特定産業技術研究機構		131	134	130	131	130						
		農業工学研究所		131	128	125	125	128						
		食品総合研究所		43	43	42	42	39						
			農業生物資源研究所	426	423	418	414	401	394	388	387	381	374	
			農業環境技術研究所	192	193	192	191	189	186	178	180	171	172	
			国際農林水産業研究センター	162	158	161	158	158	155	151	189	187	181	
			森林総合研究所	689	685	672	667	664	658	785	1,326	1,268	1,199	
				林木育種センター	146	147	145	145	147					144
			水産総合研究センター	144	143	143	142	135	1,005	1,009	972	958	987	
				さけ・ます資源管理センター	775	759	885	876						870
			農畜産業振興機構			212	208	207	204	195	193	198	198	
			農業者年金基金			85	82	80	78	77	77	76	76	
			農林漁業信用基金			125	123	119	117	112	106	109	111	
経済産業省		経済産業研究所	38	38	55	45	45	49	47	48	44	46		
		工業所有権情報・研修館	53	55	55	79	78	111	106	101	100	97		
		日本貿易保険	158	157	153	147	153	146	141	149	153	134		
		産業技術総合研究所	3,195	3,177	3,130	3,175	3,214	3,226	3,191	3,115	3,077	3,032		
		○	製品評価技術基盤機構	407	408	421	434	424	416	411	405	396	401	
			新エネルギー・産業技術総合開発機構			1,262	1,256	1,256	1,046	958	944	1,037	923	
			日本貿易振興機構			1,671	1,645	1,609	1,663	1,628	1,578	1,543	1,506	
			原子力安全基盤機構			394	433	451	446	450	465	446	415	
			情報処理推進機構				210	206	197	192	180	182	181	
			石油天然ガス・金属鉱物資源機構				473	509	493	484	472	476	470	
			中小企業基盤整備機構				839	849	839	810	800	890	814	
	国土交通省		土木研究所	210	214	212	215	209	372	362	486	480	471	
		土木研究所		178	177	174	171	169						
				北海道開発土木研究所	96	97	98	93	96	94	94	92	87	85
				建築研究所	99	102	100	99	98	96	99	101	97	100
			交通安全環境研究所	227	227	224	224	219	216	212	211	220	219	
			海上技術安全研究所	112	110	108	107	110	110	103	106	104	104	
			港湾空港技術研究所	64	64	64	65	63	60	60	60	60	60	
			電子航法研究所	464	459	453	444	442	435	434	425	433	421	
			航海訓練所	84	82	82	79	79	213	207	203	201	207	
			海技教育機構	148	148	147	144	137						
			海員学校	123	123	120	121	119	118	118	116	116	114	
			航空大学校			873	874	871	860	859	851	850	831	
			自動車検査		874									
			鉄道建設・運輸施設整備支援機構			1,891	1,861	1,830	1,799	1,768	1,694	1,672	1,593	
			国際観光振興機構			102	102	105	101	97	94	88	92	
			水資源機構			1,828	1,739	1,594	1,576	1,546	1,528	1,524	1,488	
			自動車事故対策機構			340	337	336	334	334	334	334	334	
			空港周辺整備機構			91	94	89	86	82	77	74	62	
			海上災害防止センター			30	29	29	31	29	29	29	29	
			都市再生機構				4,459	4,302	4,149	4,030	4,003	3,922	3,836	
			奄美群島振興開発基金				20	20	20	19	18	18	18	
			日本高速道路保有・債務返済機構					85	85	85	84	84	84	
			住宅金融支援機構						998	979	960	936		
環境省			国立環境研究所	256	263	272	274	262	253	249	243	240	252	
			環境再生保全機構				125	114	156	154	152	146	145	
防衛省		○	駐留軍等労働者労務管理機構	406	400	399	392	392	374	364	337	327	312	
			計	16,865	18,095	46,005	124,894	130,652	131,167	131,736	131,806	132,467	139,213	

- (注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 法人名及び特定・非特定とは、23年1月現在のものを示す。
 3 「職員数」は各年の1月1日現在の職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)である。
 4 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
 5 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
 6 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

(1) 事務・技術職員

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)			
					平成21年度	平成22年度	対前年度差	平成21年度	平成22年度	対前年度差	
内閣府	◎ 国立公文書館	25	47.7	7,893	109.5	108.3	▲ 1.2	95.2	94.8	▲ 0.4	
	北方領土問題対策協会	15	44.8	6,472	95.4	96.2	0.8	86.8	88.0	1.2	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	22	39.0	6,916	122.8	118.9	▲ 3.9	133.3	129.5	▲ 3.8	
消費者庁	国民生活センター	105	41.4	6,936	114.6	111.1	▲ 3.5	103.1	100.1	▲ 3.0	
総務省	情報通信研究機構	111	45.3	7,329	103.9	104.8	0.9	112.5	114.0	1.5	
	◎ 統計センター	593	42.0	6,084	94.4	95.4	1.0	86.3	87.1	0.8	
	平和祈念事業特別基金	7	50.2	8,269	110.8	109.0	▲ 1.8	94.0	95.8	1.8	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	29	42.1	7,098	109.5	109.6	0.1	95.3	95.3	0.0	
法務省	日本司法支援センター	429	37.9	4,531	83.1	81.0	▲ 2.1	83.5	80.1	▲ 3.4	
外務省	国際協力機構	879	41.5	7,999	130.3	127.8	▲ 2.5	111.2	109.3	▲ 1.9	
	国際交流基金	111	41.3	7,567	122.0	120.5	▲ 1.5	101.7	100.2	▲ 1.5	
財務省	酒類総合研究所	5	38.1	5,087	103.4	91.3	▲ 12.1	108.7	93.0	▲ 15.7	
	◎ 造幣局	332	45.0	6,655	97.4	98.0	0.6	94.4	95.1	0.7	
	◎ 国立印刷局	3,727	45.0	6,134	88.7	88.8	0.1	86.5	86.7	0.2	
	日本万国博覧会記念機構	34	42.6	7,344	111.2	112.7	1.5	110.9	113.2	2.3	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	18	43.2	6,219	94.6	94.3	▲ 0.3	97.2	96.4	▲ 0.8	
	大学入試センター	50	39.7	5,989	99.9	100.0	0.1	87.2	87.0	▲ 0.2	
	国立青少年教育振興機構	357	42.0	6,008	95.6	95.1	▲ 0.5	97.9	99.1	1.2	
	国立女性教育会館	17	43.9	6,121	83.1	91.2	8.1	89.4	99.1	9.7	
	国立科学博物館	43	41.2	6,349	103.8	101.8	▲ 2.0	91.2	89.2	▲ 2.0	
	物質・材料研究機構	72	39.9	5,893	102.1	100.9	▲ 1.2	102.7	102.0	▲ 0.7	
	防災科学技術研究所	27	43.5	6,901	105.0	104.5	▲ 0.5	105.7	105.4	▲ 0.3	
	放射線医学総合研究所	109	41.3	5,152	85.0	83.9	▲ 1.1	86.4	86.1	▲ 0.3	
	国立美術館	40	39.8	5,986	105.1	99.7	▲ 5.4	94.6	90.7	▲ 3.9	
	国立文化財機構	98	41.4	6,060	96.9	96.9	0.0	90.9	91.5	0.6	
	教員研修センター	28	46.6	7,198	97.1	99.2	2.1	94.9	96.5	1.6	
	科学技術振興機構	490	41.4	7,175	116.7	114.4	▲ 2.3	100.8	98.9	▲ 1.9	
	日本学術振興会	81	35.1	5,705	116.9	111.7	▲ 5.2	100.7	97.7	▲ 3.0	
	理化学研究所	287	42.8	7,393	113.8	113.9	0.1	111.1	112.1	1.0	
	宇宙航空研究開発機構	407	44.1	7,956	119.1	118.6	▲ 0.5	115.2	114.7	▲ 0.5	
	日本スポーツ振興センター	274	42.9	7,040	110.0	109.1	▲ 0.9	101.1	100.0	▲ 1.1	
	日本芸術文化振興会	208	47.2	7,043	101.7	101.6	▲ 0.1	88.4	88.1	▲ 0.3	
	日本学生支援機構	324	44.9	7,219	107.8	106.6	▲ 1.2	94.4	93.2	▲ 1.2	
	海洋研究開発機構	217	42.0	7,144	115.0	114.1	▲ 0.9	115.9	117.1	1.2	
	国立高等専門学校機構	1,818	42.1	5,284	83.2	83.7	0.5	88.9	90.2	1.3	
	大学評価・学位授与機構	68	34.4	4,929	100.1	99.9	▲ 0.2	101.2	101.7	0.5	
	国立大学財務・経営センター	10	39.7	6,232	111.7	102.5	▲ 9.2	98.2	95.1	▲ 3.1	
	日本原子力研究開発機構	2,666	44.7	7,776	116.4	115.5	▲ 0.9	124.2	123.8	▲ 0.4	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	6	43.8	7,690	107.6	114.4	6.8	97.4	98.8	1.4
		労働安全衛生総合研究所	4	37.8	6,198	103.0	107.5	4.5	101.6	107.5	5.9
		勤労者退職金共済機構	207	42.3	7,242	111.0	112.7	1.7	98.8	100.3	1.5
		高齢・障害者雇用支援機構	194	40.6	6,566	112.2	107.3	▲ 4.9	101.4	100.0	▲ 1.4
福祉医療機構		226	39.8	7,049	119.1	117.4	▲ 1.7	103.5	102.2	▲ 1.3	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		24	47.0	6,843	94.1	96.0	1.9	98.6	101.8	3.2	
労働政策研究・研修機構		54	45.4	8,170	118.4	117.7	▲ 0.7	102.7	102.5	▲ 0.2	
雇用・能力開発機構		981	46.0	7,334	106.6	104.4	▲ 2.2	108.3	106.4	▲ 1.9	
労働者健康福祉機構		1,123	44.0	6,748	101.7	102.0	0.3	105.2	105.7	0.5	
◎ 国立病院機構		2,439	42.0	6,199	97.2	98.3	1.1	102.5	104.0	1.5	
医薬品医療機器総合機構		398	36.9	6,661	122.7	122.1	▲ 0.6	104.0	104.2	0.2	
医薬基盤研究所		17	39.5	6,649	109.0	113.2	4.2	110.5	116.1	5.6	
年金・健康保険福祉施設整理機構		10	43.1	6,516	110.0	103.7	▲ 6.3	99.8	95.6	▲ 4.2	
年金積立金管理運用		65	44.1	8,180	119.5	120.9	1.4	99.8	100.6	0.8	
国立がん研究センター		※	59	43.0	6,959	-	105.2	-	-	98.6	-
国立循環器病研究センター		※	36	41.1	6,276	-	99.2	-	-	99.8	-
国立精神・神経医療研究センター		※	32	40.1	6,436	-	107.2	-	-	108.1	-
国立国際医療研究センター		※	72	41.1	6,473	-	104.9	-	-	97.3	-
国立成育医療研究センター		※	38	43.1	7,168	-	109.5	-	-	98.1	-
国立長寿医療研究センター		※	22	43.3	6,459	-	99.2	-	-	105.9	-
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	554	43.6	6,593	99.0	98.8	▲ 0.2	100.3	100.4	0.1	
	種苗管理センター	216	44.2	6,485	98.3	97.8	▲ 0.5	104.9	104.4	▲ 0.5	
	家畜改良センター	288	42.4	6,113	98.6	96.7	▲ 1.9	106.5	105.0	▲ 1.5	
	水産大学校	31	44.1	5,753	85.4	86.2	0.8	92.5	94.1	1.6	
	農業・食品産業技術総合研究機構	536	43.9	6,420	96.0	96.7	0.7	99.8	100.8	1.0	
	農業生物資源研究所	66	41.7	6,138	98.6	97.9	▲ 0.7	100.8	100.3	▲ 0.5	
	農業環境技術研究所	27	42.3	6,366	98.2	99.9	1.7	99.1	101.1	2.0	
	国際農林水産業研究センター	27	45.3	6,998	104.7	101.2	▲ 3.5	104.5	102.7	▲ 1.8	
	森林総合研究所	583	43.7	6,606	102.0	100.1	▲ 1.9	105.4	103.7	▲ 1.7	
	水産総合研究センター	250	42.3	6,067	95.9	95.4	▲ 0.5	100.9	101.3	0.4	
	農畜産業振興機構	169	42.6	8,024	126.4	124.1	▲ 2.3	107.1	105.4	▲ 1.7	
	農業者年金基金	47	43.7	7,689	113.5	117.3	3.8	99.5	101.7	2.2	
	農林漁業信用基金	92	44.9	7,948	113.7	115.4	1.7	97.3	98.7	1.4	

主務省	法人名	対象人員 数(人)	平均年齢 (歳)	平均年間給 与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)			
					平成21年度	平成22年度	対前年度差	平成21年度	平成22年度	対前年度差	
経済 産業省	経済産業研究所	27	42.6	6,164	96.1	93.3	▲ 2.8	80.1	78.1	▲ 2.0	
	工業所有権情報・研修館	48	46.8	8,138	112.5	113.3	0.8	100.8	101.7	0.9	
	日本貿易保険	95	43.2	8,476	132.7	128.7	▲ 4.0	110.5	107.2	▲ 3.3	
	産業技術総合研究所	575	44.0	7,019	104.7	105.2	0.5	104.8	105.7	0.9	
	◎ 製品評価技術基盤機構	318	45.1	7,302	105.2	105.3	0.1	97.6	97.9	0.3	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	350	42.1	6,642	104.0	103.6	▲ 0.4	103.7	103.7	0.0	
	日本貿易振興機構	472	40.1	7,378	123.7	122.9	▲ 0.8	109.6	109.0	▲ 0.6	
	原子力安全基盤機構	242	49.3	9,061	118.5	119.3	0.8	101.5	102.2	0.7	
	情報処理推進機構	113	44.3	7,754	113.9	113.9	0.0	95.6	95.7	0.1	
国土 交通省	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	311	45.0	8,032	121.2	117.0	▲ 4.2	120.6	117.0	▲ 3.6	
	中小企業基盤整備機構	625	42.7	7,334	121.2	112.5	▲ 8.7	111.8	103.7	▲ 8.1	
	土木研究所	92	42.8	6,126	95.9	94.6	▲ 1.3	99.3	98.3	▲ 1.0	
	建築研究所	23	44.4	6,958	104.3	101.7	▲ 2.6	104.1	102.5	▲ 1.6	
	交通安全環境研究所	38	36.8	5,842	102.3	105.9	3.6	104.0	109.1	5.1	
	海上技術安全研究所	33	39.2	5,795	104.4	99.8	▲ 4.6	105.4	102.3	▲ 3.1	
	港湾空港技術研究所	11	41.0	6,149	101.9	96.8	▲ 5.1	103.6	99.5	▲ 4.1	
	電子航法研究所	5	41.9	6,747	103.6	104.6	1.0	107.4	105.5	▲ 1.9	
	航海訓練所	18	41.4	6,537	99.1	103.9	4.8	99.5	105.1	5.6	
	海技教育機構	55	47.8	7,031	96.0	96.5	0.5	99.6	98.2	▲ 1.4	
	航空大学校	18	39.3	5,931	106.3	103.9	▲ 2.4	114.8	113.2	▲ 1.6	
	自動車検査	508	36.1	5,049	95.9	95.3	▲ 0.6	99.5	99.5	0.0	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,240	47.4	8,125	114.2	113.0	▲ 1.2	114.7	113.6	▲ 1.1	
	国際観光振興機構	45	43.0	7,172	107.7	108.9	1.2	90.7	91.3	0.6	
	水資源機構	1,325	43.3	7,360	116.0	112.6	▲ 3.4	121.6	118.7	▲ 2.9	
	自動車事故対策機構	240	47.0	7,548	104.2	104.7	0.5	103.9	104.4	0.5	
	空港周辺整備機構	37	44.3	7,210	106.6	106.6	0.0	108.5	108.6	0.1	
	海上災害防止センター	20	44.9	7,812	107.6	114.7	7.1	109.4	117.3	7.9	
	都市再生機構	3,176	45.4	8,265	118.5	118.3	▲ 0.2	113.0	112.4	▲ 0.6	
	奄美群島振興開発基金	16	41.4	5,805	96.2	93.4	▲ 2.8	103.6	100.5	▲ 3.1	
	日本高速道路保有・債務返済機構	49	39.7	7,255	115.3	120.7	5.4	101.3	107.1	5.8	
	住宅金融支援機構	836	42.8	8,186	127.6	125.5	▲ 2.1	114.9	114.2	▲ 0.7	
	環境省	国立環境研究所	43	44.0	6,899	97.9	102.5	4.6	97.5	102.0	4.5
		環境再生保全機構	94	42.9	7,272	112.1	112.8	0.7	110.5	111.6	1.1
	防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	264	40.5	5,560	89.6	91.3	1.7	91.6	90.8	▲ 0.8
	全法人(105法人)		34,388	43.5	6,951	106.2	105.5	▲ 0.7	104.4	103.9	▲ 0.5

- (注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
- 3 ※は平成22年4月1日に設立された法人を示す。
- 4 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の事務・技術職員の給与を、国家公務員(行政職(一))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。
- 5 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

(2) 研究職員

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)			
					平成21年度	平成22年度	対前年度差	平成21年度	平成22年度	対前年度差	
内閣府	◎ 国立公文書館	1	—	—	82.1	91.2	9.1	79.7	88.8	9.1	
総務省	情報通信研究機構	265	46.3	8,693	93.0	96.4	3.4	106.0	110.4	4.4	
財務省	酒類総合研究所	27	44.5	7,898	94.3	93.5	▲ 0.8	105.4	103.8	▲ 1.6	
	◎ 造幣局	7	45.9	6,886	77.2	79.0	1.8	76.6	76.0	▲ 0.6	
	◎ 国立印刷局	91	41.1	6,046	77.6	77.1	▲ 0.5	88.8	96.1	7.3	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	39	49.0	8,650	88.9	88.5	▲ 0.4	90.5	93.0	2.5	
	国立女性教育会館	2	—	—	68.5	68.5	0.0	75.1	73.2	▲ 1.9	
	国立科学博物館	64	49.7	9,199	94.8	93.9	▲ 0.9	91.9	91.2	▲ 0.7	
	物質・材料研究機構	386	46.3	9,132	101.3	101.3	0.0	104.6	101.0	▲ 3.6	
	防災科学技術研究所	55	45.1	8,829	102.6	102.6	0.0	107.9	104.5	▲ 3.4	
	放射線医学総合研究所	166	45.5	8,153	94.0	93.0	▲ 1.0	96.4	97.7	1.3	
	国立美術館	54	44.9	8,265	95.8	94.8	▲ 1.0	92.8	92.5	▲ 0.3	
	国立文化財機構	158	44.2	8,300	99.6	98.3	▲ 1.3	99.4	99.7	0.3	
	理化学研究所	305	46.0	9,890	111.6	110.4	▲ 1.2	111.3	108.9	▲ 2.4	
	宇宙航空研究開発機構	831	42.7	8,203	102.5	101.4	▲ 1.1	107.3	104.5	▲ 2.8	
	日本スポーツ振興センター	14	45.1	8,489	98.2	96.7	▲ 1.5	94.0	93.4	▲ 0.6	
	海洋研究開発機構	57	44.4	8,287	97.4	96.1	▲ 1.3	99.6	99.2	▲ 0.4	
	日本原子力研究開発機構	947	44.1	8,660	104.2	103.2	▲ 1.0	118.0	116.9	▲ 1.1	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	16	51.1	10,416	102.4	101.6	▲ 0.8	98.2	98.2	0.0
		労働安全衛生総合研究所	61	48.0	8,818	93.6	92.6	▲ 1.0	93.4	90.0	▲ 3.4
高齢・障害者雇用支援機構		19	48.9	8,306	94.4	87.3	▲ 7.1	96.8	92.3	▲ 4.5	
労働政策研究・研修機構		22	47.5	9,214	100.4	99.4	▲ 1.0	98.2	98.0	▲ 0.2	
◎ 国立病院機構		10	47.9	7,660	83.4	82.8	▲ 0.6	86.3	87.4	1.1	
医薬基盤研究所		24	47.0	8,394	94.4	92.2	▲ 2.2	97.7	95.5	▲ 2.2	
国立がん研究センター		※	89	45.3	10,266	—	116.1	—	—	113.6	—
国立循環器病研究センター		※	69	47.9	9,637	—	103.4	—	—	101.1	—
国立精神・神経医療研究センター		※	51	47.6	10,541	—	112.8	—	—	109.3	—
国立国際医療研究センター		※	24	51.5	12,173	—	118.4	—	—	114.2	—
国立成育医療研究センター		※	27	51.5	11,946	—	118.4	—	—	114.0	—
国立長寿医療研究センター	※	29	50.5	10,814	—	108.0	—	—	112.2	—	
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	1	—	—	97.3	90.7	▲ 6.6	96.9	87.1	▲ 9.8	
	農業・食品産業技術総合研究機構	1,301	45.5	8,557	97.8	97.6	▲ 0.2	105.0	103.3	▲ 1.7	
	農業生物資源研究所	214	47.7	9,276	98.3	99.0	0.7	99.8	97.1	▲ 2.7	
	農業環境技術研究所	102	47.3	9,307	100.9	101.2	0.3	102.0	98.9	▲ 3.1	
	国際農林水産業研究センター	82	47.8	9,338	99.5	100.4	0.9	102.7	100.5	▲ 2.2	
	森林総合研究所	427	45.9	8,795	98.9	99.0	0.1	103.3	100.8	▲ 2.5	
	水産総合研究センター	454	47.0	8,372	91.7	91.3	▲ 0.4	99.9	99.2	▲ 0.7	
経済産業省	経済産業研究所	7	41.5	9,929	129.5	124.1	▲ 5.4	124.2	119.6	▲ 4.6	
	産業技術総合研究所	1,910	46.6	9,425	104.6	104.1	▲ 0.5	106.9	103.4	▲ 3.5	
	日本貿易振興機構	88	44.2	7,833	92.1	92.0	▲ 0.1	93.7	95.5	1.8	
国土交通省	土木研究所	251	42.6	7,361	91.6	90.7	▲ 0.9	104.2	103.1	▲ 1.1	
	建築研究所	42	48.5	10,063	102.7	105.6	2.9	103.8	102.3	▲ 1.5	
	交通安全環境研究所	31	48.0	9,060	96.1	96.6	0.5	98.9	96.1	▲ 2.8	
	海上技術安全研究所	129	45.7	8,796	101.0	99.9	▲ 1.1	105.3	106.4	1.1	
	港湾空港技術研究所	60	41.6	8,136	104.4	103.9	▲ 0.5	109.4	110.3	0.9	
	電子航法研究所	35	42.8	8,295	105.7	104.9	▲ 0.8	108.5	104.4	▲ 4.1	
環境省	国立環境研究所	138	48.2	9,722	102.7	104.0	1.3	103.8	101.2	▲ 2.6	
全法人(47法人)		9,182	45.6	8,839	100.3	100.4	0.1	105.4	103.8	▲ 1.6	

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。

3 ※は平成22年4月1日に設立された法人を示す。

4 対象人員数が2人以下の法人については、個人情報の保護の観点から、「平均年齢」及び「平均年間給与額」欄の記載を省略している。

5 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の研究職員の給与と、国家公務員(研究職)の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。

6 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

(3) 病院医師

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)		対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
				平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	対前年度差	平成21年度	平成22年度	対前年度差
財務省	◎ 国立印刷局	14	47.6	11,469	11,435	90.1	91.4	1.3	91.3	95.4	4.1
文科省	放射線医学総合研究所	16	48.9	12,747	12,205	98.2	96.9	▲ 1.3	98.2	98.9	0.7
厚労省	労働者健康福祉機構	1,249	47.5	13,359	13,361	107.5	107.3	▲ 0.2	104.2	106.5	2.3
	◎ 国立病院機構	3,749	46.8	13,646	13,778	109.7	110.9	1.2	105.7	108.4	2.7
	国立がん研究センター ※	187	46.6	-	14,451	-	116.3	-	-	121.6	-
	国立循環器病研究センター ※	103	46.3	-	13,365	-	108.1	-	-	119.6	-
	国立精神・神経医療研究センター ※	53	46.2	-	13,824	-	111.3	-	-	122.6	-
	国立国際医療研究センター ※	168	47.2	-	13,759	-	110.1	-	-	119.0	-
	国立成育医療研究センター ※	105	47.5	-	13,558	-	108.4	-	-	118.3	-
	国立長寿医療研究センター ※	41	47.5	-	15,114	-	120.2	-	-	119.0	-
全法人(10法人)		5,685	47.0	13,564	13,696	109.1	110.2	1.1	105.3	109.2	3.9

- (注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
 3 ※は平成22年4月1日に設立された法人を示す。
 4 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の医師の給与を、国家公務員(医療職(一))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。
 5 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

(4) 病院看護師

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)		対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
				平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	対前年度差	平成21年度	平成22年度	対前年度差
財務省	◎ 国立印刷局	60	44.6	5,868	5,695	101.0	102.5	1.5	95.2	95.7	0.5
文科省	放射線医学総合研究所	32	45.8	5,596	5,552	94.8	99.0	4.2	92.7	95.8	3.1
厚労省	労働者健康福祉機構	5,990	37.6	5,438	5,385	106.6	109.8	3.2	107.8	109.2	1.4
	◎ 国立病院機構	24,713	37.4	4,815	4,812	94.3	98.3	4.0	95.6	97.3	1.7
	国立がん研究センター ※	555	33.0	-	4,907	-	107.2	-	-	104.2	-
	国立循環器病研究センター ※	414	31.9	-	4,854	-	109.1	-	-	103.8	-
	国立精神・神経医療研究センター ※	247	38.7	-	5,626	-	112.3	-	-	108.2	-
	国立国際医療研究センター ※	479	35.1	-	5,391	-	113.7	-	-	107.6	-
	国立成育医療研究センター ※	319	34.6	-	5,284	-	113.0	-	-	105.9	-
	国立長寿医療研究センター ※	132	39.0	-	5,214	-	103.6	-	-	102.6	-
全法人(10法人)		32,941	37.3	4,931	4,941	96.5	101.2	4.7	97.8	100.0	2.2

- (注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
 3 ※は平成22年4月1日に設立された法人を示す。
 4 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の看護師の給与を、国家公務員(医療職(三))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。
 5 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

対国家公務員指数	対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的理由	主務大臣の検証結果	講評の措置 (具体的に給与水準を正す の取組及び具体的な時期)	平成23年度に見込まれる 対国家公務員指数					
	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴				年齢	年齢 + 地域 + 学歴	目標 水準	目標 期限		
17	文部科学省	日本スポーツ振興センター	109.1	100.1	108.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	23年度
18	文部科学省	日本芸術文化振興会	101.6	90.7	98.7	88.0	88.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	23年度
19	文部科学省	日本学生支援機構	106.6	95.6	103.7	93.2	93.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	23年度
20	文部科学省	海洋研究開発機構	114.1	118.2	111.2	117.1	117.1	116.4	115.3	116.4	116.4	116.4	23年度
21	文部科学省	国立大学財務・経営センター	102.5	96.3	101.9	95.0	95.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	23年度
22	文部科学省	日本原子力研究開発機構	115.5	124.2	115.6	123.8	123.8	115.5	123.8	115.5	123.8	123.8	23年度
23	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	114.4	99.4	112.7	98.8	98.8	107.6	97.4	107.6	97.4	97.4	27年度
24	厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	107.5	107.3	106.3	107.5	107.5	105.5	105.5	105.5	105.5	100以下	27年度
25	厚生労働省	勤労者退職金共済機構	112.7	89.9	112.7	100.0	100.0	112.7	100.0	112.7	100.0	100.0	27年度
26	厚生労働省	高齢・障害者雇用支援機構	107.3	102.6	103.6	100.0	100.0	106.9	109.1	106.9	109.1	100以下	25年度

	対国家公務員指数	年齢				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 (具体的改善策及び具体的な時期)	平成23年度に見込まれる 対国家公務員指数		目標 水準	目標 期限		
		年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴				年齢 + 地域 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴				
34	厚生労働省 年金積立金管理運用	120.9	104.4	116.5	100.6		1. 職員の勤務地が全国東京都勤務となっていること(国家公務員は相当数の職員が地方勤務) 2. 職員の大半者の割合(85.9%)が、国家公務員行政職職階(一)の適用を受ける職員の大半者である割合(51.8%)より高いことから、国家公務員の給与水準(年齢)より高くなっているが、地域・学歴差で見ると、100.6ポイントとなっている。	当法人においては、国の給与制度に準じて、 ・職員給与については、年功的な給与上昇を抑制するため、給与カーブのフラット化を図り、給与水準を等価化(5段階)による標準化によること ・勤務実績を給与へ反映させるため国家公務員と同様に評価を標準化したこと ・管理職を端的に反映するため段階手当を定額化したこと 等、職員の給与制度の改正に取り組み、その結果、対国家公務員指数(地域・学歴差)は100.6ポイントとなり、国家公務員給与水準はほぼ同等となっている。	概ね120	概ね100	地域 + 学歴	-		
35	厚生労働省 国立がん研究センター	105.2	96.4	106.4	98.6		1. 職員の勤務地が全国東京都勤務となっていること(国家公務員は相当数の職員が地方勤務) 2. 職員の大半者の割合(85.9%)が、国家公務員行政職職階(一)の適用を受ける職員の大半者である割合(51.8%)より高いことから、国家公務員の給与水準(年齢)より高くなっているが、地域・学歴差で見ると、106.4ポイントとなっている。	平成23年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成22年度とほぼ同等、対国家公務員指数は105.2となり、対国家公務員指数の給与水準は、概ね100ポイントとなる見込みである。また、対国家公務員指数の給与水準は、概ね100ポイントとなる見込みである。また、対国家公務員指数の給与水準は、概ね100ポイントとなる見込みである。	105.2	98.6	地域 + 学歴	-		
36	厚生労働省 国立精神・神経医療研究センター	107.2	108.2	107.2	108.1		1. 職員の勤務地が全国東京都勤務となっていること(国家公務員は相当数の職員が地方勤務) 2. 職員の大半者の割合(85.9%)が、国家公務員行政職職階(一)の適用を受ける職員の大半者である割合(51.8%)より高いことから、国家公務員の給与水準(年齢)より高くなっているが、地域・学歴差で見ると、108.1ポイントとなっている。	当法人の事業運営、民間医療機関の給与及び国家公務員の給与等を総合的に考慮し、対国家公務員指数は107.2となり、対国家公務員指数の給与水準は、概ね100ポイントとなる見込みである。また、対国家公務員指数の給与水準は、概ね100ポイントとなる見込みである。	107.2	108.1	地域 + 学歴	23年度		
37	厚生労働省 国立国際医療研究センター	104.9	95.3	105.9	97.3		1. 職員の勤務地が全国東京都勤務となっていること(国家公務員は相当数の職員が地方勤務) 2. 職員の大半者の割合(85.9%)が、国家公務員行政職職階(一)の適用を受ける職員の大半者である割合(51.8%)より高いことから、国家公務員の給与水準(年齢)より高くなっているが、地域・学歴差で見ると、105.9ポイントとなっている。	平成23年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成22年度とほぼ同等、対国家公務員指数は104.9となり、対国家公務員指数の給与水準は、概ね100ポイントとなる見込みである。また、対国家公務員指数の給与水準は、概ね100ポイントとなる見込みである。	104.9	97.3	地域 + 学歴	-		
38	厚生労働省 国立成育医療研究センター	109.5	95.4	110.5	98.1		1. 職員の勤務地が全国東京都勤務となっていること(国家公務員は相当数の職員が地方勤務) 2. 職員の大半者の割合(85.9%)が、国家公務員行政職職階(一)の適用を受ける職員の大半者である割合(51.8%)より高いことから、国家公務員の給与水準(年齢)より高くなっているが、地域・学歴差で見ると、110.5ポイントとなっている。	対国家公務員指数(地域・学歴差)は98.1となり、対国家公務員指数の給与水準は、概ね100ポイントとなる見込みである。また、対国家公務員指数の給与水準は、概ね100ポイントとなる見込みである。	109.5	98.1	地域 + 学歴	-		
39	農林水産省 国際農林水産業研究センター	101.2	102.0	103.3	102.1		1. 職員の勤務地が全国東京都勤務となっていること(国家公務員は相当数の職員が地方勤務) 2. 職員の大半者の割合(85.9%)が、国家公務員行政職職階(一)の適用を受ける職員の大半者である割合(51.8%)より高いことから、国家公務員の給与水準(年齢)より高くなっているが、地域・学歴差で見ると、103.3ポイントとなっている。	1. 当法人は平成13年4月に農林水産省試験研究機関から特定独立行政法人に移行した独立行政法人(平成18年4月 特定独立行政法人化)であり、職員給与は、国家公務員の給与水準を定額として、一般職の職員の給与に関する法律(平成23年度)に準拠して規定し、給与水準は国家公務員給与水準と同等である。 2. 平成23年度(旧経費管理職)に統合したことに伴い、給与水準が高くなっているが、段階的な見直しを予定していることである。(平成23年度:106.7、平成24年度:104.9)としていること、給与水準を定額として、一般職の職員の給与に関する法律(平成23年度)に準拠して規定し、給与水準は国家公務員給与水準と同等である。 3. 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含む役員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き給与水準に準拠した給与水準に基づき支給し、適正水準とすることを要請することとする。	101.2	102.0	103.3	102.1	100程度 + 地域 + 学歴	23年度
40	農林水産省 森林総合研究所	100.1	104.3	99.4	103.1		1. 職員の勤務地が全国東京都勤務となっていること(国家公務員は相当数の職員が地方勤務) 2. 職員の大半者の割合(85.9%)が、国家公務員行政職職階(一)の適用を受ける職員の大半者である割合(51.8%)より高いことから、国家公務員の給与水準(年齢)より高くなっているが、地域・学歴差で見ると、103.1ポイントとなっている。	1. 当法人は平成13年4月に農林水産省試験研究機関から特定独立行政法人に移行した独立行政法人(平成18年4月 特定独立行政法人化)であり、職員給与は、国家公務員の給与水準を定額として、一般職の職員の給与に関する法律(平成23年度)に準拠して規定し、給与水準は国家公務員給与水準と同等である。 2. 平成23年度(旧経費管理職)に統合したことに伴い、給与水準が高くなっているが、段階的な見直しを予定していることである。(平成23年度:106.7、平成24年度:104.9)としていること、給与水準を定額として、一般職の職員の給与に関する法律(平成23年度)に準拠して規定し、給与水準は国家公務員給与水準と同等である。 3. 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含む役員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き給与水準に準拠した給与水準に基づき支給し、適正水準とすることを要請することとする。	100.1	104.3	99.4	103.1	100 (年齢) 103 年齢 + 地域 + 学歴	23年度
41	農林水産省 農産物振興機構	124.1	109.4	119.6	105.4		1. 職員の勤務地が全国東京都勤務となっていること(国家公務員は相当数の職員が地方勤務) 2. 職員の大半者の割合(85.9%)が、国家公務員行政職職階(一)の適用を受ける職員の大半者である割合(51.8%)より高いことから、国家公務員の給与水準(年齢)より高くなっているが、地域・学歴差で見ると、119.6ポイントとなっている。	1. 具体的な改善策 平成17年12月から実施している「給与構造の見直し」を着実に実施することとし、平成19年度から「新たな人事管理制度」を実施することにより、人事改革を進めている。また、給与水準の適正化について決定し、その検証結果や取組状況について公表を行う。 具体的な措置は、次のとおり。 ①平成17年度から給与構造の見直しとして、俸給月額について平成26年度まで年率約14%～25%引き上げ、管理職の職務手当の引下げ、職員の職務手当の引下げ、広域勤務手当の引下げ、退職給付引下げを実施し、給与水準を抑制することとする。 ②「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ③「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ④「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑤「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑥「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑦「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑧「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑨「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑩「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。	124.1	109.4	119.6	105.4	100 年齢 + 地域 + 学歴	24年度
42	農林水産省 農業者年金基金	117.3	102.4	115.5	101.7		1. 職員の勤務地が全国東京都勤務となっていること(国家公務員は相当数の職員が地方勤務) 2. 職員の大半者の割合(85.9%)が、国家公務員行政職職階(一)の適用を受ける職員の大半者である割合(51.8%)より高いことから、国家公務員の給与水準(年齢)より高くなっているが、地域・学歴差で見ると、115.5ポイントとなっている。	1. 具体的な改善策 平成17年12月から実施している「給与構造の見直し」を着実に実施することとし、平成19年度から「新たな人事管理制度」を実施することにより、人事改革を進めている。また、給与水準の適正化について決定し、その検証結果や取組状況について公表を行う。 具体的な措置は、次のとおり。 ①平成17年度から給与構造の見直しとして、俸給月額について平成26年度まで年率約14%～25%引き上げ、管理職の職務手当の引下げ、職員の職務手当の引下げ、広域勤務手当の引下げ、退職給付引下げを実施し、給与水準を抑制することとする。 ②「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ③「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ④「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑤「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑥「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑦「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑧「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑨「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑩「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。	117.3	102.4	115.5	101.7	100 年齢 + 地域	24年度
43	農林水産省 農林漁業信用機構	115.4	100.5	112.9	98.1		1. 職員の勤務地が全国東京都勤務となっていること(国家公務員は相当数の職員が地方勤務) 2. 職員の大半者の割合(85.9%)が、国家公務員行政職職階(一)の適用を受ける職員の大半者である割合(51.8%)より高いことから、国家公務員の給与水準(年齢)より高くなっているが、地域・学歴差で見ると、112.9ポイントとなっている。	1. 具体的な改善策 平成17年12月から実施している「給与構造の見直し」を着実に実施することとし、平成19年度から「新たな人事管理制度」を実施することにより、人事改革を進めている。また、給与水準の適正化について決定し、その検証結果や取組状況について公表を行う。 具体的な措置は、次のとおり。 ①平成17年度から給与構造の見直しとして、俸給月額について平成26年度まで年率約14%～25%引き上げ、管理職の職務手当の引下げ、職員の職務手当の引下げ、広域勤務手当の引下げ、退職給付引下げを実施し、給与水準を抑制することとする。 ②「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ③「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ④「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑤「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑥「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑦「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑧「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑨「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑩「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。	115.4	100.5	112.9	98.1	100 年齢 + 地域 + 学歴	24年度
44	経済産業省 工業所有権情報・研修センター	113.3	99.7	113.8	101.7		1. 職員の勤務地が全国東京都勤務となっていること(国家公務員は相当数の職員が地方勤務) 2. 職員の大半者の割合(85.9%)が、国家公務員行政職職階(一)の適用を受ける職員の大半者である割合(51.8%)より高いことから、国家公務員の給与水準(年齢)より高くなっているが、地域・学歴差で見ると、113.8ポイントとなっている。	1. 具体的な改善策 平成17年12月から実施している「給与構造の見直し」を着実に実施することとし、平成19年度から「新たな人事管理制度」を実施することにより、人事改革を進めている。また、給与水準の適正化について決定し、その検証結果や取組状況について公表を行う。 具体的な措置は、次のとおり。 ①平成17年度から給与構造の見直しとして、俸給月額について平成26年度まで年率約14%～25%引き上げ、管理職の職務手当の引下げ、職員の職務手当の引下げ、広域勤務手当の引下げ、退職給付引下げを実施し、給与水準を抑制することとする。 ②「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ③「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ④「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑤「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑥「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑦「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑧「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑨「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。 ⑩「新たな人事管理制度」として、平成19年度から、人事管理制度として、給与水準を抑制することとし、給与水準を抑制することとする。	113.3	99.7	113.8	101.7	113.3 (年齢) 101.7 年齢 + 地域 + 学歴	27年度

	対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準修正の 目録水増し及び具体的期間)	平成23年度に見込まれる 対国家公務員指数		目標 水準	目標 期限		
	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴				年齢	年齢 + 地域 + 学歴				
55	国土交通省	交通安全環境研究所	105.9	108.2	106.5	109.1	事務・技術職が国の水準を上回っている要因としては、次の点に起因する。 ・年齢階層48～51歳(対象者2名)は全て管理職員である。 ・年齢階層52～55歳の対象職員は1名のみで、年齢階層内の最上位年齢55歳であり、かつ管理職員である。 ・地域手当の乗給額、職務手当、住宅手当及び専任手当の支給の対比となる職員の割合が影響している可能性がある。 以上の点について、調査対象の職員数が少ないことからそれぞれの状況が全体の対国家公務員指数に与える影響が大きいと考えられる。専任手当等は給与水準は国家公務員の給与水準と同様であり、指数が国の水準を上回っている点については、調査対象職員数が少ないことに起因する指数の変動の範囲内としてやむを得ないものとする。	国と同一の給与体系となっているが、国家公務員の水準を上回っているため、右記講ずる措置を着実に実施することにより、引き続き改善を図る必要がある。	・継続、専任手当等は給与水準は、国家公務員の給与と同様であり、引き続き、国に準じて給与水準の適正な取組を行っている。	104程度	106程度	100.0 (年齢) 100.0 年齢 + 地域 + 学歴	27年度
56	国土交通省	航空航法研究所	104.6	105.0	105.9	105.5	当研究所は平成13年度の独立行政法人化以前は国の機関であったことから、職員給与は国に準じて支給しているところであるが、専任手当に関する支給額の平均は、扶養手当は14,517円(国における月額平均は467円※)、地域手当は48,661円(国28,091円※)、専任手当は6,400円(国3,687円※)、単給の特別調整額(管理職手当)は14,400円(国11,685円※)、専任手当等その他の200円(国7,187円※)となっているため、対国家公務員指数が高くなっている。 なお、事務・技術職員の調査対象人員は18人少なく、指数算出のための効果が小さいため、人事異動に伴う個人的な事情等により、指数が大きく左右されてしまっていることがある。 ※「平成22年度国家公務員給与等実態調査(人事版)」から引用	国と同一の給与体系となっているが、国家公務員の水準を上回っているため、右記講ずる措置を着実に実施することにより、引き続き改善を図る必要がある。	・継続、専任手当等は給与水準は国家公務員の給与に準じて定めていることにより引き続き国に準じた適正な取組を行う。 当研究所の給与水準を詳しく見ると、国の組織と人事交流による地域手当の異動等の支給であり、人事交流の工夫などにより対国家公務員給与水準の差を縮小している。 ・中期計画において、平成27年度まで対国家公務員指数を100.0以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直すこととしている。	104.8	105.7	100以下 (年齢)	27年度
57	国土交通省	航海訓練所	103.9	104.6	105.2	105.1	本課の対象が18人少人数であり、1人の給与変動が全体の指数に大きな影響を与える特徴がある中、今年度は対象職員に管理職職員2人が加わったことで給与水準を上回ったことに起因している。	国と同一の給与体系となっているが、国家公務員の水準を上回っているため、右記講ずる措置を着実に実施することにより、引き続き改善を図る必要がある。	当所は行政職職員24人(うち管理職職員3人)の組織である。今回の調査対象人員は異動により18人となっている。当所の調査対象職員はその大半が国の交流職員であり、異動のタイミングによる給与変動が対国家公務員指数に大きな影響を与える特徴があることから、今後も当所の対国家公務員指数については、高低はとも考えられる。このため、国と人事交流の確保等において、引き続き人事の適配を求めるとの努力を行ってきたい。	100.9	102	当所はその大半が国との交流職員であり、異動のタイミング等による給与変動が対国家公務員指数に大きな影響を与える特徴があることから、今後も当所の対国家公務員指数については、高低はとも考えられる。このため、国との人事交流の確保等において、引き続き人事の適配を求めるとの努力を行ってきたい。	23年度
58	国土交通省	航空大学校	103.9	113.0	106.0	113.3	当校は平成13年度の独立行政法人化以前は国の機関であったことから、職員給与は国に準じて支給しているところであるが、都市部(東京都特別区、大原市の専任に在籍している国家公務員からの出向等)があり、これらの職員に対する地域手当の乗給額(調査対象人員中66.7%が支給)や専任手当(調査対象人員中16.7%が支給)等の支給が、対国家公務員指数(特に地域間、地域・学歴間)を押し上げる要因となっている。 なお、事務・技術職員の調査対象人員は18人少なく、指数算出のための効果が小さいため、人事異動に伴う個人的な事情等により、指数が大きく左右されてしまっていることがある。 【国公務員における各手当の支給割合※】 ・地域手当(非支給地)：25.4% ・専任手当：8.0% ※「平成22年度国家公務員給与等実態調査(人事版)」より算出 【国公務員における地域手当の支給割合(平成22年度)】 ・1級地(19%)：東京都特別区 ・2級地(15%)：大原市等 ・3級地(12%)：名古屋市等 ・非支給地：宮崎県、徳島県、香川県、高松市、高松市等	国と同一の給与体系となっているが、国家公務員の水準を上回っているため、右記講ずる措置を着実に実施することにより、引き続き改善を図る必要がある。	内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、国の組織等と人事交流を行うこととしているが、都市部に勤務していた者を受け入れる場合は、当該者に地域手当の乗給額が支給されることとなることに加え、専任手当を支給することとなる場合もあり、これが対国家公務員指数を押し上げる要因となっている。 中長期計画において平成27年度までに対国家公務員指数を100.0以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直すこととしており、上記を解消するために、引き続き国に準じた給与水準の改正を行うと共に、今後の人事交流の在り方について、検討することとする。 【平成23年度に見込まれる対国家公務員指数】 年齢階層 101.7、年齢・地域・学歴間 110.7	101.7	110.7	100以下 (年齢)	27年度
59	国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	113.0	113.1	113.1	113.8	給与の支給基準については、鉄道建設技術などの高度な知識・技術を有する専任人材を確保するため、国家公務員と同程度の給与水準を基本とすることを基本的な考え方とし、初任給を定めた上で、人事異動等を踏まえて行われる国家公務員の給与改定に準じて適正な給与水準を定めている。しかし、指数で見た給与水準については、次の理由から国家公務員に比べて高くなっている。 1 勤務地分布の特性 【勤務地】 当機構の大半の職員(約90%)が従事する鉄道建設事業においては、東日本の拠点を東京支社(東京都特別区)に西日本の拠点を大阪支社(大阪府大阪市)に置いていること、また、電業、機械関係業務を効率化の観点から、東京支社に一任化していることなどから、大阪に勤務する職員の割合が高くなっている。 【大都市(国の地域手当1級地～3級地までの地域)に勤務する職員の割合】 国家公務員:43.1% 機構:51.9% 【地域手当支給給に勤務する職員の割合】 国家公務員:28.1% 機構:19.7% (2)高い頻度での広域異動 鉄道建設事業は、専任業務であり、余剰人員を抱えられないため、大半の職員を対象として、専任の業務、業務量の変動に合わせた高い頻度で全国規模での人事異動を実施せざるを得ない。このため、全国規模の転勤が2～3年程度で繰り返されることが常態化しており、これに伴って関連する手当が支給される者の割合が高くなっている。 【広域異動手当(異動前後の勤務地間の距離200km以上)を受給する職員の割合】 国家公務員:5.1% 機構:15.1% 【専任手当支給者の割合】 国家公務員:8.0% 機構:22.4% 2 人員構成等による特性 (1)管理職 新採用を抑制するとともに業務のアウトソーシングを積極的に進め、事務、管理の業務が中心となり、国家公務員に比べ管理職の割合が高くなっている。 【管理職の割合】 国家公務員:15.3% 機構:22.3% (2)扶養家族 扶養家族を有する職員の割合が平均年齢の低い(国家公務員:41.9歳、機構:47.4歳)等から高い影響がある。 【扶養手当支給者の割合】 国家公務員:37.5% 機構:62.3% 3 人材確保の観点 2～3年周期で全国異動をする勤務条件に加え、国家公務員に比べ身分が不安定であることを前提としながら、優秀な人材を確保する必要があるため、当機構の給与水準はこのような事情を考慮した結果であると考えられている。 【採用状況】 国家公務員:大卒程度(1種・2種試験)2,838名(51.3%) 高卒程度(3種試験)2,894名(48.7%) 機構:大卒:大学院卒:29名(100%) 【主な資格の保有者(平成22年度末現在)】 博士12名、技術士122名、鉄道設計士27名、一級建築士37名	国家公務員の水準を大きく上回っているため、右記講ずる措置を着実に実施することに加え、手当を含めた役職員給与の在り方について各法人において厳しく検証した上で、国政の理解と納得が得られるよう更に改善を積極的に取り組む必要がある。	1 平成23年度においては、本社長補佐手当の廃止に伴う経過措置による支給割合を縮減し、また他の独立行政法人の取組も参考にした職員給与形態の多様化を図ったことにより、対国家公務員指数は113.0となった。 2 平成23年度においては、本社長補佐手当の廃止に伴う経過措置を前年度末に完了させたことにより、当該手当相当分を削減する。また、職員給与形態の多様化に向けた取り組みも、引き続き実施することとする。 3 平成24年度以降も、継続や専任手当の見直し等も含めて、他の独立行政法人の取組等を検証し、当機構への適用の可否を検討し、可能なものから実施する。	114程度	114程度	114程度	23年度
60	国土交通省	国際観光振興機構	108.9	94.4	105.2	91.1	当機構の職員は9割が高学歴(大学卒業又は大学院修了)の者で構成されており、当機構の事務所は、東京都特別区に所在しており、地方組織が無いことから、年齢のみを前提とした対国家公務員指数と比べると高くなっている。	国に準じた給与体系となっているが、給与水準について国家公務員を上回っており、引き続き改善を図る必要がある。	当機構の現状では、年齢階層での対国家公務員指数では108.9と上回っているものの、実態に即した地域等(地域間及び地域・学歴間)で見ると、それぞれ94.4及び91.1は対国家公務員指数を下回っている状況にある。 これらの現状を踏まえ、職員給与については、今後とも地域等の指数の動向を注視しつつ、国家公務員給与改定を踏まえ、引き続き、地域等を勘案した対国家公務員指数が100を上回らないよう、適切な措置を講じていくこととしている。	108	95	100未満 年齢 + 地域 + 学歴	23年度

	対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 (具体的な改善、給与水準最正の 目録水準及び賃金の期)	平成23年度に算込まれる 対国家公務員指数		目録 水準	目録 期限	
	年齢	年齢 地域	年齢 学歴	年齢 + 地域 + 学歴				年齢	年齢 + 地域 + 学歴			
61	国土交通省	水資源機構	112.6	119.1	112.6	118.7	<p>機構の給与水準については、以下の理由により高くなっているものと考えます。</p> <p>(1)事業の性格から業務場所は山間僻地が多く、また、水の安定供給のため夜間管理24時間体制を取り、災害発生時は流域住民の安全確保や守りため、業務終了後にも山間僻地に留まる必要があり、帰省が困難な状況の中で、緊急事態を持って業務を行う必要があること等を踏まえ、人材確保を行う必要給与水準としていること。</p> <p>①水資源対比(平成22年度実績) 機構の管理する7水系で対応した施設×対応日数で算出 宮川水系 29.6日 筑後川水系 22.7日</p> <p>②防災対比(平成22年度実績) 防災態勢(注意態勢、第一・第二警戒態勢、非常態勢)を執った回数 1.25回 延べ2,306日</p> <p>③水資源対比(平成22年度実績) 「水資源」において「機構」が対応した水事事故(油濁、化学物質等の流入等)39件 (ただし、水質被害の拡大防止に努めた結果、39件中において利害者への直接的な供給影響を回避した。) (対応方法別内訳) オイルマツ等油濁 17件 水質汚濁等 2件 溢流・氾濫 10件 その他 10件</p> <p>(2)全国(水資源開発水事に指定された水系)に事業所があることから、職員を本社において一括採用し、全国一律の給与水準で配置していること。また、労務として賃金体系が国職並みであることに加え、単身赴任者の比率が国家公務員(行政職)と比べて高いこと。</p> <p>(3)地方における国家公務員は、地方機関で採用される者も多く、単身赴任者の比率は機構と比べて低くなっていること。</p> <p>平成22年4月1日現在における国家公務員(行政職(一))〔平成22年国公立公務員給与等実態調査による〕と機構との比較 単身赴任者 機構 2.3%</p>	1ポイント程度 低減	1ポイント程度 低減	平成21年度 の対国 家公務員 指数が約5 年間で10% ポイント程度 低減	平成21年 度の対国 家公務員 指数が約5 年間で10% ポイント程度 低減	
62	国土交通省	自動車事故対策機構	104.7	104.8	104.0	104.4	<p>全国同一水準のサービス機会を確保するため、全国に50箇所を配置し、それぞれに専門知識を有する専任職員を配置しているため、管理職員の割合が高いこと。</p> <p>業務遂行上、高度な知識、専門性を必要とするため、大学卒業者が多い利用者や都市部(集中していることから、業務遂行上、地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員の割合が高いこと。</p>	105程度	104程度	105程度 年齢	23年度	
63	国土交通省	空港周辺整備機構	106.6	109.0	106.3	108.6	<p>当機構の職員給与は平成15年の独立行政法人化以降の取組により、国に比べて高くなっていることであるが、当機構においては本業からの出資者も多く、また、それぞれに地域手当の支給対象となっている者が多くいることから、対国家公務員指数の状況を見た給与水準については、国家公務員に比べ高くなっている。</p> <p>・奨励手当 地域手当の奨励保障を受けている者の割合は行政職給給(一)の適用職員(4級地)10.6%に比べ、機構21.6%となっている。また、奨励保障を受ける専任職員が当機構地域からの出資者であることから、対国家公務員(平成22年度国公立公務員給与等実態調査(人事院))より高い。</p> <p>(参考) 国家公務員における地域手当の支給割合(平成22年度) ・1級地(18%) 東京都特別区 ・2級地(15%) 大阪市等 ・3級地(12%) 名古屋市等 ・4級地(10%) 空港周辺整備機構所在地(池田市及び福岡市)等</p>	106.5	108.5	106.5 (年齢)	105.5 年齢 + 地域 + 学歴	23年度
64	国土交通省	海上防災防止センター	114.7	115.3	115.8	117.2	<p>①世界的にも稀有な災害対応専門組織であること 当センターの業務内容は、危険かつ緊急的な海上災害への対応という高度な専門性及び経験を要するものであり、一般事務には比べ危険性及び困難性が非常に高く、事業の重要性の高さのため、十分に当該組織を有し、かつ経験豊かな豊かな職員を配置している。</p> <p>また、当センターは「海洋防災センター」などの有資格者団体の防災・及び「タンカー」の火災消火といった2つの災害に対応する世界的にも稀有な組織であり、その困難な業務をわずか28名の職員で行っている。</p> <p>②業務遂行上の必要から単身赴任者が多いこと 当センターは、業務の合理化・効率化の取組みの一環として、支庁庁舎を本拠(横浜市)に集中し、3支所を併設的に運用し、専任職員を有する。このため、単身赴任者比率が高くなっている。</p> <p>③国に比べて高い給与水準を必要とする理由 国に比べて高い給与水準を必要とする理由は、単身赴任者の割合が高いことに加え、独立行政法人の事務事業の進展を見直し方針を受けて、民間企業へ移行することとされている。そのための準備として、独立行政法人化以降に給与水準を向上させていることに加え、単身赴任者等の職員、事業の重要な業務のため、経験力となる給付職員(主に船舶乗務員免許取得者)や海上防災関係業務の経験者を採用している。併せて、2017年度において、法人主体の約17%の職員を採用し、17%増しにより増強した。このため、国(一般事務職員)と比べて給与水準が高くなる原因となっている。</p>	117.2	116.3	116.3	110以下 (年齢)	27年度
65	国土交通省	都市再生機構	118.3	114.4	115.0	112.4	<p>1 経緯 機構は、公的機関であることから国の給与水準を参考としているものの、民間の事業に類似した事業を行っていることから、公団としての設立当初、同様の事業を実施している民間の給与水準を参考に国家公務員より高めの設定を行い、また、国家公務員とは異なり労務が複雑化した法人であることから、国から自主交渉交渉が別途行われ、その範囲内で労務交渉を経て給与決定を実施してきた経緯があります。</p> <p>2 定量的な理由 国に比べて高い理由は、 ① 勤務地による差(国は全国広範囲に所在、機構は主に大都市部に所在) ② 地域手当(4級以上の支給地に勤務する職員の割合:国54%、機構9%) ③ 学歴構成による差 【20歳以上の者の割合:国52%、機構60%】 【うち、大学卒業7割の割合:国5%、機構19%】 【上記①、②の地域・学歴の違いを総合的に調整すると、実質的な対国家公務員指数は111.4となります。】 また、上記原因以外に、 ④ 賃金体系(国家公務員給与と比べて支給対象者の割合が高い。〔支給割合:国57%、機構7%〕 ⑤ 管理職に係る役員手当(中期計画に定める職員数削減のため職員の総数削減を前提として、一部の国家公務員と比べて支給割合が高くなる。〔支給割合:国17%、機構23%〕 このため、国に比べて高い理由となる原因は、 ※注:上記①～⑤の国における割合は、「平成22年国公立公務員給与等実態調査(行政職(一))」より算出</p> <p>3 人材確保の必要性 更に、当機構は都市再生等の事業の実施組織であり、都市再生等の業務を適切かつ円滑に推進するためには、都市再生機構職員や民間企業等の事業手法、あるいは民間企業等に関する専門的知識が求められること、専門性の高い人材を継続的に確保し定着させる必要性があることを考慮する必要があります。 〔※:実態調査の取得対象者(平成23年1月現在) ・技術士 約130名 ・不動産鑑定士(補) 約20名 ・宅地建物取引主任者 約90名 ・1級建築士 約600名 ・2級建築士 約110名 ・マンション管理士 約170名</p> <p>4 上記のよりに、当機構の給与水準については、過去からの経緯や、勤務地、学歴等の定量的な要因のほか、事業を効率的に実施するために必要とされた人材を継続的に確保する必要性、一定数の役員候補者が必要である、といった国との相違を踏まえ、結果として対国家公務員指数が高くなる原因となっていることである。</p> <p>なお、現在、現地業務等のアサインをめぐって常勤職員数の計画的削減に取組んでいるところであり、その結果、企画・立案等の業務に従事する者の割合が高くなる傾向にあります。</p>	118程度 (年齢)	112程度 年齢 + 地域 + 学歴	118程度 年齢	112程度 年齢 + 地域 + 学歴	23年度

	対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 (具体的な施策、給与水準是正の 目録水準及び具体的な期間)	平成23年度に見込まれる 対国家公務員指数		目標 水準	目標 期間		
	年齢 + 地域	年齢 + 地域 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴				年齢 + 地域 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴				
66	国土交通省	日本高速道路保有・償還返済機構	120.7	108.4	117.8	107.1	<p>高速道路機構は、勤務地が東京と大阪のみであることに加え、企業で言えば本社の企画・財務部門などの専門性の高い職務に特化した組織であり、しかも高層階級の組織であるため、プロフェッショナルを多く抱え、高度な専門性・ノウハウを有する者の出向のみで業務運営を行っていることが、給与水準を高める要因となっているものと考えられる。</p> <p>(1) 勤務地による差異 ① 地域手当18%以上の支給地(東京都特別区、大阪府)に勤務する者の占める割合 機構:100% ⇨ 国(行):33.4%</p> <p>② 地域手当18%以上の支給地(東京都特別区)に勤務する者の占める割合 機構:83.7% ⇨ 国(行):28.4%</p> <p>(2) 職員の学歴構成による差異(大学以上の占める割合) 機構:73.5% ⇨ 国(行):51.6%</p> <p>(3) 管理職(課長以上)の割合による差異 機構:20.4% ⇨ 国(行)一階級の特別調整額1種及び2種受給者:3.9%</p> <p>(4) 当機構には現場組織はなく、企業で言えば本社の企画・財務部門や総務・人事部門に相当する専門性の高い職位に特化した組織であること</p> <p>※国(行一)の割合については、「平成22年度国家公務員給与等実態調査」による。</p>	<p>当機構は、平成17年10月の設立以来、民間で言えば本社の企画・財務部門に相当する組織として、専門的な技術的な人材の出向を得て、組織として業務ノウハウの蓄積を図ってきたところですが、今後とも、これまでに蓄積したノウハウを活かしながら、国民に提供される給与水準とするため、出向を通じて専門性を高め、適任者の人員確保や効率的な組織運営を進めてまいります。</p>	116程度	106程度	116程度(年齢)	23年度	
67	国土交通省	住宅金融支援機構	125.5	116.7	121.8	114.2	<p>当機構は、住宅金融公庫を前身とし、市場型運営の新たな住宅金融システムを構築し、長期・固定の民間住宅ローンの定型的供給を実現するための証券化支援業務を中心とする金融機関として平成19年4月1日に設立されたものである。</p> <p>こうしたなか、当機構の給与水準については、Ⅱ-1②-ア「給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方」に記載した給与水準の決定に際しての考慮事項を踏まえつつ、民間金融機関等の例も参考しながら判断している。</p> <p>下表は、当機構と職員数や支店数が同程度の規模の民間金融機関等との比較表であるが、給与水準については概ね同水準となっている。</p>	<p>国家公務員の水準を大きく上回っているため、右記講ずる措置を講ずる必要がある。手当を含めた役員給与の在り方について当該法人において厳しく検証した上で、国民の理解と納得が得られるよう更なる改善に抜本的に取り組む必要がある。</p>	<p>【措置の内容】 給与水準の適正化については、当機構の前身である住宅金融公庫の時代から以下のとおり取り組んでいる。 ① 公募における職階状況(平成19年度) ・本俸を平均6%引下げ(管理職は平成17年10月先行実施) ・平均昇進率を従前の2%程度に抑制 ② 職階における職階状況(平成19年度) ・本俸を平均3%引下げ ・賞与の年間支給月数を0.3か月引下げ(4.7か月→4.45か月) ・昇進手当(昇進4ヶ月)を現在の年間支給月数ペース ・本俸月額及び賞与支給月数の引下げ(平均改定率△0.2%)及び賞与支給月数の引下げ(△35.5%)(4.50か月→4.15か月)を実施 平成22年度 ・本俸月額及び賞与支給月数の引下げ(平均改定率△0.1%)及び賞与支給月数の引下げ(△20.0%)(4.50か月→3.95か月)を実施 平成23年度 ・本俸月額及び賞与支給月数の引下げ(平均改定率△0.1%)及び賞与支給月数の引下げ(△20.0%)(4.50か月→3.95か月)を実施 平成24年度 ・本俸月額及び賞与支給月数の引下げ(平均改定率△0.1%)及び賞与支給月数の引下げ(△20.0%)(4.50か月→3.95か月)を実施 平成25年度 ・本俸月額及び賞与支給月数の引下げ(平均改定率△0.1%)及び賞与支給月数の引下げ(△20.0%)(4.50か月→3.95か月)を実施</p> <p>【現状における物量及び今後の対国家公務員指数の見込み】 給与水準の適正化に向けた取組の結果、平成22年度は平成17年度の水準に比べ地域・学歴考慮後で11.8ポイント(年齢のみを勘案した場合は3.5ポイント)低下している。 これらにより、給与水準の適正化については、平成23年度の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は114.2を目標と想定している。(なお、年齢のみを勘案した対国家公務員指数は125程度と見込んである。)</p>	125程度	114.2未満	125程度(年齢)	23年度
68	環境省	国立環境研究所	102.5	102.7	101.4	102.0	<p>事務職員の給与水準が対象人員が4.3人と少ないため、一人の給与変動が全体の指数に大きな影響を与えるという特徴があり、これまでと同様人事変動の影響が大きくなった。具体的には、平成22年度は国との人事異動により、給与水準の上昇の割合が年度間で異なること、また、当法人人事交流者が地域手当上位地域からの転入者が多数を占め、その経路に異なる影響により、指数が10%程度低下したと考えられる。</p> <p>併せて、その大半が所属の低い管理職職員への支給であることと給与水準が高くなっている要因の一つと考えられる。</p>	<p>国との人事交流等、法人として予期できない予定要素により指数が10%を越え、今後ともこの傾向に留意しつつ、適正な給与水準を確保していく必要がある。</p>	102.5	102	平成22年度と同水準	23年度以降	
69	環境省	環境再生保全機構	112.8	113.2	109.6	111.6	<p>当機構は、環境分野の政策実施機関として、環境分野における専門性と知識・知見を有する人材を確保してきたことから、次世代の技術者の育成の割合が国に比べ高くなっていることが対国家公務員指数を上昇させる要因の一つと考えられる。</p> <p>また、当機構は特殊法人整理合理化計画に基づき、旧公害健康被害補償予防協会及び旧環境事業団が実施していた多岐にわたる業務を承継して、本業務の専門性を高めた結果、組織の管理職割合(24%)が国(15.3%)より高くなっていることも、対国家公務員指数を上昇させる要因の一つと考えられる。</p>	<p>機構の職員構成が国家公務員に比べ、大学卒業以上の職員の割合が高くなり(機構23.0%、国16%)、また、管理職の割合も高い(機構24.9%、国15.3%)ため、指数が高くなっているものと考えられる。</p> <p>なお、毎年、給与水準の低減の各々の各取組が実施されてきたことにより、対国家公務員指数は国に低減しているが(14.7/19.1)(13.9/19.0)(12.1/19.1)、平成22年度においては、管理職の経年約率の上昇(経年約率6.4%→7.1%、経年約率3.6%→4.0%)等の要因により、高齢層の平均給与が上昇し、一時的に指数が上昇(0.7ポイント)したと考えられ、引き続き、業務の業績を考慮しつつ社会一般の情勢に適合した水準に向けた取組を進める必要がある。</p>	概ね112程度(年齢)	概ね109程度	概ね112程度(年齢)	23年度	

(注) 1 「独立行政法人の役員員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価-独立行政法人役員職員給与作成したものである。
2 本表は、独立行政法人の給与水準(事務・技術職員)が対国家公務員指数(年齢・地域)が100を上回る法人について、国に比べて給与水準が高くなっている理由、主務大臣の検証結果、各独立行政法人が講ずっている給与水準改善策、各法人が独自に試算した平成23年度に見込まれる対国家公務員指数及び目標水準・目標期間を載せましたものである。
3 対国家公務員指数(年齢・地域)は、年齢階層に加え、在勤地域における対国家公務員(以下「国」という。)の地域手当の最低地区を比較要素として算出した指数である。一般的に、法人の所在地が国の地域手当支給割合の高い地域であれば年齢・地域による指数は低く(低額)のに対し、国の地域手当支給割合の低い地域で支給額であれば年齢・地域による指数は高く(高額)の対となる。また、法人の所在地が都市にあっても国の機関が存在しない地域である場合は、当該地域に対しては国の地域手当の最低地区の設定がないことから、その法人の所在地に一律に国の地域手当の非支給地域に当たると整理しているため、その法人については、年齢・地域による指数に比べ年齢・地域による指数は高く(高額)の対となる。

項目	対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 差額の理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準是正の 目標水準及び具体的期間)	平成23年度に見込まれる 対国家公務員指数		目標 水準	目標 期間
	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴				年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
1 厚生労働省 労働者健康福祉機構	107.3	106.5	107.3	106.5	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医療収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後必要な検討を進めてもらいたい。 なお、ラスバイス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考えられる。	引き続き、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に考慮して、適切に対応していく。	106.4	106.4	検討中	-	
2 厚生労働省 国立病院機構	110.9	108.4	110.9	108.4	① 国の病院医師に対する初任給調整手当においては、医師確保が困難な地方の手当がより高くなる傾向となり、当機構においてはほぼ同様の制度(医師手当)を導入しているところであるが、当機構においては、地方(勤務する職員の割合が国よりも高いこと)・地域手当(→地域的人員確保 国 28.9%、機構 13.9%)・地域手当非支給地的人員確保(平成22年度国家公務員給与等改定調査(後編第一))の公費より算出 ② 院長以上の医師への年齢制において、前年度の診察により増えたと収入の減少等の影響を受けていること、医師確保が良好な状態にある。各年度に支給する報酬(賞与)は前年度の総収入の最大1.2倍まで増額できる仕組みを導入していること。 また、院長以上の医師については、病院における管理職として、国の病院の特別調整額に準じた役割手当の支給対象としていること。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医療収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後必要な検討を進めてもらいたい。 なお、ラスバイス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考えられる。	引き続き、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に考慮して、適切に対応していく。	110.9	108.4	検討中	-
3 厚生労働省 国立がん研究センター	116.3	121.6	116.3	121.6	国の初任給調整手当と同日の医師手当の支給区分が、築地キャンパスは三浦、袖ヶ浦キャンパスであり、地方の手当水準がより高くなる傾向となっていること、また、調査対象の医師のうち、管理職員に対して支給する初任給調整手当(賞与対象)は、他職種に対して良好な状態にある。各年度に支給する報酬(賞与)は前年度の総収入の最大1.2倍まで増額できる仕組みを導入していること。 また、院長以上の医師については、病院における管理職として、国の病院の特別調整額に準じた役割手当の支給対象としていること。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医療収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後必要な検討を進めてもらいたい。 なお、ラスバイス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考えられる。	引き続き、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に考慮して、適切に対応していく。	116.3	121.6	検討中	-
4 厚生労働省 国立循環器病研究センター	108.1	119.6	108.1	119.6	優秀な医師を確保するため、独法移行時に先行法である国立病院機構に準じた給与面での増額改善を行っている。 ① 国の初任給調整手当と同日の医師手当の支給区分が、築地キャンパスは三浦、袖ヶ浦キャンパスであり、地方の手当水準がより高くなる傾向となっていること、また、調査対象の医師のうち、管理職員に対して支給する初任給調整手当(賞与対象)は、他職種に対して良好な状態にある。各年度に支給する報酬(賞与)は前年度の総収入の最大1.2倍まで増額できる仕組みを導入していること。 また、院長以上の医師については、病院における管理職として、国の病院の特別調整額に準じた役割手当の支給対象としていること。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医療収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後必要な検討を進めてもらいたい。 なお、ラスバイス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考えられる。	引き続き、法人の業務の業績を考慮し、社会一般の情勢に適合した給与水準となるよう適切に対応していく。	108.1	119.6	検討中	-
5 厚生労働省 国立精神・神経医療研究センター	111.3	122.6	111.3	122.6	医師については、医師確保の観点から基本給の引き下げの反動で、医師手当の増額の措置を講じていること、給与水準の高化の理由として挙げられる。 ① 国の初任給調整手当と同日の医師手当の支給区分が、築地キャンパスは三浦、袖ヶ浦キャンパスであり、地方の手当水準がより高くなる傾向となっていること、また、調査対象の医師のうち、管理職員に対して支給する初任給調整手当(賞与対象)は、他職種に対して良好な状態にある。各年度に支給する報酬(賞与)は前年度の総収入の最大1.2倍まで増額できる仕組みを導入していること。 また、院長以上の医師については、病院における管理職として、国の病院の特別調整額に準じた役割手当の支給対象としていること。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医療収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後必要な検討を進めてもらいたい。 なお、ラスバイス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考えられる。	優秀な医師確保のため、医師の確保状況に配慮しつつ、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な水準の確保について検討する。平成23年度に見込まれる比較指標(111.3 参考指標(地域・学歴別)122.6)	111.3	122.6	検討中	-
6 厚生労働省 国立国際医療研究センター	110.1	119.0	110.1	119.0	法人運営に与える影響が大きい。管理・監督の立場にある院長以上の職員の給与は、業績収益をより確保し、責任に資する給与を支払う(法人全体の業績向上に資する)ため、年々増額を継続していること、また、国の病院の特別調整額に準じた役割手当の支給対象及び国の初任給調整手当(賞与対象)は、他職種に対して良好な状態にある。各年度に支給する報酬(賞与)は前年度の総収入の最大1.2倍まで増額できる仕組みを導入していること。 また、院長以上の医師については、病院における管理職として、国の病院の特別調整額に準じた役割手当の支給対象としていること。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医療収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後必要な検討を進めてもらいたい。 なお、ラスバイス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考えられる。	平成23年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成22年度とほぼ同様に、対国家公務員110.1、地域・学歴別119.0となることが見込まれるが、医師不足については、当法人において例外的なことが多くあり、医師の確保状況に配慮しつつ、当法人の事業運営、民間医療機関の医師の給与及び国家公務員の医師の給与等を総合的に考慮した上で、引き続き削減を進めていくとともに、適切な水準の確保について検討する。	110.1	119.0	検討中	-
7 厚生労働省 国立成金医療研究センター	108.4	118.3	108.4	118.3	① 当法人は世田谷区にあり地域手当において1級地となっている。国の病院医師の平均給与は全国平均であるため108.4となっているが、地域別手当(賞与対象)は、他職種に対して良好な状態にある。各年度に支給する報酬(賞与)は前年度の総収入の最大1.2倍まで増額できる仕組みを導入していること。 また、院長以上の医師については、病院における管理職として、国の病院の特別調整額に準じた役割手当の支給対象としたこと、及び年齢制を導入した。 ② 院長以上の医師については、病院における管理職として、国の病院の特別調整額に準じた役割手当の支給対象としていること。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医療収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後必要な検討を進めてもらいたい。 なお、ラスバイス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考えられる。	平成23年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成22年度とほぼ同様に、対国家公務員108.4、地域・学歴別118.3となることが見込まれるが、社会問題化している医師不足については、当センターにおいても例外的なことが多くあり、医師の確保状況に配慮しつつ、当センターの業務の業績を考慮し、社会一般の情勢に適合した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な水準の確保について検討する。	108.4	118.3	検討中	-
8 厚生労働省 国立長寿医療研究センター	120.2	119.0	120.2	119.0	① 国の病院医師に対する初任給調整手当においては、医師確保が困難な地方の手当がより高くなる傾向となり、当センターにおいてもほぼ同様の制度(医師手当)を導入しているところであるが、当センターの地域手当(→地域的人員確保 国 28.9%、機構 13.9%)・地域手当非支給地的人員確保(平成22年度国家公務員給与等改定調査(後編第一))の公費より算出 ② 院長以上の医師への年齢制において、勤務実績が良好な医師について、医師手当を特例で支給対象と導入していること。 ③ 院長以上の医師については、病院における管理職として、国の病院の特別調整額に準じた役割手当の支給対象としていること。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医療収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後必要な検討を進めてもらいたい。 なお、ラスバイス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考えられる。	平成23年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成22年度とほぼ同様に、対国家公務員120.2、年齢・地域・学歴別119.0となることが見込まれるが、医師の確保状況に配慮しつつ、当法人の事業運営に与える影響を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な水準の確保について検討する。	120.2	119.0	検討中	-

(注) 1 「独立行政法人の職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政評価局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 本表は、独立行政法人の給与水準(病院医師)が対国家公務員指数(年齢歳入)が100となる人について、国に比べて給与水準が高くなっている理由、主務大臣の検証結果、各独立行政法人が講ずるとしている給与水準改善策、各法人が独自に試算した平成23年度に見込まれる対国家公務員指数及び目標水準・目標期間を取りとめたものである。
3 対国家公務員指数(年齢・地域別)は、年齢階層に加え、在勤地域における国家公務員の地域手当の総地区分比較率として算出した指数である。病院医師の給与は、都市に勤務する医師より人材確保が困難な地方に勤務する医師の方が高いという実情にあり、対国家公務員指数の年齢・地域別指数の関係において他の職員(事務・技術職員、研究職員及び病院看護師)の場合とは異なる傾向が現れることとなる。

独立行政法人	項目	対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 (具体的な改善案、給与水準是正の目標水準及び具体的期間)	平成23年度に見込まれる 対国家公務員指数		目標 水準	目標 期間
		年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴				年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
1	財務省 国立印税局	102.5	96.3	100.8	95.7	病院が東京都北区にあるため、地域手当の支給割合が最も高い地域である東京都特別区に在籍する看護師の割合が90%/60人中54人となっており、国の医療従事者(医師)の割合が15%(平成22年)対国家公務員給与水準を超過している。また、より高い水準により、高年齢層の対国家公務員指数において100を上回っている。	参考指標として掲載する在勤地域区分も比較要素に加えた地域職能及び地域・学歴層別の対国家公務員指数では、それぞれ96.3、95.7と100を下回っていることから、特別措置を講ずる必要はないとされている。	102.5	95.7	-	-	
2	厚生労働省 労働者健康福祉機構	109.8	109.5	106.8	109.2	比較対象である国家公務員の対象範囲が縮小された影響もあると思われるが、従来年齢の平均給与額を国を下回っていることに対し、中高年齢層の平均給与額を上回っており、給与水準における定量的な差を認め、給与水準の高さを理由として挙げられる。	地域、学歴等を考慮してもなお、国家公務員より高い水準であることから、運営交付金が交付されていることにも鑑み、国民の皆様に納得していただけるように、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。 その際には、事務職、技能職等様々な職種があることを踏まえて、詳細検証を行っていただきたい。 なお、ラスバイス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考える。	年功的要素の是正を含めた俸給表の是正しを平成22年度に行い、平均2.5%の増給引下げとなる給与改定(最大5%の引下げによる給与カーブのフラット化)を実施し、 法人では、急性期医療に対応する優秀な看護師の確保に非常に苦慮している現状から、看護師の処遇改善は重要な課題となっている。 今後、平成22年度(現職)と給与改定(2023年度)を踏まえ、看護師の確保状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響、国家公務員の看護師の給与、公立・民間医療機関の看護師の給与等を総合的に考慮し、目標水準の達成率の観点から、より適切な引下げ率を講ずる。また、平成27年度までに対国家公務員指数が地域・学歴層別で概ね105を目指す。	109.1	108.5	概ね105	27年度
3	厚生労働省 国立がん研究センター	107.2	101.8	105.9	104.2	専門性の高い看護師の確保と既に勤務している看護師のスキルアップを目的とした専門看護手当を独自に創設したこと、また、調査対象の看護師のうち、管理職員に対して支給する給与手当の支給対象者が7割を占めていること、給与水準は(国)を20%以上(18%、前年比)が「高い」と答えていること、給与水準の高さを理由として挙げられる。	地域、学歴等を考慮してもなお、国家公務員より高い水準であることから、運営交付金が交付されていることにも鑑み、国民の皆様に納得していただけるように、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。 その際には、事務職、技能職等様々な職種があることを踏まえて、詳細検証を行っていただきたい。 なお、ラスバイス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考える。	平成23年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成22年度とほぼ同様に、対国家公務員107.2、地域・学歴層別104.2となる見込みであるが、看護師の確保状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効果化できる部分については引き続き削減を進めたいと見込んでいる。また、人事給与、民間医療機関の給与及び業務の質などを総合的に考慮し、平成23年度(平成24年度)までに対国家公務員指数が地域・学歴層別で概ね104を目指す。	107.2	104.2	概ね104 (年齢 + 地域 + 学歴)	23年度
4	厚生労働省 国立循環器病研究センター	109.1	103.6	108.2	103.8	国家公務員以上の職員については、病院における管理職として、国の公務の特別調整手当に相当する支給対象としている。	地域、学歴等を考慮してもなお、国家公務員より高い水準であることから、運営交付金が交付されていることにも鑑み、国民の皆様に納得していただけるように、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。 その際には、事務職、技能職等様々な職種があることを踏まえて、詳細検証を行っていただきたい。 なお、ラスバイス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考える。	引き続き、法人の業務の質を考慮し、社会一般の情勢に適合した給与水準となるよう適切に対応していく。 平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成22年度とほぼ同様に、対国家公務員109.1、地域・学歴層別103.8となる見込みであるが、高度専門医療を担うナショナルセンターとして、優秀な看護師の確保に非常に苦慮している現状から、看護師の処遇改善が重要な課題である。今後、国家公務員の給与、公立・民間医療機関の給与等を総合的に考慮し、平成23年度(平成24年度)までに対国家公務員指数が地域・学歴層別で概ね103となるよう努力していく。	109.1	103.8	概ね103 (年齢 + 地域 + 学歴)	23年度
5	厚生労働省 国立精神・神経医療研究センター	112.3	107.3	112.1	108.2	看護師については、特殊業務手当の支給対象となる心身障害者(者)に対する特別調整手当(特別手当)を、病院における管理職として、多くの給与水準の高さを理由として挙げられる。	地域、学歴等を考慮してもなお、国家公務員より高い水準であることから、運営交付金が交付されていることにも鑑み、国民の皆様に納得していただけるように、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。 その際には、事務職、技能職等様々な職種があることを踏まえて、詳細検証を行っていただきたい。 なお、ラスバイス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考える。	看護業務の充実のため、看護師の確保状況に配慮しつつ、国家公務員の看護師の給与、公立・民間医療機関の看護師の給与等を総合的に考慮した上で、効果化できる部分については引き続き削減を進めたいと見込んでいる。また、人事給与、民間医療機関の給与及び業務の質などを総合的に考慮し、平成23年度(平成24年度)までに対国家公務員指数が地域・学歴層別で概ね108を目指す。	112.3	108.2	概ね108 (年齢 + 地域 + 学歴)	23年度
6	厚生労働省 国立国際医療研究センター	113.7	105.6	112.4	107.6	地域手当(戸山地区18%、国府台地区10%)が高いこと、専門・高度化した業務遂行するための特長の分野における専門的知識を有する人材を確保するための「特別手当」を、病院における管理職として、多くの給与水準の高さを理由として挙げられる。	地域、学歴等を考慮してもなお、国家公務員より高い水準であることから、運営交付金が交付されていることにも鑑み、国民の皆様に納得していただけるように、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。 その際には、事務職、技能職等様々な職種があることを踏まえて、詳細検証を行っていただきたい。 なお、ラスバイス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考える。	平成23年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成22年度とほぼ同様に、対国家公務員113.7、地域・学歴層別107.6となる見込みであるが、看護師の確保状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮し、平成23年度(平成24年度)までに対国家公務員指数が地域・学歴層別で概ね107を目指す。	113.7	107.6	概ね107 (年齢 + 地域 + 学歴)	23年度
7	厚生労働省 国立成育医療研究センター	113.0	104.2	111.9	105.9	①当法人は世田谷区にあり地域手当において1級地となっている。国の病院看護師の平均給与額を国を平均して113.0となっているが、地域手当1級地の人員構成(国(医療職(三))5.1%、当法人10.0%)、②部長以上の看護師については、病院における管理職として、国の公務の特別調整手当に相当する支給対象としている。(国の公務の特別調整手当対象人員割合(医療職(三))0.8%、当法人の役員等対象人員割合(6.6%)、③国に在籍する職員に、職務の複雑性及び困難性に基づいた報酬に上乗せする「特別手当」を、病院における管理職として、多くの給与水準の高さを理由として挙げられる。	地域、学歴等を考慮してもなお、国家公務員より高い水準であることから、運営交付金が交付されていることにも鑑み、国民の皆様に納得していただけるように、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。 その際には、事務職、技能職等様々な職種があることを踏まえて、詳細検証を行っていただきたい。 なお、ラスバイス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考える。	平成23年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成22年度とほぼ同様に、対国家公務員113.0、地域・学歴層別105.9となる見込みであるが、国家公務員の看護師の給与、民間医療機関の看護師の給与、当法人の看護師の確保状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮し、平成23年度(平成24年度)までに対国家公務員指数が地域・学歴層別で概ね105となるよう努力していく。	113.0	105.9	概ね105 (年齢 + 地域 + 学歴)	23年度
8	厚生労働省 国立長寿医療研究センター	103.6	103.8	103.1	102.6	①先般の診療報酬の改定により、看護師の確保が非常に困難となっている状況に鑑み、専門看護手当、看護師初任給調整手当を創設することにより、看護師の確保を確保した。	地域、学歴等を考慮してもなお、国家公務員より高い水準であることから、運営交付金が交付されていることにも鑑み、国民の皆様に納得していただけるように、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。 その際には、事務職、技能職等様々な職種があることを踏まえて、詳細検証を行っていただきたい。 なお、ラスバイス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考える。	平成23年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成22年度とほぼ同様に、対国家公務員103.6、年齢・地域・学歴層別102.6となる見込みであるが、国家公務員の看護師の給与、民間医療機関の看護師の給与、当法人の看護師の確保状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮し、平成23年度(平成24年度)までに対国家公務員指数が地域・学歴層別で概ね102となるよう努力していく。	103.6	102.6	概ね102 (年齢 + 地域 + 学歴)	23年度

注1 「独立行政法人の役員等の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、説明書「独立行政法人評価委員会資料」を作成した。

注2 本表は、独立行政法人の給与水準(病院医師)が対国家公務員指数(年齢層別)が100を上回る方法について、国に比べて給与水準が高くなっている理由、主務大臣の検証結果、各独立行政法人が講ずる見込める給与水準改善案、各法人が独自に試算した平成23年度に見込まれる対国家公務員指数及び目標水準、目標期間を取りまとめたものである。

注3 対国家公務員指数(年齢・地域層別)は、年齢層別に加え、在勤地域における国家公務員(以下「国」として)の地域手当の地域区分を比較要素とし算出した指標である。一般的に、法の所在地が国の地域手当支給割合の高い地域であれば年齢層別による指数に比べ年齢・地域層別による指数は低く見られるが、法の所在地が都市にあっても国の機関が存在しない地域である場合には、当該地域に対しては国の地域手当の地域区分の設定がないことから、その法の所在地一律に国の地域手当の非支給地と当たると整理しているため、その法に対しては、年齢層別による指数に比べ年齢・地域層別による指数は高くなる見られる。

役員報酬の支給状況(役員報酬は支給総額を記載)

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
内閣府	◎ 国立公文書館	19,085	16,055	—	2,348	2	39
	北方領土問題対策協会	18,132	10,644	—	1,109	2	16
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	17,306	21,834	11,663	15,996	3	259
消費者庁	国民生活センター	※13,870	13,089	—	6,262	4	126
		◆1,712	13,807				
			※3,839				
			※10,839				
			◆1,334				
			◆890				
総務省	情報通信研究機構	22,276	※10,045	15,215	47,531	7	439
			14,668				
			14,086				
			13,096				
			15,345				
			※5,726				
	◎ 統計センター	18,785	14,875	—	10,553	3	845
			※5,027				
			※9,588				
	平和祈念事業特別基金	※1,809	※4,562	—	17,626	2	14
		※9,653	※8,433				
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	20,589	※5,293	14,411	21,770,945	3	39	
		※9,782					
法務省	日本司法支援センター	17,618	※324	—	44,683	2	890
			※11,125				
外務省	国際協力機構	21,050	18,207	14,349	154,925	12	1,664
			15,763	※7,126			
			14,393	14,275			
			15,705				
			15,778				
			15,343				
			15,762				
			15,788				
			15,681				
	国際交流基金	18,558	15,263	—	16,868	3	214
			15,205				
財務省	酒類総合研究所	13,643	13,488	—	1,139	2	43
	◎ 造幣局	19,725	15,773	14,772	23,222	6	937
			14,385	14,512			
			※6,323				
			※6,383				
	◎ 国立印刷局	20,394	17,638	15,097	76,310	7	4,467
			14,936	15,057			
			14,918				
			15,034				
	日本万国博覧会記念機構	17,028	14,474	13,168	4,066	4	48
		14,032					
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	16,546	14,098	—	1,189	2	69
		大学入試センター	17,484	※5,650			
	国立青少年教育振興機構		※9,465		16,051	4	529
			13,900	※4,681			
			14,187				
		13,910					
	国立女性教育会館	13,888	12,395	—	2,369	2	25
	国立科学博物館	19,009	※5,604	—	3,391	2	129
			※9,355				
	物質・材料研究機構	19,231	15,485	13,868	16,600	5	646
		16,630					
		15,196					

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参 考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
文 部 科学省	防災科学技術研究所	16,630	15,277	13,530	10,525	3	137
	放射線医学総合研究所	18,891	14,915	※5,568	14,546	4	410
			15,073	※9,622			
	国立美術館	18,808	14,606	—	13,553	2	114
			※13,871				
	国立文化財機構	17,471	14,534	—	13,341	4	344
			14,871				
			15,888				
	教員研修センター	17,011	14,688	13,669	1,545	3	40
	科学技術振興機構	17,005	※9,505	11,966	111,184	6	835
			※5,137				
			12,773				
			13,923				
			13,684				
	日本学術振興会	17,367	14,766	13,079	245,147	4	89
			※5,337				
			※9,172				
	理化学研究所	20,589	※9,766	13,204 13,098	114,322	8	1,892
			※13,582				
			15,800				
			※5,662				
			15,369				
			13,844				
	宇宙航空研究開発機構	20,942	16,708	14,144 ※7,226 ※5,958	252,308	11	1,979
			16,140				
			15,864				
			15,466				
			13,682				
			15,390				
			15,307				
			14,701				
			14,923				
	14,983						
15,053							
14,978							
日本芸術文化振興会	17,875	14,883	12,445	20,146	5	301	
		13,677					
		※15,142					
日本学生支援機構	17,637	16,851	13,710	2,117,237	6	461	
		16,014					
		15,811					
		14,548					
海洋研究開発機構	18,011	14,737	12,773	43,054	5	617	
		13,646					
		14,921					
国立高等専門学校機構	17,832	15,161	—	84,114	6	6,317	
		12,843					
		13,328					
		14,135					
		13,348					
大学評価・学位授与機構	17,934	※12,114	—	1,959	3	133	
		13,494					
国立大学財務・経営センター	14,965	14,005	—	159,176	2	24	
日本原子力研究開発機構	※10,723 ※8,095	※6,933	13,974 13,016	220,329	11	4,363	
		16,603					
		15,229					
		14,881					
		14,599					
		14,845					
		16,558					
		14,695					

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参 考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
厚生 労働省	国立健康・栄養研究所	17,366	17,134	—	838	2	44
	労働安全衛生総合研究所	16,277	15,354	13,527	2,351	4	85
			14,134				
	勤労者退職金共済機構	※15,601 ※3,374	15,999	13,275	572,215	6	255
			14,410				
			14,294				
			13,519				
	高齢・障害者雇用支援機構	15,788	14,795	12,078	57,633	6	716
			13,114				
			13,293				
			12,120				
	福祉医療機構	16,894	15,127	13,258	201,074	5	254
			15,238				
			13,921				
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	12,843	11,264	—	4,609	3	234
			11,515				
	労働政策研究・研修機構	※13,853 ※3,139	13,976	13,065	2,939	4	115
			14,334				
	雇用・能力開発機構	17,794	14,861	11,582	540,957	5	3,560
			13,497				
			13,419				
	労働者健康福祉機構	※9,321 ※7,549	※7,512	11,716	315,828	6	13,967
			※6,242				
			13,785				
			14,927				
	◎ 国立病院機構	22,760	18,819	13,865	867,576	7	52,303
			※8,556				
			※7,382				
			16,032				
			15,950				
医薬品医療機器総合機構	16,565	14,640	12,705	31,753	5	588	
		14,542					
		13,341					
医薬基盤研究所	17,650	—	—	11,062	1	81	
年金・健康保険福祉施設整理機構	21,942	—	—	104,238	1	30	
年金積立金管理運用	17,460	15,663	12,141	35,298	3	71	
国立がん研究センター	20,035	—	—	47,539	1	1,474	
国立循環器病研究センター	18,576	17,255	—	23,804	2	912	
国立精神・神経医療研究センター	18,393	16,902	—	22,035	3	593	
		17,921					
国立国際医療研究センター	20,173	15,932	—	44,991	4	1,408	
		17,472					
		17,450					
国立成育医療研究センター	18,686	—	—	18,870	1	781	
国立長寿医療研究センター	19,306	15,081	—	9,971	3	382	
		14,173					
農 林 水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	13,205	12,727	10,548	7,507	5	673
			12,010				
			10,369				
	種苗管理センター	16,377	13,428	—	3,425	3	302
			11,385				
	家畜改良センター	15,412	12,586	—	9,257	3	820
			10,540				
	水産大学校	14,836	14,198	—	2,888	2	186
	農業・食品産業技術総合研究機構	17,776	16,394	13,593	58,060	15	2,800
			15,816	13,304			
			14,865	12,548			
			14,725				
			15,089				
			16,212				
12,855							
14,036							
12,855							
15,222							
14,024							

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参 考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
農 林 水産省	農業生物資源研究所	17,850	15,017	10,759	11,973	4	346
			14,074				
	農業環境技術研究所	16,143	13,068	11,089	4,243	3	157
	国際農林水産業研究センター	15,065	13,126	10,754	4,014	3	173
	森林総合研究所	16,837	15,814	12,214	88,031	7	1,107
			15,144				
			14,291				
			16,692				
			15,269				
	水産総合研究センター	13,965	14,328	9,862	27,167	8	935
			14,338	12,393			
			14,747				
			14,687				
			14,718				
	農畜産業振興機構	18,289	16,974	13,000	407,984	9	197
			※15,070	13,046			
			※972				
			15,161				
			15,394				
			※13,853				
		15,001					
		15,100					
農業者年金基金	18,010	14,984	13,162	225,247	4	74	
		15,018					
農林漁業信用基金	19,827	16,826	12,207	223,512	9	117	
		15,531	13,014				
		16,115					
		15,147					
		14,685					
	15,065						
経 済 産業省	経済産業研究所	20,400	—	—	1,969	1	44
	工業所有権情報・研修館	18,009	14,282	—	12,887	2	86
	日本貿易保険	21,029	19,144	13,456	31,094	4	131
		◆1,299	17,703				
	産業技術総合研究所	22,971	18,629	13,380	80,799	13	3,031
			17,224	14,617			
			※6,628				
			※10,003				
			17,384				
			17,188				
			17,162				
			14,955				
			17,423				
			17,273				
			17,690				
			◆626				
			◆2,318				
	◎ 製品評価技術基盤機構	18,137	※8,521	11,888	8,373	4	399
			※5,951				
			14,471				
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	20,774	17,639	13,358	258,976	8	915
			◆804	◆1,021			
			14,220				
			◆1,421				
			15,000				
			◆1,073				
			16,832				
			16,767				
			※8,947				
		※6,697					
日本貿易振興機構	21,712	18,668	14,087	37,795	9	1,496	
		16,284					
		15,501					
		16,423					
		15,531					
		16,213					
		15,723					
		◆746					
	◆646						

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参 考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
経 済 産 業 省	原子力安全基盤機構	19,589	18,019	16,632	22,252	6	412
			※9,904	14,924			
			15,948	◆618			
			※6,942				
			◆491				
			◆1,035				
	情報処理推進機構	※8,363	3,215	12,513	10,888	4	175
		※11,132	14,080	◆1,999			
			16,547				
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	21,720	18,776	◆843	1,600,592	10	466
			15,240	◆1,466			
			◆681	11,495			
			15,637	14,702			
			◆681				
			15,618				
			16,431				
			◆2,557				
			12,752				
			※12,953				
			※3,089				
中小企業基盤整備機構			20,462	14,526			
	15,244	14,142					
	15,266	13,889					
	14,413						
	※6,907						
	※8,390						
	※6,035						
	※8,957						
	※6,035						
	※9,177						
	※6,182						
	※8,233						
	◆728						
	◆845						
	◆721						
国 土 交 通 省	土木研究所	※7,083	14,195	13,383	12,541	4	446
		※9,930	14,606				
	建築研究所	15,721	14,220	13,503	2,224	3	84
	交通安全環境研究所	16,630	14,349	—	2,812	2	100
	海上技術安全研究所	16,952	14,187	13,225	3,904	4	210
			14,391				
	港湾空港技術研究所	16,591	5,650	13,203	2,761	3	92
			9,933				
	電子航法研究所	16,814	14,359	13,212	2,151	4	58
	航海訓練所	18,051	14,284	※5,287	6,062	4	425
			14,239	※7,550			
	海技教育機構	16,416	12,460	12,220	2,832	4	208
			13,472				
	航空大学校	13,807	—	8,861	2,883	2	110
	自動車検査	19,256	16,102	14,156	13,132	5	827
			16,085				
			16,054				
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	20,804	18,745	14,036	1,943,687	13	1,590
			17,770	13,974			
			14,150	13,685			
※5,113							
※10,413							
15,413							
14,098							
※6,002							
※9,543							
15,683							
15,621							

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
国土交通省	国際観光振興機構	17,996	※4,560	13,430	3,494	5	90
			14,585				
			14,637				
			※10,008				
	水資源機構	19,762	16,917	13,762	203,740	9	1,486
			※6,037	13,892			
			※9,307				
			13,835				
			14,245				
			15,193				
			15,435				
	自動車事故対策機構	17,343	※5,648	※376	14,146	6	334
			※8,742	※11,715			
			14,491	12,450			
			14,599				
	空港周辺整備機構	16,968	15,275	12,740	8,814	6	62
			13,725				
			14,521				
			13,973				
	海上災害防止センター	15,356	13,646	12,754	3,085	4	29
			13,662				
	都市再生機構	20,677	18,027	14,045	2,465,200	13	3,772
			17,170	14,224			
※5,369			※5,442				
16,593			※8,595				
※9,330							
15,460							
15,405							
15,410							
15,519							
※5,028							
※9,973							
奄美群島振興開発基金	※8,839	※4,476	—	3,295	2	18	
		※3,645					
日本高速道路保有・債務返済機構	21,658	17,822	※8,925	4,770,672	6	83	
		14,703	14,738				
		14,784					
住宅金融支援機構	21,360	18,497	14,645	10,269,069	11	915	
		17,910	14,662				
		16,187	14,696				
		16,143					
		16,123					
		16,229					
		16,280					
環境省	国立環境研究所	16,484	15,115	16,513	3	221	
			15,549				
	環境再生保全機構	17,603	◆1,736	12,899	98,427	5	144
			※5,900				
◆434							
◆1,303							
13,379							
◆1,736							
12,747							
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	17,371	12,632	3,488	4	312	
			※5,209				

(注)1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 年間報酬は平成22年度に支給された実際の総額を記載しており、※は平成22年度の在籍期間が1年間に満たないことを示す。

3 ◆は22年度以前に辞めた者に対して22年度中に支払われた業績給であることを示す。

4 「-」は該当する役員がいないことを示す。

5 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。

6 「年間報酬」には、諸手当を含む。

7 「理事」には、副理事長等を含む。

8 「予算額」は、平成22年度計画(変更された場合には変更後の計画)に記載されている業務経費、施設整備費等を含む支出予算の総額である。

9 「役員数」は、平成23年3月31日現在の常勤役員数である。

10 「職員数」は、平成23年3月31日現在の常勤職員数(下記の職員を除く。)である。

・競争的研究資金により雇用される任期付職員

・研究開発独立行政法人の受託研究者又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員

・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(「第三期科学技術基本計画」(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)

役員の退職手当の支給状況

(1) 理事長

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
消費者庁	国民生活センター	4,235	3	0	平成22年3月31日	1.0
総務省	◎ 統計センター	10,045	6	4	平成21年7月31日	1.0
	平和記念事業特別基金	3,710	2	11	平成21年11月30日	1.0
文部科学省	国立科学博物館	15,322	7	7	平成21年7月31日	1.0
	物質・材料研究機構	19,884	8	3	平成21年6月30日	1.2
	国立大学財務・経営センター	8,271	6	0	平成22年3月31日	1.0
厚生労働省	年金積立金管理運用	6,312	4	0	平成22年3月31日	1.0
農林水産省	水産大学校	5,631	4	0	平成21年3月31日	1.0
	水産総合研究センター	2,205	1	9	平成22年3月31日	1.0
	農業者年金基金	3,028	2	1	平成20年9月30日	1.0
経済産業省	産業技術総合研究所	23,624	8	0	平成21年3月31日	1.0
環境省	国立環境研究所	4,979	4	0	平成21年3月31日	0.9
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	5,351	4	0	平成22年3月31日	0.9
理事長計		112,597				

(2) 理事(常勤)

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
消費者庁	国民生活センター	3,893	3	4	平成21年12月31日	1.0
総務省	情報通信研究機構	5,040	4	0	平成22年3月31日	1.0
	平和祈念事業特別基金	2,786	2	6	平成22年3月31日	1.0
法務省	日本司法支援センター	2,474	4	0	平成22年4月9日	1.0
外務省	国際協力機構	6,162	4	9	平成21年12月31日	1.0
	国際交流基金	2,499	2	0	平成20年6月30日	1.0
		2,948	2	8	平成21年8月5日	0.9
財務省	日本万国博覧会記念機構	3,250	3	1	平成21年6月23日	0.9
		1,556	1	4	平成21年12月31日	1.0
文部科学省	国立青少年教育振興機構	6,696	6	0	平成22年3月31日	1.0
	物質・材料研究機構	2,973	2	0	平成22年3月31日	1.0
		2,297	1	8	平成22年3月31日	1.0
	防災科学技術研究所	1,475	1	2	平成21年9月30日	1.0
	放射線医学総合研究所	3,129	2	9	平成21年3月31日	0.9
	科学技術振興機構	3,093	2	0	平成22年3月31日	1.0
	理化学研究所	8,739	6	3	平成22年3月31日	1.0
		4,403	3	6	平成21年3月31日	1.0
	宇宙航空研究開発機構	2,198	1	6	平成22年3月31日	1.0
		5,133	4	0	平成21年9月30日	1.0
		5,076	4	0	平成22年3月31日	1.0
	日本スポーツ振興センター	2,548	2	2	平成21年9月30日	1.0
	日本芸術文化振興会	2,933	2	6	平成22年3月31日	1.0
	海洋研究開発機構	7,115	5	9	平成22年3月31日	1.0
日本原子力研究開発機構	4,876	3	10	平成21年7月13日	1.0	
厚生労働省		5,088	4	0	平成21年9月30日	1.0
	勤労者退職金共済機構	1,946	1	6	平成21年12月31日	1.0
		3,890	3	4	平成21年12月31日	1.0
		3,014	2	7	平成21年12月31日	1.0
		1,750	1	6	平成21年12月31日	1.0
	高齢・障害者雇用支援機構	1,365	1	2	平成21年9月30日	1.0
		3,010	2	7	平成22年3月31日	1.0
	福祉医療機構	4,373	3	6	平成21年3月31日	1.0
		778	0	7	平成22年3月31日	1.0
		4,669	3	9	平成22年3月31日	1.0
	労働政策研究・研修機構	2,834	2	5	平成21年12月31日	1.0
	労働者健康福祉機構	6,006	4	9	平成22年3月31日	1.0
	◎ 国立病院機構	8,219	5	5	平成21年8月27日	1.2
		924	0	8	平成22年3月31日	1.1
	3,024	2	0	平成22年3月31日	1.2	
医薬品医療機器総合機構	7,182	6	0	平成22年3月31日	1.0	

経 済 産 業 省	産業技術総合研究所	4,839	3	6	平成21年3月31日	1.0
		9,826	6	0	平成21年3月31日	1.0
		4,055	3	0	平成22年3月31日	1.0
	原子力安全基盤機構	4,809	3	6	平成21年12月31日	1.0
		情報処理推進機構	2,067	2	0	平成22年3月31日
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5,269	4	1	平成21年6月28日	1.0
		5,269	4	1	平成21年6月28日	1.0
		4,625	3	7	平成21年1月31日	1.0
	中小企業基盤整備機構	2,559	2	1	平成21年7月31日	1.0
		2,355	2	0	平成21年7月14日	1.0
		2,211	1	10	平成22年6月30日	1.0
2,211		1	10	平成22年6月30日	1.0	
農 林 水 産 省	農業・食品産業技術総合研究機構	5,148	4	0	平成21年3月31日	1.0
		1,176	1	0	平成21年3月31日	1.0
		2,352	2	0	平成21年3月31日	1.0
	国際農林水産業研究センター	2,184	2	0	平成21年3月31日	1.0
	森林総合研究所	3,793	3	0	平成21年3月31日	1.0
		5,058	4	0	平成21年3月31日	1.0
	農畜産業振興機構	2,850	2	1	平成21年8月16日	1.0
		3,175	2	5	平成21年12月31日	1.0
		2,266	1	9	平成21年6月30日	1.0
		2,791	2	3	平成21年6月30日	1.0
農業者年金基金	2,370	2	0	平成21年9月30日	1.0	
農林漁業信用基金	7,087	4	7	平成20年4月30日	1.0	
国 土 交 通 省	国際観光振興機構	5,087	4	3	平成22年6月30日	1.0
	水資源機構	1,899	1	6	平成21年12月31日	1.0
		1,477	1	2	平成21年12月31日	1.0
住宅金融支援機構	1,578	1	3	平成20年6月25日	0.9	
環 境 省	環境再生保全機構	2,475	2	0	平成22年3月31日	1.0
		928	0	9	平成22年3月31日	1.0
		1,856	1	6	平成22年3月31日	1.0
防 衛 省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	4,058	4	7	平成20年3月31日	0.9
理 事 計		261,067				

(3) 監事(常勤)

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
文 部 科学省	大学入試センター	3,267	3	0	平成22年3月31日	1.0
	国立青少年教育振興機構	1,956	2	0	平成22年7月31日	1.0
	物質・材料研究機構	6,638	5	3	平成22年3月31日	1.0
	放射線医学総合研究所	1,683	1	4	平成22年7月29日	1.0
	日本学術振興会	5,849	5	6	平成21年9月30日	1.0
	理化学研究所	4,337	4	0	平成21年6月30日	1.0
		2,426	2	3	平成21年12月31日	1.0
	日本スポーツ振興センター	2,127	2	0	平成21年9月30日	1.0
	日本芸術文化振興会	3,712	3	6	平成22年3月31日	1.0
	日本原子力研究開発機構	4,596	4	0	平成21年9月30日	1.0
	4,870	4	3	平成21年12月31日	1.0	
厚 生 労働省	勤労者退職金共済機構	2,118	2	0	平成21年9月30日	1.0
	労働者健康福祉機構	813	0	9	平成22年3月31日	1.0
	医薬品医療機器総合機構	4,476	4	0	平成22年3月31日	1.0
	年金積立金管理運用	1,906	1	9	平成22年3月31日	1.0
経 済 産業省	産業技術総合研究所	4,276	4	0	平成21年3月31日	1.0
	情報処理推進機構	1,679	1	7	平成22年1月4日	1.0
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3,542	3	1	平成21年7月31日	1.0
	中小企業基盤整備機構	2,286	2	0	平成21年6月30日	1.0
		2,286	2	0	平成21年6月30日	1.0
農 林 水産省	農業生物資源研究所	1,776	2	0	平成21年3月31日	1.0
	農業環境技術研究所	3,615	4	0	平成21年3月31日	1.0
	水産総合研究センター	3,673	3	9	平成22年3月31日	1.0
	農畜産業振興機構	3,190	3	0	平成21年9月30日	1.0
	農業者年金基金	7,016	6	3	平成21年12月31日	1.0
国土交通省	住宅金融支援機構	2,298	2	0	平成21年3月31日	1.0
監 事 計		86,411				

- (注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
- 3 公表時点において、退職手当支給額の総額が確定し、平成22年度中にその総額を支払い終えた者のみを記載している。
- 4 「理事」には副理事長等を含む。
- 5 「業績勘案率」とは、役員の退職手当の額を決定するに当たり、俸給月額に支給率を乗じた額に乗ずる率であり、各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定するものである。

(1) 人件費の削減を行う法人

主務省	法人名	達成度合いを測る基準額(a) (平成17年度実績)	平成22年度実績 (b)	(b)-(a)	増減率 (%)	増減率 (補正值)	人件費削減に向けた取組内容と不達成の場合、その理由	主務大臣の検証結果
消費者庁	国民生活センター	(千円) 1,053,292	(千円) 941,099	(千円) ▲ 112,193	▲ 10.7	▲ 7.5	給与改定に際して国家公務員を上回るマイナス改定を実施するとともに、一般職員の特別手当の支給割合の引き下げ、職務手当(管理職手当)の定額化による引き下げ及び管理職数の抑制等による。	検証した結果、適正である。
総務省	情報通信研究機構	4,098,259	3,760,145	▲ 338,114	▲ 8.3	▲ 5.1	国家公務員給与制度改革を適切に反映した役職員の給与制度を構築。	削減目標を達成している。
	平和祈念事業特別基金	196,690	144,286	▲ 52,404	▲ 26.6	▲ 23.4	役職員の給与に関し、国家公務員の給与制度改革を踏まえた見直しを実施。	中期計画のとおり適正に実施されている。
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構 *	417,861	378,010	▲ 39,851	▲ 9.5	▲ 5.6	超過勤務手当の管理徹底等による超過勤務手当の抑制及び国家公務員の給与減額改定に合わせ、役員報酬及び職員給与の減額改定等。	人件費については、平成22年度は平成19年度と比較して5.6%削減しており、中期計画(平成23年度)において、平成19年度と比較して、4%以上の削減のとおり実施されている。
外務省	国際協力機構	16,739,530	15,039,929	▲ 1,699,601	▲ 10.2	▲ 7.0	早期退職の勧奨及び旧国際協力銀行からの移行職員について所要の給与引下げ等を行ったため、平成17年度と比較して10.2%の減となった。	中期目標において示した人件費削減の取組について、計画通りに推移していることを確認した。
	国際交流基金	2,221,219	1,959,976	▲ 261,243	▲ 11.8	▲ 8.6	平成18年12月に導入した新給与制度の運用等による総人件費の抑制に努めたことに加え、職員の休職、育児休業、退職も重なって、新入職員採用と昇給による増要因を合わせても、総額は対17年度比で8.6%の減となった。	役員人件費(総人件費改革対象分)については、対17年度(基準年)比で5か年で8.6%の削減となっており、5年目(22年度)の目標である5%を大幅に上回る削減を達成した。21年度の外務省評価委員会においても、順調な削減努力がなされていることが確認されている。以上を踏まえ、総人件費削減は順調であると認められる。
財務省	酒類総合研究所 ◇	422,521	344,694	▲ 77,827	▲ 18.4	▲ 15.2	国家公務員の給与制度改革を踏まえて、俸給表の引き下げを行うなど役職員の給与について必要な見直しを行った。	第2期中期計画において、「行政改革の重要方針」等を踏まえ、平成22年度までに、平成17年度における給与、報酬等支給総額の5.9%に相当する額を削減することとしており、平成22年度末において、これを上回る18.4%の削減となっていることから適正に総人件費の削減に取り組んでいる。
	日本万国博覧会記念機構	482,041	421,977	▲ 60,064	▲ 12.5	▲ 9.3	業務の効率化や再任用職員の非常勤化等の取組により、平成22年度の総人件費は平成17年度比▲9.3%(補正值)となり目標を大幅に達成した。	平成22年度の総人件費の削減率は、目標を大幅に上回っており、今後も着実に取組みを継続することが求められる。
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	664,822	577,902	▲ 86,920	▲ 13.1	▲ 9.9	「行政改革の重要方針」において示された、国家公務員定員の削減目標及び給与制度改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	大学入試センター	812,241	737,343	▲ 74,898	▲ 9.2	▲ 6.0	① 中期目標において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与制度改革を踏まえた給与体系の見直しに取り組むこととしている。 ② 中期計画において、退職手当、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除き、平成17年度予算額(850,000千円)と比して5年間で5%以上の削減を図ることとしている。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	国立青少年教育振興機構	4,477,401	3,512,269	▲ 965,132	▲ 21.6	▲ 18.4	計画的な人件費削減の取組により、常勤職員を削減したことで、常勤職員給与が減少したため。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	国立女性教育会館	209,334	185,004	▲ 24,330	▲ 11.6	▲ 8.4	定年退職者の後任補充の措置や、国に準拠した給与・賞与の減額改定、関係機関等との人事交流の結果。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	国立科学博物館 ◇	1,221,881	1,108,846	▲ 113,035	▲ 9.3	▲ 6.1	着実に人件費削減を進めているため。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	物質・材料研究機構 ☆#◇	5,450,049	4,998,227	▲ 451,822	▲ 8.3	▲ 5.1	任期付職員について、運営費交付金による雇用を削減し、外部資金、競争的資金による雇用を行った。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	防災科学技術研究所 ☆#◇	1,267,729	1,045,965	▲ 221,764	▲ 17.5	▲ 14.3	計画的に削減を行い目標を達成した。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	放射線医学総合研究所 ☆◇	3,445,569	3,162,997	▲ 282,572	▲ 8.2	▲ 5.0	採用者数を抑制していることが主な要因。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	国立美術館	1,016,067	922,677	▲ 93,390	▲ 9.2	▲ 6.0	退職者の後任補充および新規採用による職員の若返り等により、5年間で5%以上の削減目標を達成した。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	国立文化財機構	2,878,750	2,619,439	▲ 259,311	▲ 9.0	▲ 5.8	5年間で5%以上の削減目標を考慮し、定年退職者等の後任補充を計画的に行っていること、業務見直しにより管理職員の兼務を行っていること、一部地域で地域手当の据置きを実施したことなどにより、目標を達成した。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	教員研修センター	416,199	363,019	▲ 53,180	▲ 12.8	▲ 9.6	退職者等の後任補充を行わず人件費の削減を図ったため。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	科学技術振興機構 ☆◇	5,903,150	5,419,092	▲ 484,058	▲ 8.2	▲ 5.0	既存事業の一部廃止や縮小を行うとともに、国家公務員の給与制度改革を踏まえて、役職員の給与の見直しを行った。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	日本学術振興会 ☆	734,615	671,150	▲ 63,465	▲ 8.6	▲ 5.4	給与体系の見直しによる。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
宇宙航空研究開発機構 ☆#◇	17,870,864	16,282,532	▲ 1,588,332	▲ 8.9	▲ 5.7	人的資源は科学技術を支える知の源泉であり、特に最先端の科学技術の結果である宇宙・航空分野においては、優れた人材の確保が重要である。我が国の中核的研究機関である宇宙航空研究開発機構においては、業務の実施に不可欠な人材の確保・育成・維持に努めていること、一部地域で地域手当の据置きを実施したことなどにより、目標を達成した。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。	
日本スポーツ振興センター	2,969,565	2,661,329	▲ 308,236	▲ 10.4	▲ 7.2	職員数の減少及び給与制度改革による減。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。	

文 部 科学省	日本芸術文化振興会	2,431,199	2,230,009	▲ 201,190	▲ 8.3	▲ 5.1	「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度から国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行った。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	日本学生支援機構	4,253,487	3,449,879	▲ 803,608	▲ 18.9	▲ 15.7	前年度に引き続き定形的業務の外部委託推進を図りつつ、職員の期末勤勉手当について、国家公務員と同水準の支給月数とした。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	海洋研究開発機構 ☆# ◇	5,802,460	4,544,452	▲ 1,258,008	▲ 21.7	▲ 18.5	期末手当における国家公務員を超える支給月数の引下げや後職手当の引下げ、特別昇給の廃止など。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	国立高等専門学校機構	48,837,144	43,346,854	▲ 5,490,290	▲ 11.2	▲ 8.0	人員削減	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	大学評価・学位授与機構	1,017,337	837,407	▲ 179,930	▲ 17.7	▲ 14.5	業務量に応じた人員の適正配置による事務職員数の削減、超過勤務時間数の削減及び国家公務員給与の削減に準じた給与削減等の取組を行った。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	国立大学財務・経営センター	252,248	212,018	▲ 40,230	▲ 15.9	▲ 12.7	当センターにおいては、一般管理費及び事業費に係る人件費に関しては、毎年度それぞれ3%、1%削減することとしている。また、平成22年度計画においても常勤役員に係る人件費を、平成17年度に比べて5%以上を削減することとしている。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	日本原子力研究開発機構 ☆# ◇	40,687,464	37,123,742	▲ 3,563,722	▲ 8.8	▲ 5.6	中期計画に基づき職員の削減及び給与水準の見直し等により減少した。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
厚 生 労働省	国立健康・栄養研究所 ◇	429,528	366,765	▲ 62,763	▲ 14.6	▲ 11.4	国家公務員の給与改定に準じ、地域手当の増(1%)があったものの、俸給月額を平均0.1%引き下げるとともに、期末、勤勉手当の支給月数を0.2月引き下げたことに加え、退職者の補充を控えたことにより、対平成17年度14.6%(補正值で11.4%)削減し、削減目標を達成した。	総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。
	労働安全衛生総合研究所 ◇	1,015,390	808,295	▲ 207,095	▲ 20.4	▲ 17.2	職員を削減すること等により、平成22年度までに5%の平成17年度人件費削減の目標が達成された。	総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。
	勤労者退職金共済機構	2,148,430	1,851,698	▲ 296,732	▲ 13.8	▲ 10.6	計画的な定員削減を実施してきたこと、及び超過勤務の削減の取り組みを行ったため。	総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。
	高齢・障害者雇用支援機構	5,429,682	4,782,938	▲ 646,744	▲ 11.9	▲ 8.7	地域手当の支給割合の引き下げ、俸給表の改定、期末手当及び勤勉手当の削減等給与水準の適正化に向けた取組の実施により減少した。	総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。
	福祉医療機構	2,412,895	2,022,320	▲ 390,575	▲ 16.2	▲ 13.0	常勤職員数の抑制、管理職ポストの削減など、業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行ってきた結果、平成22年度における給与・報酬等支給総額は対基準年度比△13.0%となった。	総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。
	労働政策研究・研修機構 ◇	1,201,763	968,964	▲ 232,799	▲ 19.4	▲ 16.2	職員給与の見直し、事務系管理職の賞与削減及び業務の重点化等による人員の抑制等により、「平成22年度までに5%以上の削減」を達成した。	総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。
	雇用・能力開発機構	34,203,169	25,081,187	▲ 9,121,982	▲ 26.7	▲ 23.5	「給与・報酬等支給総額」については、中期計画に掲げる人員削減を着実に実施したこと(平成22年度中に常勤職員を117名削減)等により、前年度に比べ19.7億円の削減となった。	総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。
	労働者健康福祉機構	101,685,384	107,156,138	5,470,754	5.4	8.6	平成17年度の総人件費総額は1,017億円であったが、平成22年度においては1,072億円となっており、5.4%増となっている。 その理由については、診療業務(病院)の実施に当たり、良質な医療を提供しつつ、労災病院に求められる役割を着実に果たしていくためには、医療の質・安全の確保の観点等による医師及び看護師の増は不可欠であるため、人件費の増加はやむを得なかったものである。 一方で、こうした義務的・不可避的な増加分を除いた人件費については、賞与削減や俸給表の見直し等を実施するなどの給与改革や施設統廃合、アウトソーシング等による人員減を推進することにより、人件費削減に努めている。(※仮に事務・技術職員のみ比較した場合は、平成22年度の人件費総額は平成17年度比で▲12.8%となる。)	平成22年度の人件費については平成17年度比5.4%(補正值:8.6%)増となっているが、これは平成17年度以降激増したアスベスト疾患への対応、ICU、HCUの整備、急性期医療に対応する看護体制の強化等の必要性を踏まえ、診療部門で医師及び看護師を増員したものと認識している。 また、義務的・不可避的な増(医療の質・安全の確保の観点等による医師及び看護師の増)を除いた事務・技能職員の人件費については、▲12.8%(補正值:▲9.6%)削減となっており、効率化の努力も行われているものである。 なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、この増員等により、病院事業において大幅な収支改善(平成22年度損益は13億円の黒字)が図られていること、アスベスト疾患への対応などの政策医療の取組が着実に進められていること等について、国民の皆様へ納得いただけるよう十分な説明責任を果たしていただきたい。 併せて、国立病院との診療連携の構築、国立病院を含む他の公的病院との再編等について広く検討し、更に効率的な運営が達成されるための検討を進めるべきと考える。

厚生労働省	国立病院機構	304,525,998	326,958,545	22,432,547	7.4	10.6	<p>(注1)「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。</p> <p>なお、人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分は、行政職(一)職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成18年度は0%、平成19年度は0.7%、平成20年度は0%、平成21年度は▲2.4%、平成22年度は▲1.5%となっている。</p> <p>(注2) 注1の「人件費削減率(補正值)」を用いず、国立病院機構の実態に応じて国の給与改定に沿って補正値を算出した場合は、国立病院機構の平成22年度における総人件費改革の対象となる人件費は、333,909百万円となり、総人件費改革の基準値である平成17年度の人件費304,526百万円と比較すると29,383百万円の増となり、最終的な総人件費の増は、約9.6%となる。</p>	<p>平成22年度の総人件費については平成17年度比7.4(補正值10.6)%増となっているが、これは医師不足対応等地域医療の確保のための救急・周産期医療等の体制整備、医療観察法、障害者自立支援法等に対応した政策医療を提供するための体制整備等の必要性を踏まえ、診療部門で医師及び看護師を増員したものと認識している。</p> <p>また、義務的・不可避的な増(医療の質・安全の確保の観点等による医師及び看護師の増)分を除いた事務・技能職員の人件費については、▲20.5(補正值▲17.3)%削減となっており、効率化の努力も行われているものである。</p> <p>なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、この増員等により、病院事業において大幅な収支改善(平成22年度医療収支は617億円の黒字)が図られていること、医師不足対応等地域医療の確保のための救急・周産期医療等の体制整備、医療観察法、障害者自立支援法等に対応した政策医療を提供するための体制整備などの政策医療の取組が着実に進められている等について、国民の皆様納得いただけるよう十分な説明責任を果たしていただきたい。</p>
							<p>(1) 総人件費削減に向けた取組として</p> <p>① 技能職の退職後不補充</p> <p>② 非効率病棟の整理・集約、事務職の削減等</p> <p>③ 独法移行時の給与カーブの変更・調整額の廃止</p> <p>などを行った結果、削減額は平成18年度から平成22年度までの5年間で26,556百万円となり、総人件費改革の基準値である平成17年度人件費304,526百万円の8.72%の削減を行った。</p> <p>(2) 一方、国立病院機構としての役割を果たすための人件費増として、</p> <p>① 他の設置主体では代替困難な医療の体制整備(心臓血管系等医療観察法や障害者自立支援法等)</p> <p>② 地域医療計画を踏まえた救命救急、周産期医療等への対応や政策医療の推進のための対応、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇改善等のための体制整備</p> <p>③ 医師不足解消に向けた取組・救急等の処遇改善及び地域医療との連携強化のための体制整備</p> <p>などを行った結果、平成18年度から平成22年度までの5年間で55,939百万円の増となっている。</p> <p>引き続き、技能職の退職後不補充、非常勤職員への切替及びアウトソーシング化、非効率病棟となっている病棟の整理・集約等により人件費削減を図っていくが、国立病院機構としての役割を果たしていくためには一定の人件費増は避けられないものとなっている。</p> <p>また、平成20年度及び平成21年度の「業務実績の評価結果」において、厚生労働省独立行政法人評価委員会からは、総人件費改革の取組について、次の意見・評価を受けている。</p> <p>[平成20年度業務実績の評価結果]</p> <p>「総人件費改革等への対応については、技能職の退職後不補充、非効率病棟の職員配置数の適正化等による削減の取組を評価する。一方で、人件費抑制の観点も重要であるが、人員配置の必要性という点では、国立病院機構には、国民に対する安全で質の高い医療の確実な提供と国の医療政策への貢献という課せられた使命があり、その遂行のためには、医師、看護師をはじめとした有能な人材の確保と育成は欠くことができないものである。医療現場における過酷な労働実態の緩和や急性期医療における安全・質の向上が一層求められる中、今後とも、安定した経営基盤のもとに国民に対する適切な医療の提供が行えるよう、業務運営体制の効率化に努めた上で、土台となる人材の確保、育成に努めてもらいたい。」</p> <p>「総人件費改革の取組として、技能職の退職後不補充、非効率病棟の整理・集約、事務職の削減等、給与カーブの変更・調整額の廃止などを行い、平成18年度以降平成20年度までの削減額164億円(5.41%)については高く評価できる。</p> <p>他方、増額は240億円あり、総人件費改革の基準値である平成17年度の人件費と比すと76億円増となり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、人件費率と委託費率を併せた率(対医療収益)57%は、平成17年決算(57.8%)に比べて0.8ポイント低下しており、人件費増を上回る自己収入を得ている。</p> <p>また、これらは他の設置主体では代替困難な医療観察法等に基づく医療体制の整備、地域医療計画を踏まえた救急医療など政策医療推進のための対応や医師不足解消に向けた取組によるものであり、国立病院機構の役割を果たしていくためには必要な措置と認められる。</p> <p>今後とも適正な人件費管理を行っていくことはより必要であるが、医療現場を巡る昨今の厳しい状況のなかで、患者の目立った良質な医療を提供し、国立病院機構に求められる役割を着実に果たしていくためには引き続き医師、看護師等の人材確保が必要であることを考えると、医療現場に対し総人件費改革を一律に適用することは是非を考える時期に来ているのではないかと思われる。」</p>	

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与・報酬等支給総額 (千円)	304,525,998	305,957,856	312,968,784	314,203,948	319,214,055	326,958,545
人件費削減率 (%)		0.5	2.8	3.2	4.8	7.4
人件費削減率(補正值) (%)		0.5	2.1	2.5	6.5	10.6

							<p>[平成21年度業務実績の評価結果]</p> <p>「総人件費改革の取組として、技能職の退職不補充、非効率業務の整理・集約、事務職の削減等、給与カーブの変更・調整額の廃止などを行い、平成18年度以降平成21年度までの削減額226億円(7.41%)については高く評価できる。</p> <p>他方、増額は408億円あり、総人件費改定の基準値である平成17年度の人件費と比べると183億円増となり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、人件費率と委託費率を併せた率(対医業収益)57.4%は、平成17年決算(57.8%)に比べて0.4ポイント低下している。</p> <p>また、他の設置主体では代替困難な医療観察法等に基づく医療体制の整備、医療計画を踏まえた救急医療など政策医療推進のための対応や医師不足解消に向けた取組によるものであり、国立病院機構の役割を果たしていくためには必要な措置と認められる。</p> <p>今後とも適正な人件費管理を行っていくことは必要であるが、医療現場を巡る昨今の厳しい状況なかで、患者の目線に立った安全かつ良質な医療を提供し、国立病院機構に求められる役割を着実に果たしていくためには、引き続き医師、看護師等の人材確保が必要であるとともに、事務職やコマディカル等の配置抑制が既に限界に達していることも踏まえ、医療現場に対する総人件費改革の一律の適用はもはや困難であり、早期撤廃を望む。」</p>	
医薬品医療機器総合機構	4,479,993	4,434,994	▲ 44,999	▲ 1.0	2.2	<p>平成17年度(基準年度)の総人件費総額が44.8(億円)だったものが、平成22年度においては、44.3(億円)になっており、▲1.0%となっているが、人事院勧告を踏まえた補正値を考慮した場合は2.2%増となっている。</p> <p>総人件費改革の取組においては、審査部門の増員分は平成17年度基準額の補正が認められ増員の影響は除外されているが、安全対策部門の増員分については補正が認められないため、結果として安全対策部門の増員分が削減率の押し上げ要因となっている。</p> <p>なお、仮に安全対策部門も補正が認められた場合、平成22年度の人件費総額はH17年度比で▲8.1%となり、削減目標は達成できている。</p>	<p>平成22年度の人件費については平成17年度比2.2%増となっているが、平成21年度に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2009」(安全対策部門の体制を強化することとなったこと等)を踏まえ、肝炎対策、新型インフルエンザ対策等の喫緊の課題に対応するために増員を行ったことにより、総人件費削減目標の5%を達成できなかったとのと認められる。</p> <p>また、安全対策部門の増員分を除いた人件費については、▲8.1%削減となっており、効率性の努力も行われている。</p> <p>なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、安全対策への取組を着実に進んでいること等について、国民の皆様へ納付いただけるよう十分な説明責任を果たしていただきたい。</p>	
医薬基盤研究所	◇	641,885	556,184	▲ 85,701	▲ 13.4	▲ 10.2	<p>常勤職員の中途採用や欠員の補充にあたっては若年者の採用をすすめるとともに、非常勤職員の活用を行って常勤職員数及び人件費の抑制に努めたため。</p>	<p>総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。</p>
年金積立金管理運用		803,974	642,449	▲ 161,525	▲ 20.1	▲ 16.9	<p>給与カーブのフラット化、号簿の細分化等給与改定による効果及び人事院勧告による引き下げ効果等。</p>	<p>総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えており、引き続き効率的な運営を行っていただきたい。</p>
国立がん研究センター	☆# ◇※	9,686,612	10,704,394	1,017,782	10.5	12.0	<p>(※平成22年度より独立行政法人へ移行したため、基準は平成21年度)</p> <p>○国立がん研究センターの総人件費は平成22年度107億円となり、平成21年度比で10.5%(補正値12.0%)増となっている。</p> <p>○今般の人件費の増加は、がんその他の悪性新生物に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※)など、国立がん研究センターの役割を着実に果たすために、医師・看護師等の増員等をもたらしたものである。</p> <p>(※:がんその他の悪性新生物に関する治療の推進、外科医や麻酔科医の確保による診療体制の強化、夜勤体制の強化等)</p> <p>○今後の対応として、事務職員については、他の設置主体に比べて大幅に手薄な人員配置となっている状況に鑑み、業務を適切に執行する上で必要な人員を確保しつつ、技能職の退職後不補充等により、技能職の人件費の削減に努める。また、人件費・材料費の伸びの抑制等により病院収支の更なる向上に努め、外部研究費や知的財産の獲得についても努力する。研究体制の強化についても、22年度のCRC(治験コーディネーター)増員等を最大限に活用して治験・臨床研究の数の増加に努め、研究成果等について国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、24年度以降の独立行政法人等の人件費の在り方に関する議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国家としての研究を担う国立がん研究センターが、より一層の成果を発揮できるよう、その研究・病院部門の人件費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。</p>	<p>平成22年度の人件費については、平成21年度比10.5%(補正値12.0%)増となっているが、これは、がんその他の悪性新生物に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保などの必要性を踏まえ、診療部門で医師及び看護師を増員したものと認識している。</p> <p>なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、この増員等により、我が国の死亡原因第1位であるがんの克服等に向けて治験・臨床研究体制の強化を図ったこと、病院事業において大幅な収支改善(平成22年度医業収支は22億円の黒字)が図られていることについて、国民の皆様へ納付いただけるよう十分な説明責任を果たしていただきたい。</p> <p>また、国立がん研究センターに与えられているミッションを達成するための、研究の実施体制、研究の成果の評価方法等について、十分な検証を行うべきと考える。</p>
国立循環器病研究センター	※	6,761,655	7,272,502	510,847	7.6	9.1	<p>(※平成22年度より独立行政法人へ移行したため、基準は平成21年度)</p> <p>○国立循環器病研究センターの総人件費は平成22年度72.7億円となり、平成21年度比で7.6%(補正値9.1%)増となっている。</p> <p>○今般の人件費の増加は、循環器病に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※)など、国立循環器病研究センターの役割を着実に果たすために、医師・看護師等の増員等をもたらしたものである。</p> <p>(※:循環器病に係る治験の推進、救命救急センターやCCUの体制強化等)</p> <p>○今後の対応として、引き続き、技能職の退職後不補充等により、事務・技能職の人件費の更なる削減に努める。また、救急医や外科医、産科医等の適切な配置や臓器移植の取組の強化等により、病院収支の更なる向上に努める。外部研究費等の獲得についても努力するほか、研究体制の強化についても、治験・臨床研究の数の増加等についても、国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、24年度以降の独立行政法人等の人件費の在り方に関する議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国家としての研究を担う国立循環器病研究センターが、より一層の成果を発揮できるよう、その研究・病院部門の人件費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。</p>	<p>平成22年度の人件費については、平成21年度比7.6%(補正値9.1%)増となっているが、これは、循環器病に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保などの必要性を踏まえ、診療部門で医師及び看護師を増員したものと認識している。</p> <p>なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、この増員等により、脳卒中、心筋梗塞等の循環器疾患の新たな診断法や治療法の開発等に向けて治験・臨床研究体制の強化を図ったこと、病院事業において大幅な収支改善(平成22年度医業収支は10億円の黒字)が図られていることについて、国民の皆様へ納付いただけるよう十分な説明責任を果たしていただきたい。</p> <p>また、国立循環器病研究センターに与えられているミッションを達成するための、研究の実施体制、研究の成果の評価方法等について、十分な検証を行うべきと考える。</p>

<p>国立精神・神経医療研究センター ※</p>	<p>4,298,832</p>	<p>4,521,246</p>	<p>222,414</p>	<p>5.2</p>	<p>6.7</p>	<p>(※平成22年度より独立行政法人へ移行したため、基準は平成21年度) ○国立精神・神経医療センターの総人件費は平成22年度45.2億円となっており、平成21年度比で5.2%(補正值6.7%)増となっている。 ○今般の人件費の増加は、精神・神経疾患、筋疾患及び知的障害者その他に障害を有する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※)など、国立精神・神経医療研究センターの役割を著実に果たすために、医師・看護師等の増員等をしたものである。 (※:精神・神経疾患患者の合併症の治療等診療体制の強化、精神科病棟13:1看護、一般病棟7:1看護の実施等) ○今後の対応として、技能職の退職後不補充等により、より一層の人件費削減・効率化が必要と考えている。また、平均在院日数の短縮化や病床回転率の向上、診療報酬に係る上位基準取得等により病院収支の赤字幅の縮減に努め、外部研究費等の獲得についても努力する。研究体制の強化についても、治験・臨床研究の数や研究成果等についても、国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、24年度以降の独立行政法人等の人件費の在り方に係る議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国策としての研究を担う国立精神・神経医療研究センターが、より一層の成果を発揮できるよう、その研究・病院部門の人件費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。</p>	<p>平成22年度の総人件費については、平成21年度比5.2%(補正值6.7%)増となっているが、これは、精神・神経疾患や筋疾患等に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保などの必要性を踏まえ、診療部門で医師及び看護師を増員したものと認識している。 なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、この増員等により、精神・神経疾患等の新たな診断法や治療法の開発等に向けて治験・臨床研究体制の強化を図ったこと、病院事業において医業収益の向上が図られていることについて、国民の皆様が納得いただけるよう十分な説明責任を果たしていただきたい。 また、国立精神・神経医療研究センターに与えられているミッションを達成するための、研究の実施体制、研究の成果の評価方法等について、十分な検証を行うべきと考える。</p>
<p>国立国際医療研究センター ※</p>	<p>10,670,854</p>	<p>11,166,535</p>	<p>495,681</p>	<p>4.6</p>	<p>6.1</p>	<p>(※平成22年度より独立行政法人へ移行したため、基準は平成21年度) ○国立国際医療研究センターの総人件費は平成22年度111.7億円となっており、平成21年度比で4.6%(補正值6.1%)増となっている。 ○今般の増員は、新興・再興感染症、糖尿病、肝炎等に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※)など、国立国際医療研究センターの役割を著実に果たすために、医師・看護師等の増員等をしたものである。 (※:新興・再興感染症に係る治験の推進、救命救急センターやNICU、ICU等の体制強化等) ○今後の対応として、引き続き、技能職の退職後不補充等により、事務・技能職の人件費の更なる削減に努める。また、結核病棟や精神病棟における平均在院日数のできる限りの短縮化や、昨年8月の病棟建替えに伴う重症患者の受入体制の強化等により、病院収支の赤字幅の縮減に努める。外部研究費等の獲得についても努力するほか、研究体制の強化についても、治験・臨床研究の数や研究成果等についても、国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、24年度以降の人件費の在り方に係る議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国策としての研究を担う国立国際医療研究センターが、より一層の成果を発揮できるよう、その研究・病院部門の人件費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。</p>	<p>平成22年度の総人件費については、平成21年度比4.6%(補正值6.1%)増となっているが、これは、感染症や糖尿病、肝炎等に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保などの必要性を踏まえ、診療部門で医師及び看護師を増員したものと認識している。 なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、この増員等により、糖尿病の病態解明や感染症対策等を目的に治験・臨床研究体制の強化を図ったこと、病院事業において医業収益の向上が図られていることについて、国民の皆様が納得いただけるよう十分な説明責任を果たしていただきたい。 また、国立国際医療研究センターに与えられているミッションを達成するための、研究の実施体制、研究の成果の評価方法等について、十分な検証を行うべきと考える。</p>
<p>国立成育医療研究センター ☆# ○※</p>	<p>5,667,754</p>	<p>6,331,968</p>	<p>664,214</p>	<p>11.7</p>	<p>13.2</p>	<p>(※平成22年度より独立行政法人へ移行したため、基準は平成21年度) ○国立成育医療研究センターの総人件費は平成22年度63.3億円となっており、平成21年度比で11.7%(補正值13.2%)増となっている。 ○今般の人件費の増加は、周産期医療を始めとする成育医療に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※)など、NCの役割を著実に果たすために、医師・看護師等の増員等をしたものである。 (※:成育医療に係る治験の推進、NICUやICU等の体制強化等) ○今後の対応として、引き続き、技能職の退職後不補充等により、事務・技能職の人件費の更なる削減に努める。 また、救急医や産科医の適切な配置等により病院収支の更なる向上に努め、外部研究費等の獲得についても努力する。研究体制の強化についても、治験・臨床研究の数や研究成果等についても、国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、24年度以降の独立行政法人等の人件費の在り方に係る議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国策としての研究を担う国立成育医療研究センターが、より一層の成果を発揮できるよう、その研究・病院部門の人件費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。</p>	<p>平成22年度の総人件費については、平成21年度比11.7%(補正值13.2%)増となっているが、これは、周産期医療を始めとする成育医療に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保などの必要性を踏まえ、診療部門で医師及び看護師を増員したものと認識している。 なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、この増員等により、小児難病の病態解明や治療法の開発等に向けて治験・臨床研究体制の強化を図ったこと、病院事業において大幅な収支改善(平成22年度医業収支は6億円の黒字)が図られていることについて、国民の皆様が納得いただけるよう十分な説明責任を果たしていただきたい。 また、国立成育医療研究センターに与えられているミッションを達成するための、研究の実施体制、研究の成果の評価方法等について、十分な検証を行うべきと考える。</p>
<p>国立長寿医療研究センター ※</p>	<p>2,866,398</p>	<p>2,953,520</p>	<p>87,122</p>	<p>3.0</p>	<p>4.5</p>	<p>(※平成22年度より独立行政法人へ移行したため、基準は平成21年度) ○国立長寿医療研究センターの総人件費は平成22年度29.5億円となっており、平成21年度比で3.0%(補正值4.5%)増となっている。 ○今般の人件費の増加は、認知症を始めとする加齢に伴う疾患に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※1)など、国立長寿医療研究センターの役割を著実に果たすために、医師・看護師等の増員等をしたものである。 (※1:認知症に係る治験の推進、救急体制の強化、精神科医等の確保による診療体制強化等) ○今後の対応として、引き続き、技能職の退職後不補充等により、事務・技能職の人件費の更なる削減に努める。 また、平均在院日数のできる限りの短縮化や医師の適切な配置等により病院収支の赤字幅の縮減に努め、外部研究費等の獲得についても努力する。平成23年4月の認知症に係る研究基盤の強化(「認知症先進医療開発センター」の拡充)等を最大限に活用して治験・臨床研究の数や研究成果等について国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、24年度以降の独立行政法人等の人件費の在り方に係る議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国策としての研究を担う国立長寿医療研究センターが、より一層の成果を発揮できるよう、その研究・病院部門の人件費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。</p>	<p>平成22年度の総人件費については、平成21年度比3.0%(補正值4.5%)増となっているが、これは、認知症を始めとする加齢に伴う疾患に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保などの必要性を踏まえ、診療部門で医師及び看護師を増員したものと認識している。 なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、この増員等により、認知症の早期診断法や新規治療薬の開発等に向けて治験・臨床研究体制の強化を図ったこと、病院事業において医業収益の向上が図られていることについて、国民の皆様が納得いただけるよう十分な説明責任を果たしていただきたい。 また、国立長寿医療研究センターに与えられているミッションを達成するための、研究の実施体制、研究の成果の評価方法等について、十分な検証を行うべきと考える。</p>

農 林 水産省	農林水産消費安全技術センター	4,886,806	4,366,692	▲ 520,114	▲ 10.6	▲ 7.4	中期計画に基づく削減。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、7.4%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	種苗管理センター	2,111,090	1,931,664	▲ 179,426	▲ 8.5	▲ 5.3	中期計画に基づく削減。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.3%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	家畜改良センター	5,317,225	4,873,448	▲ 443,777	▲ 8.3	▲ 5.1	中期計画に基づく削減。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.1%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	水産大学校	1,436,682	1,306,296	▲ 130,386	▲ 9.1	▲ 5.9	第2期中期計画において「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年間で、5%以上の人件費削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを行った。中期計画最終年度である平成22年度は人件費削減率が5.9%となり、目標を達成した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.9%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	農業・食品産業技術総合研究機構 ◇	23,135,042	21,100,435	▲ 2,034,607	▲ 8.8	▲ 5.6	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.6%の削減を行い目標を達成した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.6%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	農業生物資源研究所 ◇	3,289,445	2,971,644	▲ 317,801	▲ 9.7	▲ 6.5	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、6.5%の削減を行い目標を達成した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、6.5%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	農業環境技術研究所 ◇	1,557,363	1,390,674	▲ 166,689	▲ 10.7	▲ 7.5	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、7.5%の削減を行い目標を達成した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、7.5%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	国際農林水産業研究センター ◇	1,376,381	1,255,215	▲ 121,166	▲ 8.8	▲ 5.6	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.6%の削減を行い目標を達成した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.6%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	森林総合研究所 ◇	6,272,070	5,706,293	▲ 565,777	▲ 9.0	▲ 5.8	採用抑制による常勤職員数の減少化を行った。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.8%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	水産総合研究センター ◇	7,667,558	7,026,895	▲ 640,663	▲ 8.4	▲ 5.2	人件費については、第2期中期計画において、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、職員給与について必要な見直しを行った。平成22年度は、第2期中期計画最終年度であったが、人件費削減率が△5.2%となり、目標を達成した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.2%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	農畜産業振興機構	2,189,367	1,829,574	▲ 359,793	▲ 16.4	▲ 13.2	①人件費改革として、平成17年12月から実施している「給与構造の見直し」を策案に推進した。②平成19年度からは「新たな人事管理制度」を導入し、人件費を削減した。③平成22年の人事院勧告に準じ、本俸、期末・勤勉手当を引き下げた。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、13.2%と目標を大きく上回る削減を行ったところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	農業者年金基金	754,840	637,038	▲ 117,802	▲ 15.6	▲ 12.4	減少の要因としては、 ①平成22年度計画に基づき常勤職員数の2名削減 ②平成18年度から実施している給与構造改革を踏まえた俸給引下げ措置、 を行ったため。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、12.4%と目標を大きく上回る削減を行ったところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	農林漁業信用基金	1,211,881	1,048,620	▲ 163,261	▲ 13.5	▲ 10.3	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、10.3%の削減を行い目標を達成した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、10.3%と目標を大きく上回る削減を行ったところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。

経 済 産 業 省	経済産業研究所	444,806	367,063	▲ 77,743	▲ 17.5	▲ 14.3	総人件費削減の進捗については、流動的な雇用材の活用や人員配置の工夫により目標達成に向けて堅調に推移しており、23年度も努力を継続する。	総人件費削減の進捗については、流動的な雇用材の活用や人員配置の工夫により目標達成に向けて堅調に推移しており、23年度も努力を継続する。
	工業所有権情報・研修館	1,043,901	899,257	▲ 144,644	▲ 13.9	▲ 10.7	5年間で10.7%の人件費削減(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)人件費5%以上の削減目標を大幅に達成した。	5年間で人件費5%以上の削減目標に対し、10.7%の人件費削減(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)しており、「行政改革の重要方針」による人件費削減を上回る取組を行っているとの評価できる。
	産業技術総合研究所 ☆◇	29,336,933	26,726,067	▲ 2,610,866	▲ 8.9	▲ 5.7	5年間で5%以上の人件費削減(削減率5%)。但し、平成17年度(競争的研究資金による職員にかかる人件費を除く。報酬等支給総額29,336,933千円)を基準としている。	総人件費の削減については、平成22年度の削減目標である平成17年度比△5%に対し、△5.7%となっており、順調に推移していると判断される。
	新エネルギー・産業技術総合開発機構 ◇	6,614,531	5,565,008	▲ 1,049,523	▲ 15.9	▲ 12.7	出向者の抑制、役職員の月別支給額及び賞与の引き下げ、自己都合・定年退職者の発生等	総人件費の削減については、平成22年度の削減目標である平成17年度比△5%に対し、△12.7%となっており、一時的な人員の減がまれていることをふまえても、順調に進捗していると判断される。
	日本貿易振興機構	13,664,699	11,428,622	▲ 2,236,077	▲ 16.4	▲ 13.2	給与構造改革および採用抑制等を実施。	人事院勧告を参考にした給与改定、給与構造改革および採用抑制を実施することにより、総人件費削減に努めており、左記のとおり平成19年度以降、人件費削減率(補正值)で毎年前年度比1%以上削減されていることから、適切な取組と検証する。
	原子力安全基盤機構	4,688,323	3,990,616	▲ 697,707	▲ 14.9	▲ 11.7	今後、計画的な採用をすすめることにより、削減目標を達成する見込み。	総人件費の削減については、平成22年度の削減目標である平成17年度比△5%に対し、△11.7%となっており、順調に推移していると判断される。
	情報処理推進機構 ☆	1,757,044	1,544,862	▲ 212,182	▲ 12.1	▲ 8.9	雇員の増員の可能な限りの抑制、役職員給与について適切な見直しを実施。	平成22年度は、5年間で5%以上を基本とする削減を上回る12.1%の削減を達成していることから、着実に実施されていることを確認。
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5,004,745	4,073,681	▲ 931,064	▲ 18.6	▲ 15.4	給与、報酬等支給総額については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づき、給与、報酬等について必要な見直しを進め、これにより支給額を抑制し、前年度と比較して減額となっている。	総人件費は基準年(平成17年度)に比し、15.4%の削減(平成22年度:補正值)を実現している。今後も、民間及び国家公務員の給与動向等を見つづ、人事制度の適切な運用を図る等、引き続き給与水準の適正化を目指していく。 ※人件費(補正值)とは、人事院勧告を踏まえた官民格差に基づく給与改定分をのぞいた削減率。
	中小企業基盤整備機構	7,982,538	6,668,711	▲ 1,313,827	▲ 16.5	▲ 13.3	平成23年度は、地域手当の据置き継続、エリア限定職の増等給与水準の抑制及び人件費削減に努める。	総人件費の削減については、平成18年度以降の5年間で平成17年度比△5%以上の削減目標に対し、△13.3%となっており、順調に推移していると判断される。当法人は今後も行政改革の重要方針を踏まえた人件費改革を平成23年度まで継続し、今後も総人件費の削減目標や給与水準の低減の計画的かつ着実な達成のため給与水準の適切な運営を行っていく。
国 土 交 通 省	土木研究所 ◇	3,708,094	3,387,751	▲ 320,343	▲ 8.6	▲ 5.4	「行政改革の重要方針」を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	建築研究所 ◇	834,225	761,149	▲ 73,076	▲ 8.8	▲ 5.6	「行政改革の重要方針」を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	交通安全環境研究所 ◇	819,577	733,952	▲ 85,625	▲ 10.4	▲ 7.2	「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成22年度までにおいて、国家公務員に準じた人件費削減を行うこととし、役職員の給与にともなう国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを推進する。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	海上技術安全研究所 ◇	1,926,186	1,766,275	▲ 159,911	▲ 8.3	▲ 5.1	各般の事業運営の効率化を通じて、人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度までに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めることとする。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	港湾空港技術研究所 ◇	863,828	785,923	▲ 77,905	▲ 9.0	▲ 5.8	「行政改革の重要方針」を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減を行うこととし、役職員の給与についても国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを実施する。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	電子航法研究所 ◇	606,377	526,115	▲ 80,262	▲ 13.2	▲ 10.0	国家公務員に準じた人件費削減の取組を行い、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを行った。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	航海訓練所	3,744,390	3,235,307	▲ 509,083	▲ 13.6	▲ 10.4	各般の業務運営の効率化を通じて、人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととする。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めることとする。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	海技教育機構	1,739,035	1,579,960	▲ 159,075	▲ 9.1	▲ 5.9	各般の業務運営の効率化を通じて、人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととする。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めることとする。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	16,603,447	13,429,905	▲ 3,173,542	▲ 19.1	▲ 15.9	中期計画における人件費削減の取組み及び定年退職により職員数が減少しているため。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。

国土交通省	国際観光振興機構	1,132,559	943,739	▲ 188,820	▲ 16.7	▲ 13.5	削減5%以上を目標に、人件費改革に取組むとともに、これまで適正かつ厳格な人事考課を実施、これを給与に反映させてきた。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	水資源機構	14,338,034	12,331,853	▲ 2,006,181	▲ 14.0	▲ 10.8	給与抑制措置及び人員の削減による。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	自動車事故対策機構	2,909,116	2,543,351	▲ 365,765	▲ 12.6	▲ 9.4	従職員の俸給について約5%の引き下げ(平成21年度初より)、管理職の削減及び国家公務員の給与改正等を踏まえた期末・勤勉手当等の見直しを実施した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	海上災害防止センター	310,515	274,874	▲ 35,641	▲ 11.5	▲ 8.3	給与改正に伴う月額給及び賞与の引き下げ等により前年度に比べ減となった。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	奄美群島振興開発基金	151,912	122,362	▲ 29,550	▲ 19.5	▲ 16.3	・職員の新規採用見送り ・本部職員の特地勤務手当の段階的引き下げ(廃止) (17年度:9%→18年度:6%→19年度:3%→20年度:廃止) ・定期昇給の抑制 ・管理職手当の削減 ・国家公務員に準じた給与改定の実施	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	日本高速道路保有・債務返済機構 △	946,338	787,715	▲ 158,623	▲ 16.8	▲ 13.6	国家公務員の給与に準じた給与の見直し及び適材適所への人員配置・効率的な組織運営による減。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	住宅金融支援機構 ◎	9,755,681	8,096,813	▲ 1,658,868	▲ 17.0	▲ 13.8	・給与水準の適正化に向けた取組(賞与の年間支給月数の引下げ等)及び職員数の減を主な要因として、中期計画において設定した削減目標を上回る削減率となっている。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人(平成18年度は特殊法人・平成19年度以降は独立行政法人)においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
環境省	国立環境研究所 ◇	2,323,935	2,050,347	▲ 273,588	▲ 11.8	▲ 8.9	第2期中期目標期間(平成18年度～平成22年度)において平成17年度給与報酬等支給総額の5%以上削減するとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めている。	総人件費については、閣議決定を踏まえた給与削減が適切に実施され、達成されている。

(2) 人員の削減を行う法人

主務省	法人名	達成度合いを測る基準(a) (平成17年度実績)	平成22年度実績 (b)	(b)-(a)	増減率	人員削減に向けた取組内容と不達成の場合、その理由	主務大臣の検証結果
内閣府	国立公文書館	(人) 44	(人) 41	(人) ▲ 3	% ▲ 6.8	中期計画に基づく人員削減。	常勤職員を平成17年度末比6.8%削減するなど、国家公務員の改革を踏まえた人件費改革を着実に推進している。
	北方領土問題対策協会	21	19	▲ 2	▲ 9.5	中期計画に基づく人員削減。	常勤職員を平成17年度末比9.5%削減するなど、国家公務員の改革を踏まえた人件費改革を着実に推進している。
総務省	統計センター	912	848	▲ 64	▲ 7.0	国家公務員の定員の純減に準じた人員の削減の取組を行う。	常勤役員数は、国家公務員の定員の純減目標に準じた削減の取組を実施しており、22年度は、848人(年度目標855人)となり、目標達成に向けて着実に改革が進んでいる。
財務省	造幣局	1,112	943	▲ 169	▲ 15.2	中期計画に基づく人員削減。	第2期中期計画において、国の行政機関における定員の純減目標(平成17年度末定員を基準として、平成18年度から22年度までの5年間で5.7%以上の純減)より高い目標(平成17年度末を基準として、平成18年度からの5年間で10%以上の削減)を設定しており、平成22年度末においては、目標を上回る15.2%の削減となっている。
	国立印刷局	5,056	4,474	▲ 582	▲ 11.5	中期計画に基づく人員削減。	第2期中期計画において、国の行政機関における定員の純減目標(平成17年度末定員を基準として、平成18年度から22年度までの5年間で5.7%以上の純減)より高い目標(平成17年度末を基準として、平成18年度からの5年間で10%以上の削減)を設定しており、平成22年度末においては、目標を上回る11.5%の削減となっている。
文部科学省	理化学研究所 ☆#◇	2,233	1,900	▲ 333	▲ 14.9	中期計画に基づく人員削減。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考ええる。
厚生労働省	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	302	237	▲ 65	▲ 21.5	中期計画に基づく人員削減。	総人件費削減目標が達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えており、引き続き効率的な運営を行っていただきたい。
	年金・健康保険福祉施設整理機構	36	31	▲ 5	▲ 13.9	中期計画において、業務の外部委託等を活用しながら必要な見直しを行い、実情に即した効率的な業務運営体制を確立するとことから、外部委託等を活用しながら機動的に組織の見直しを行い、効率的な業務運営体制を構築した結果、平成22年度末の常勤役員は31名となった。	総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。
経済産業省	日本貿易保険	157	135	▲ 22	▲ 14.0	平成22年度末の人員数は135人となり、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえた「平成17年度末と比較して5%以上の人員削減」という目標を達成した。	NEXIにおいては「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「行政改革の重要方針」による人件費削減・人員純減を上回る取組を行っていることを認める。
	製品評価技術基盤機構	429	405	▲ 24	▲ 5.6	新規採用者の抑制	「行政改革推進法」及び「行政改革の重要方針」に基づく総人件費改革の取組については、平成18年度からの5年間で5%以上の純減目標を達成し、適切に実施している。引き続き、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成23年度まで総人件費改革の取組を継続する。
国土交通省	航空大学校	124	112	▲ 12	▲ 9.7	人件費削減の取組については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減方針を踏まえ、第2期中期計画における「人事に関する計画」により、基準日(平成17年4月1日)における常勤役員職員124名を中期目標期間の最終年度(平成22年度)までに約10%程度削減することとしており、目標を達成している。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)を踏まえ、国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比5%以上を基本とする削減を行ったところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	自動車検査	876	832	▲ 44	▲ 5.0	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)を踏まえ、国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比5%以上を基本とする削減を行った。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)を踏まえ、国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比5%以上を基本とする削減を行ったところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	空港周辺整備機構	95	68	▲ 27	▲ 28.4	業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ることとし、組織定員等の見直しを推進した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)を踏まえ、国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比5%以上を基本とする削減を行ったところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	都市再生機構	4,326	3,785	▲ 541	▲ 12.5	第1期中期計画(平成16年7月から平成20年度末まで)においては、特殊法人最終年度(平成15年度)における旧都市公団と旧地域公団を合わせた職員数約4,700人を、平成20年度末までに4,000人以下の体制とする人員削減目標を掲げ、これを達成した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)を踏まえ、国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比5%以上を基本とする削減を行ったところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
環境省	環境再生保全機構	161	149	▲ 12	▲ 7.5	中期計画に基づき常勤職員数を削減	平成20年度に達成済みであるが、平成23年度まで継続すること。
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	396	316	▲ 80	▲ 20.2	中期計画に定めた削減計画に基づき、人員削減を行った。	中期目標を達成しており問題ないと考ええる。

- (注) 1 「独立行政法人の役員等の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 各法人は、中期目標・中期計画に定められた人件費の削減又は人員の純減を図ることとなるが、本表(a)欄に示した金額又は人数は、その取組の結果を実績に基づいて測定し、目標達成を判断する際の基準となるものである。
- 3 削減の対象となる人件費の範囲は、常勤の役員及び職員に支給される報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。
- 4 削減の対象となる人員の範囲は、常勤の役員及び職員である。
- 5 増減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職(一)職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成18年度は0%、平成19年度は0.7%、平成20年度は0%、平成21年度は▲2.4%、平成22年度は▲1.5%となっている。
- 6 *は平成19年10月に設立された法人であり、基準額については、中期計画にあるとおり、「平成19年度の当該経費相当額(人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。))相当額を標準的な年間あたり経費に換算した額」を算出した。
- 7 ☆は、競争的研究資金により任期付職員を雇用している法人であることを示す。競争的研究資金については、公募により交付先が決定され、あらかじめ人件費を見込むことができない。このため、同資金による人件費については削減対象とされていない。
- 8 #は、研究開発独立行政法人の受託研究者又は共同研究のための民間からの外部資金による任期付職員を雇用している法人であることを示す。同資金については、あらかじめ人件費を見込むことができないことに加え、その政策的意義に鑑み、同資金による人件費については削減対象とはされていない。
- 9 ◇は、国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(「第三期科学技術基本計画」(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)を雇用している法人であることを示す。研究開発法人における当該人件費については、その政策的意義に鑑み、削減対象とはされていない。
- 10 △は平成17年度途中に設立された法人であり、基準額は設立から平成17年度末までの支給実績を基に推計している。
- 11 ◎は平成19年4月に設立された法人であり、基準額については、中期計画に記載のとおり、「平成18年度の住宅金融公庫の人件費(機構が権利及び義務を承継した保証協会に係る人件費を含む。))」を算出した。

- 12 国民生活センターは、平成21年4月1日及び平成22年4月1日の旧緑資源機構の職員採用に伴い増員となっているが、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」(平成20年6月9日付け 行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書)に基づき、人件費の5%以上の削減を達成した旧緑資源機構の職員分を除算した額となっている。当該人件費については、削減対象とされていない。
- 13 国際協力機構の基準額については、平成20年10月1日の国際協力銀行の海外経済協力業務の承継に伴う増員分(339人)を含んで算出したものとなっている。
- 14 科学技術振興機構は、(注)7、(注)9及び事業仕分けの結果を踏まえた日本科学未来館の運営見直しに伴い雇用される職員の人件費を除算した額となっている。当該人件費については、削減対象とされていない。
- 15 高齢・障害者雇用支援機構の基準額には、第1期中期計画上、「精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラム」に係る人件費は事業開始(平成17年10月)後1年間の人件費を含むとされており、平成18年4月～同年9月までの実績を平成17年度の実績額5,282,594千円に加え記載している。
- 16 医薬品医療機器総合機構の基準額については、平成18年12月25日総合科学技術会議意見具申において、医薬品審査の迅速化・効率化のため、機構の審査員について3年間で概ね倍増とされたことを踏まえ、平成22年度までの医薬品審査員の人件費(1,416,042千円)及び、「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた有識者会議の5つの提言」(平成20年5月19日対日投資有識者会議)において、デバイス・ラグの解消に向けた取組として、医療機器の審査員(35人)を概ね5年で3倍増(100人程度)とするとされたことを踏まえ、平成22年度までの医療機器審査員の人件費(198,743千円)を基準年度(平成17年度)の実績額に加えて補正した額となっている。
- 17 国際農林水産業研究センター及び森林総合研究所は、平成20年4月1日の旧緑資源機構の業務承継に伴い増員となっているが、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」に基づき、人件費の5%以上の削減を達成した旧緑資源機構の職員分を除算した額となっている。これらの人件費については、削減対象とされていない。
- 18 工業所有権情報・研修館の基準額については、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分(34人)を含んで算出したものとなっている。
- 19 土木研究所の基準額については、平成20年4月1日の業務移管に伴う増員分(138人)を含んで算出したものとなっている。
- 20 沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学の設置が目的とされ、関係関係申合せにより、その開学については、主任研究員が50人程度に達した時点を目途とするとされていることから、対象法人とはされていない。
- 21 日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、平成21年度に大幅に事務量が增大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。
- 22 ※は平成22年4月に設立された法人であり、平成21年度実績を基準額とし、中期計画に記載のとおり、平成22年度は1%以上を基本とする削減に取り組み、この取組を平成23年度まで継続することとされている。

給与、報酬等支給総額

主務省	法人名	平成21年度 (千円)	平成22年度 (千円)	対前年度比較増▲減	
				増減額(千円)	対前年度比(%)
内閣府	◎ 国立公文書館	388,894	373,221	▲ 15,673	▲ 4.0
	北方領土問題対策協会	155,905	160,590	4,685	3.0
	沖縄科学技術研究基盤整備機構 #	1,388,995	1,744,539	355,544	25.6
消費者庁	国民生活センター	973,993	969,383	▲ 4,610	▲ 0.5
総務省	情報通信研究機構	3,748,859	3,760,145	11,286	0.3
	◎ 統計センター	5,332,912	5,151,801	▲ 181,111	▲ 3.4
	平和祈念事業特別基金	166,409	144,286	▲ 22,123	▲ 13.3
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	394,119	376,216	▲ 17,903	▲ 4.5
法務省	日本司法支援センター #	3,858,961	4,608,131	749,170	19.4
外務省	国際協力機構	15,329,607	15,039,929	▲ 289,678	▲ 1.9
	国際交流基金	2,033,692	1,959,976	▲ 73,716	▲ 3.6
財務省	酒類総合研究所	385,865	360,057	▲ 25,808	▲ 6.7
	◎ 造幣局	6,702,432	6,382,313	▲ 320,119	▲ 4.8
	◎ 国立印刷局	31,068,577	29,981,900	▲ 1,086,677	▲ 3.5
	日本万国博覧会記念機構	435,469	421,977	▲ 13,492	▲ 3.1
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	598,831	577,902	▲ 20,929	▲ 3.5
	大学入試センター	743,793	737,343	▲ 6,450	▲ 0.9
	国立青少年教育振興機構	3,654,553	3,512,269	▲ 142,284	▲ 3.9
	国立女性教育会館	192,116	185,004	▲ 7,112	▲ 3.7
	国立科学博物館	1,100,426	1,108,846	8,420	0.8
	物質・材料研究機構	5,988,880	5,972,877	▲ 16,003	▲ 0.3
	防災科学技術研究所	1,405,577	1,369,287	▲ 36,290	▲ 2.6
	放射線医学総合研究所	3,546,197	3,527,989	▲ 18,208	▲ 0.5
	国立美術館	967,616	922,677	▲ 44,939	▲ 4.6
	国立文化財機構	2,688,829	2,619,439	▲ 69,390	▲ 2.6
	教員研修センター	371,231	363,019	▲ 8,212	▲ 2.2
	科学技術振興機構	10,582,340	10,451,125	▲ 131,215	▲ 1.2
	日本学術振興会	848,120	906,734	58,614	6.9
	理化学研究所	20,692,889	21,168,057	475,168	2.3
	宇宙航空研究開発機構	18,255,540	18,050,870	▲ 204,669	▲ 1.1
	日本スポーツ振興センター	2,695,026	2,685,731	▲ 9,295	▲ 0.3
	日本芸術文化振興会	2,297,045	2,230,009	▲ 67,036	▲ 2.9
	日本学生支援機構	3,485,812	3,449,879	▲ 35,933	▲ 1.0
	海洋研究開発機構	6,532,991	6,629,108	96,117	1.5
	国立高等専門学校機構	44,416,515	43,346,854	▲ 1,069,661	▲ 2.4
	大学評価・学位授与機構	880,531	837,407	▲ 43,124	▲ 4.9
	国立大学財務・経営センター	197,841	212,018	14,177	7.1
	日本原子力研究開発機構	39,361,269	38,969,194	▲ 392,075	▲ 1.0
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	432,084	409,164	▲ 22,920	▲ 5.3
	労働安全衛生総合研究所	962,655	910,067	▲ 52,588	▲ 5.5
	勤労者退職金共済機構	1,879,505	1,851,698	▲ 27,807	▲ 1.5
	高齢・障害者雇用支援機構	5,006,639	4,782,938	▲ 223,701	▲ 4.5
	福祉医療機構	2,096,883	2,022,320	▲ 74,563	▲ 3.6
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,030,356	1,937,829	▲ 92,527	▲ 4.6
	労働政策研究・研修機構	1,032,945	968,964	▲ 63,981	▲ 6.2
	雇用・能力開発機構	27,048,312	25,081,187	▲ 1,967,125	▲ 7.3
	労働者健康福祉機構	104,579,228	107,156,138	2,576,910	2.5
	◎ 国立病院機構	319,214,055	326,958,545	7,744,490	2.4
	医薬品医療機器総合機構	4,030,156	4,434,994	404,838	10.0
	医薬基盤研究所	619,466	628,809	9,343	1.5
	年金・健康保険福祉施設整理機構	237,084	212,698	▲ 24,386	▲ 10.3
	年金積立金管理運用	681,148	642,449	▲ 38,699	▲ 5.7
	国立がん研究センター ※	-	11,002,525	-	-
	国立循環器病研究センター ※	-	7,272,502	-	-
	国立精神・神経医療研究センター ※	-	4,521,246	-	-
	国立国際医療研究センター ※	-	11,166,535	-	-
	国立成育医療研究センター ※	-	6,331,968	-	-
	国立長寿医療研究センター ※	-	2,953,520	-	-

主務省	法人名	平成21年度 (千円)	平成22年度 (千円)	対前年度比較増▲減	
				増減額(千円)	対前年度比(%)
農 林 水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	4,439,838	4,366,692	▲ 73,146	▲ 1.6
	種苗管理センター	2,001,319	1,931,664	▲ 69,655	▲ 3.5
	家畜改良センター	5,022,329	4,883,684	▲ 138,645	▲ 2.8
	水産大学校	1,342,511	1,306,296	▲ 36,215	▲ 2.7
	農業・食品産業技術総合研究機構	21,989,353	21,702,345	▲ 287,008	▲ 1.3
	農業生物資源研究所	3,162,161	3,140,262	▲ 21,899	▲ 0.7
	農業環境技術研究所	1,461,715	1,472,285	10,570	0.7
	国際農林水産業研究センター	1,627,633	1,574,634	▲ 52,999	▲ 3.3
	森林総合研究所	9,899,803	9,323,533	▲ 576,270	▲ 5.8
	水産総合研究センター	7,305,237	7,269,258	▲ 35,979	▲ 0.5
	農畜産業振興機構	1,894,704	1,829,574	▲ 65,130	▲ 3.4
	農業者年金基金	645,089	637,038	▲ 8,051	▲ 1.2
農林漁業信用基金	1,040,033	1,048,620	8,587	0.8	
経 済 産業省	経済産業研究所	370,007	367,063	▲ 2,944	▲ 0.8
	工業所有権情報・研修館	918,107	899,257	▲ 18,850	▲ 2.1
	日本貿易保険	1,432,330	1,318,187	▲ 114,143	▲ 8.0
	産業技術総合研究所	27,666,924	27,264,374	▲ 402,550	▲ 1.5
	◎ 製品評価技術基盤機構	3,050,416	2,994,550	▲ 55,866	▲ 1.8
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	6,062,096	5,628,327	▲ 433,769	▲ 7.2
	日本貿易振興機構	12,149,081	11,428,622	▲ 720,459	▲ 5.9
	原子力安全基盤機構	4,412,865	3,990,616	▲ 422,249	▲ 9.6
	情報処理推進機構	1,552,978	1,544,862	▲ 8,116	▲ 0.5
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,141,921	4,073,681	▲ 68,240	▲ 1.6
	中小企業基盤整備機構	6,984,073	6,668,711	▲ 315,362	▲ 4.5
国 土 交通省	土木研究所	3,490,015	3,486,403	▲ 3,612	▲ 0.1
	建築研究所	807,439	784,722	▲ 22,717	▲ 2.8
	交通安全環境研究所	794,410	768,858	▲ 25,552	▲ 3.2
	海上技術安全研究所	1,855,994	1,822,973	▲ 33,021	▲ 1.8
	港湾空港技術研究所	853,008	834,758	▲ 18,250	▲ 2.1
	電子航法研究所	544,233	544,136	▲ 97	▲ 0.0
	航海訓練所	3,302,839	3,235,307	▲ 67,532	▲ 2.0
	海技教育機構	1,607,348	1,579,960	▲ 27,388	▲ 1.7
	航空大学校	884,641	812,771	▲ 71,870	▲ 8.1
	自動車検査	5,116,764	4,997,361	▲ 119,403	▲ 2.3
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	13,884,581	13,429,905	▲ 454,676	▲ 3.3
	国際観光振興機構	939,633	943,739	4,106	0.4
	水資源機構	13,185,541	12,331,853	▲ 853,688	▲ 6.5
	自動車事故対策機構	2,549,106	2,543,351	▲ 5,755	▲ 0.2
	空港周辺整備機構	642,147	555,778	▲ 86,369	▲ 13.5
	海上災害防止センター	278,565	274,874	▲ 3,691	▲ 1.3
	都市再生機構	31,947,289	31,600,691	▲ 346,598	▲ 1.1
	奄美群島振興開発基金	124,783	122,362	▲ 2,421	▲ 1.9
	日本高速道路保有・債務返済機構	795,837	787,715	▲ 8,122	▲ 1.0
	住宅金融支援機構	8,384,312	8,096,813	▲ 287,499	▲ 3.4
環境省	国立環境研究所	2,153,350	2,210,099	56,749	2.6
	環境再生保全機構	1,002,076	945,197	▲ 56,879	▲ 5.7
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	1,950,552	1,841,019	▲ 109,533	▲ 5.6

(注)1 「独立行政法人の役員員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)であることを示す。

3 ※は平成22年4月1日に設立された法人を示す。

4 「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。

5 #は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。

・沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学(仮称)の設置が目的とされ、関係閣僚申合せにより、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が增大することから、対象法人とはされていない。

・日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、平成21年度に大幅に事務量が增大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。

6 「対前年度比較増▲減」の「対前年度比」は、平成21年度と22年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。

最広義人件費

主務省	法人名	平成21年度 (千円)	平成22年度 (千円)	対前年度比較増▲減		
				増減額(千円)	対前年度比(%)	
内閣府	◎ 国立公文書館	760,406	759,124	▲ 1,282	▲ 0.2	
	北方領土問題対策協会	235,330	236,975	1,645	0.7	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	# 1,573,533	1,986,622	413,089	26.3	
消費者庁	国民生活センター	1,519,789	1,577,716	57,927	3.8	
総務省	情報通信研究機構	8,910,937	8,445,153	▲ 465,784	▲ 5.2	
	◎ 統計センター	7,636,891	7,498,824	▲ 138,067	▲ 1.8	
	平和祈念事業特別基金	312,374	260,081	▲ 52,293	▲ 16.7	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	487,391	469,635	▲ 17,756	▲ 3.6	
法務省	日本司法支援センター	# 5,600,142	6,685,099	1,084,957	19.4	
外務省	国際協力機構	19,932,092	19,587,930	▲ 344,162	▲ 1.7	
	国際交流基金	3,325,608	3,323,611	▲ 1,997	▲ 0.1	
財務省	酒類総合研究所	630,715	516,318	▲ 114,397	▲ 18.1	
	◎ 造幣局	10,038,149	9,503,277	▲ 534,872	▲ 5.3	
	◎ 国立印刷局	43,233,808	41,643,617	▲ 1,590,191	▲ 3.7	
	日本万国博覧会記念機構	577,881	567,835	▲ 10,046	▲ 1.7	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	825,229	748,013	▲ 77,216	▲ 9.4	
	大学入試センター	942,206	1,006,738	64,532	6.8	
	国立青少年教育振興機構	4,878,484	4,719,858	▲ 158,626	▲ 3.3	
	国立女性教育会館	290,495	258,450	▲ 32,045	▲ 11.0	
	国立科学博物館	1,621,785	1,791,128	169,343	10.4	
	物質・材料研究機構	9,281,977	9,403,577	121,600	1.3	
	防災科学技術研究所	2,011,828	1,968,395	▲ 43,433	▲ 2.2	
	放射線医学総合研究所	5,341,249	5,211,578	▲ 129,671	▲ 2.4	
	国立美術館	1,495,542	1,354,800	▲ 140,742	▲ 9.4	
	国立文化財機構	4,178,156	4,115,735	▲ 62,421	▲ 1.5	
	教員研修センター	486,639	447,312	▲ 39,327	▲ 8.1	
	科学技術振興機構	16,257,666	16,446,647	188,981	1.2	
	日本学術振興会	1,392,807	1,403,682	10,875	0.8	
	理化学研究所	30,376,977	29,887,284	▲ 489,693	▲ 1.6	
	宇宙航空研究開発機構	25,372,905	25,302,879	▲ 70,025	▲ 0.3	
	日本スポーツ振興センター	4,482,955	4,970,042	487,087	10.9	
	日本芸術文化振興会	3,109,663	2,900,104	▲ 209,559	▲ 6.7	
	日本学生支援機構	5,353,779	5,261,562	▲ 92,217	▲ 1.7	
	海洋研究開発機構	9,101,584	9,223,620	122,036	1.3	
	国立高等専門学校機構	58,199,490	58,591,230	391,740	0.7	
	大学評価・学位授与機構	1,165,339	1,069,472	▲ 95,867	▲ 8.2	
	国立大学財務・経営センター	257,628	280,059	22,431	8.7	
	日本原子力研究開発機構	53,771,056	52,599,271	▲ 1,171,785	▲ 2.2	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	670,142	603,068	▲ 67,074	▲ 10.0
		労働安全衛生総合研究所	1,291,979	1,105,048	▲ 186,931	▲ 14.5
		勤労者退職金共済機構	2,784,290	2,444,988	▲ 339,302	▲ 12.2
		高齢・障害者雇用支援機構	8,810,622	8,525,827	▲ 284,795	▲ 3.2
福祉医療機構		2,954,082	2,828,091	▲ 125,991	▲ 4.3	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		3,099,443	3,110,206	10,763	0.3	
労働政策研究・研修機構		1,588,692	1,439,876	▲ 148,816	▲ 9.4	
雇用・能力開発機構		44,603,860	40,184,310	▲ 4,419,550	▲ 9.9	
労働者健康福祉機構		144,528,242	148,204,448	3,676,206	2.5	
◎ 国立病院機構		427,079,883	445,289,705	18,209,822	4.3	
医薬品医療機器総合機構		6,192,517	6,643,019	450,502	7.3	
医薬基盤研究所		1,313,808	1,425,318	111,510	8.5	
年金・健康保険福祉施設整理機構		380,840	319,690	▲ 61,150	▲ 16.1	
年金積立金管理運用		886,677	770,381	▲ 116,296	▲ 13.1	
国立がん研究センター		※	-	15,232,880	-	-
国立循環器病研究センター		※	-	9,913,621	-	-
国立精神・神経医療研究センター		※	-	6,710,161	-	-
国立国際医療研究センター		※	-	14,885,617	-	-
国立成育医療研究センター		※	-	9,075,058	-	-
国立長寿医療研究センター		※	-	3,829,631	-	-

主務省	法人名	平成21年度 (千円)	平成22年度 (千円)	対前年度比較増▲減		
				増減額(千円)	対前年度比(%)	
農 林 水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	5,346,918	5,335,420	▲ 11,498	▲ 0.2	
	種苗管理センター	2,509,649	2,407,786	▲ 101,863	▲ 4.1	
	家畜改良センター	6,367,523	6,425,539	58,016	0.9	
	水産大学校	1,749,335	1,663,170	▲ 86,165	▲ 4.9	
	農業・食品産業技術総合研究機構	30,870,909	30,149,598	▲ 721,311	▲ 2.3	
	農業生物資源研究所	4,906,117	4,845,375	▲ 60,742	▲ 1.2	
	農業環境技術研究所	2,087,448	2,184,886	97,438	4.7	
	国際農林水産業研究センター	2,400,235	2,435,369	35,134	1.5	
	森林総合研究所	13,636,343	13,127,101	▲ 509,242	▲ 3.7	
	水産総合研究センター	10,185,668	10,194,888	9,220	0.1	
	農畜産業振興機構	2,625,425	2,302,350	▲ 323,075	▲ 12.3	
	農業者年金基金	772,600	808,804	36,204	4.7	
	農林漁業信用基金	1,341,930	1,336,746	▲ 5,184	▲ 0.4	
経 済 産業省	◎ 経済産業研究所	768,368	796,323	27,955	3.6	
	工業所有権情報・研修館	1,434,881	1,390,844	▲ 44,037	▲ 3.1	
	日本貿易保険	1,824,491	1,695,027	▲ 129,464	▲ 7.1	
	産業技術総合研究所	45,553,562	43,654,032	▲ 1,899,530	▲ 4.2	
	◎ 製品評価技術基盤機構	4,717,354	4,640,725	▲ 76,629	▲ 1.6	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	7,092,142	6,547,777	▲ 544,365	▲ 7.7	
	日本貿易振興機構	16,666,056	15,770,393	▲ 895,663	▲ 5.4	
	原子力安全基盤機構	5,807,395	5,678,740	▲ 128,655	▲ 2.2	
	情報処理推進機構	2,753,492	2,865,014	111,522	4.1	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	7,548,256	7,784,796	236,540	3.1	
	中小企業基盤整備機構	10,969,436	10,464,133	▲ 505,303	▲ 4.6	
	国 土 交通省	土木研究所	4,343,220	4,394,881	51,661	1.2
		建築研究所	1,193,883	1,138,847	▲ 55,036	▲ 4.6
交通安全環境研究所		1,375,541	1,231,016	▲ 144,525	▲ 10.5	
海上技術安全研究所		2,470,686	2,521,266	50,580	2.0	
港湾空港技術研究所		1,242,844	1,271,962	29,118	2.3	
電子航法研究所		700,169	782,308	82,139	11.7	
航海訓練所		4,039,816	4,216,487	176,671	4.4	
海技教育機構		2,170,508	2,120,165	▲ 50,343	▲ 2.3	
航空大学校		1,293,987	1,217,312	▲ 76,675	▲ 5.9	
自動車検査		6,515,727	6,363,223	▲ 152,504	▲ 2.3	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		22,765,589	21,148,501	▲ 1,617,088	▲ 7.1	
国際観光振興機構		1,203,533	1,258,515	54,982	4.6	
水資源機構		18,418,377	17,434,546	▲ 983,831	▲ 5.3	
自動車事故対策機構		3,530,508	3,492,048	▲ 38,460	▲ 1.1	
空港周辺整備機構		842,067	746,734	▲ 95,333	▲ 11.3	
海上災害防止センター		401,850	415,349	13,499	3.4	
都市再生機構		43,140,622	43,072,170	▲ 68,452	▲ 0.2	
奄美群島振興開発基金		150,197	156,136	5,939	4.0	
日本高速道路保有・債務返済機構		937,456	920,395	▲ 17,061	▲ 1.8	
住宅金融支援機構		11,083,666	10,865,158	▲ 218,508	▲ 2.0	
環境省		国立環境研究所	4,731,874	5,174,049	442,175	9.3
		環境再生保全機構	1,503,355	1,367,337	▲ 136,018	▲ 9.0
防衛省		◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	2,270,798	2,146,147	▲ 124,651	▲ 5.5

(注)1 「独立行政法人の役員等の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)であることを示す。

3 ※は平成22年4月1日に設立された法人を示す。

4 「最広義人件費」とは、以下の金額の合計である。

- ・ 給与、報酬等支給総額(常勤役員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額)
- ・ 退職手当支給額(常勤役員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額)
- ・ 非常勤役員等給与(非常勤役員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額)
- ・ 福利厚生費(すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。))に係る法定福利費と法定外福利費の合計額)

5 井は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。

・ 沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学(仮称)の設置が目的とされ、関係閣僚申合せにより、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が増大することから、対象法人とはされていない。

・ 日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、平成21年度に大幅に事務量が増大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。

6 「対前年度比較増▲減」の「対前年度比」は、平成21年度と22年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。

最広義人件費の内訳

主務省	法人名	給与・報酬等 支給総額		退職手当支給 額		非常勤従業員 等給与		福利厚生費		最広義人件費
		(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	
内閣府	◎ 国立公文書館	373,221	49.2	0	0.0	311,387	41.0	74,516	9.8	759,124
	北方領土問題対策協会	160,590	67.8	0	0.0	48,552	20.5	27,833	11.7	236,975
	沖縄科学技術研究基盤整備機構 #	1,744,539	87.8	1,208	0.1	21,808	1.1	219,067	11.0	1,986,622
消費者庁	国民生活センター	969,383	61.4	150,163	9.5	291,779	18.5	166,391	10.5	1,577,716
総務省	情報通信研究機構	3,760,145	44.5	133,093	1.6	3,777,376	44.7	774,539	9.2	8,445,153
	◎ 統計センター	5,151,801	68.7	986,820	13.2	696,347	9.3	663,856	8.9	7,498,824
	平和祈念事業特別基金	144,286	55.5	6,496	2.5	79,510	30.6	29,789	11.5	260,081
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	376,216	80.1	0	0.0	18,600	4.0	74,819	15.9	469,635
法務省	日本司法支援センター #	4,608,131	68.9	42,410	0.6	1,091,254	16.3	943,304	14.1	6,685,099
外務省	国際協力機構	15,039,929	76.8	1,118,505	5.7	873,547	4.5	2,555,949	13.0	19,587,930
	国際交流基金	1,959,976	59.0	210,652	6.3	851,094	25.6	301,889	9.1	3,323,611
財務省	酒類総合研究所	360,057	69.7	1,188	0.2	97,024	18.8	58,049	11.2	516,318
	◎ 造幣局	6,382,313	67.2	938,430	9.9	371,645	3.9	1,810,889	19.1	9,503,277
	◎ 国立印刷局	29,981,900	72.0	3,265,287	7.8	856,516	2.1	7,539,914	18.1	41,643,617
	日本万国博覧会記念機構	421,977	74.3	36,822	6.5	37,506	6.6	71,530	12.6	567,835
文 部 科学省	国立特別支援教育総合研究所	577,902	77.3	56,196	7.5	38,394	5.1	75,521	10.1	748,013
	大学入試センター	737,343	73.2	43,128	4.3	126,810	12.6	99,457	9.9	1,006,738
	国立青少年教育振興機構	3,512,269	74.4	349,889	7.4	387,733	8.2	469,965	10.0	4,719,858
	国立女性教育会館	185,004	71.6	0	0.0	46,502	18.0	26,944	10.4	258,450
	国立科学博物館	1,108,846	61.9	222,753	12.4	291,628	16.3	167,901	9.4	1,791,128
	物質・材料研究機構	5,972,877	63.5	487,582	5.2	2,023,063	21.5	920,055	9.8	9,403,577
	防災科学技術研究所	1,369,287	69.6	180,249	9.2	241,011	12.2	177,848	9.0	1,968,395
	放射線医学総合研究所	3,527,989	67.7	290,051	5.6	879,688	16.9	513,849	9.9	5,211,578
	国立美術館	922,677	68.1	627	0.0	289,262	21.4	142,234	10.5	1,354,800
	国立文化財機構	2,619,439	63.6	224,063	5.4	875,612	21.3	396,621	9.6	4,115,735
	教員研修センター	363,019	81.2	136	0.0	39,585	8.8	44,572	10.0	447,312
	科学技術振興機構	10,451,125	63.5	261,090	1.6	3,710,648	22.6	2,023,784	12.3	16,446,647
	日本学術振興会	906,734	64.6	7,438	0.5	335,783	23.9	153,727	11.0	1,403,682
	理化学研究所	21,168,057	70.8	444,873	1.5	4,425,462	14.8	3,848,892	12.9	29,887,284
	宇宙航空研究開発機構	18,050,870	71.3	1,555,213	6.1	2,971,082	11.7	2,725,712	10.8	25,302,879
	日本スポーツ振興センター	2,685,731	54.0	464,260	9.3	1,121,704	22.6	698,347	14.1	4,970,042
	日本芸術文化振興会	2,230,009	76.9	156,337	5.4	105,110	3.6	408,648	14.1	2,900,104
	日本学生支援機構	3,449,879	65.6	445,819	8.5	797,307	15.2	568,557	10.8	5,261,562
	海洋研究開発機構	6,629,108	71.9	185,450	2.0	813,545	8.8	1,595,517	17.3	9,223,620
	国立高等専門学校機構	43,346,854	74.0	6,696,739	11.4	2,988,168	5.1	5,559,469	9.5	58,591,230
	大学評価・学位授与機構	837,407	78.3	9,820	0.9	112,485	10.5	109,760	10.3	1,069,472
	国立大学財務・経営センター	212,018	75.7	8,271	3.0	29,825	10.6	29,945	10.7	280,059
日本原子力研究開発機構	38,969,194	74.1	3,936,029	7.5	2,109,411	4.0	7,584,637	14.4	52,599,271	
厚 生 労働省	国立健康・栄養研究所	409,164	67.8	14,350	2.4	119,892	19.9	59,662	9.9	603,068
	労働安全衛生総合研究所	910,067	82.4	64,064	5.8	14,015	1.3	116,902	10.6	1,105,048
	勤労者退職金共済機構	1,851,698	75.7	69,201	2.8	202,366	8.3	321,721	13.2	2,444,986
	高齢・障害者雇用支援機構	4,782,938	56.1	233,927	2.7	2,208,861	25.9	1,300,101	15.2	8,525,827
	福祉医療機構	2,022,320	71.5	134,872	4.8	239,196	8.5	431,703	15.3	2,828,091
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,937,829	62.3	510,347	16.4	339,950	10.9	322,080	10.4	3,110,206
	労働政策研究・研修機構	968,964	67.3	40,297	2.8	222,523	15.5	208,091	14.5	1,439,875
	雇用・能力開発機構	25,081,187	62.4	3,599,025	9.0	5,900,526	14.7	5,603,572	13.9	40,184,310
	労働者健康福祉機構	107,156,138	72.3	7,658,965	5.2	16,956,500	11.4	16,432,845	11.1	148,204,448
	◎ 国立病院機構	326,958,545	73.4	20,729,314	4.7	30,796,208	6.9	66,805,638	15.0	445,289,705
	医薬品医療機器総合機構	4,434,994	66.8	9,386	0.1	1,421,898	21.4	776,741	11.7	6,643,019
	医薬基盤研究所	628,809	44.1	45,461	3.2	578,229	40.6	172,819	12.1	1,425,318
	年金・健康保険福祉施設整理機構	212,698	66.5	1,455	0.5	75,302	23.6	30,235	9.5	319,690
	年金積立金管理運用	642,449	83.4	11,799	1.5	25,638	3.3	90,495	11.7	770,381
	国立がん研究センター ※	11,002,525	72.2	552,521	3.6	2,143,626	14.1	1,534,208	10.1	15,232,880
	国立循環器病研究センター ※	7,272,502	73.4	249,231	2.5	1,402,119	14.1	989,769	10.0	9,913,621
	国立精神・神経医療研究センター ※	4,521,246	67.4	228,584	3.4	1,082,508	16.1	877,823	13.1	6,710,161
国立国際医療研究センター ※	11,166,535	75.0	101,811	0.7	2,078,256	14.0	1,539,015	10.3	14,885,617	
国立成育医療研究センター ※	6,331,968	69.8	107,768	1.2	1,754,050	19.3	881,272	9.7	9,075,058	
国立長寿医療研究センター ※	2,953,520	77.1	164,375	4.3	402,597	10.5	309,139	8.1	3,829,631	

主務省	法人名	給与・報酬等 支給総額	構成比	退職手当支給 額	構成比	非常勤役員 等給与	構成比	福利厚生費	構成比	最広義人件費	
農 林 水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	4,366,692	81.8	345,188	6.5	49,284	0.9	574,256	10.8	5,335,420	
	種苗管理センター	1,931,664	80.2	102,566	4.3	100,235	4.2	273,321	11.4	2,407,786	
	家畜改良センター	4,883,684	76.0	702,355	10.9	158,538	2.5	680,962	10.6	6,425,539	
	水産大学校	1,306,296	78.5	123,739	7.4	47,648	2.9	185,487	11.2	1,663,170	
	農業・食品産業技術総合研究機構	21,702,345	72.0	1,970,944	6.5	3,185,323	10.6	3,290,986	10.9	30,149,598	
	農業生物資源研究所	3,140,262	64.8	253,926	5.2	933,617	19.3	517,570	10.7	4,845,375	
	農業環境技術研究所	1,472,285	67.4	115,813	5.3	361,095	16.5	235,693	10.8	2,184,886	
	国際農林水産業研究センター	1,574,634	64.7	251,595	10.3	350,766	14.4	258,374	10.6	2,435,369	
	森林総合研究所	9,323,533	71.0	1,561,631	11.9	645,568	4.9	1,596,369	12.2	13,127,101	
	水産総合研究センター	7,269,258	71.3	469,920	4.6	1,303,872	12.8	1,151,836	11.3	10,194,886	
	農畜産業振興機構	1,829,574	79.5	48,094	2.1	128,253	5.6	296,428	12.9	2,302,349	
	農業者年金基金	637,038	78.8	38,021	4.7	30,484	3.8	103,261	12.8	808,804	
	農林漁業信用基金	1,048,620	78.4	95,874	7.2	19,874	1.5	172,377	12.9	1,336,745	
経 済 産業省	経済産業研究所	367,063	46.1	1,711	0.2	383,433	48.2	44,116	5.5	796,323	
	工業所有権情報・研修館	899,257	64.7	0	0.0	347,372	25.0	144,215	10.4	1,390,844	
	日本貿易保険	1,318,187	77.8	857	0.1	221,918	13.1	154,065	9.1	1,695,027	
	産業技術総合研究所	27,264,374	62.5	2,661,709	6.1	9,424,896	21.6	4,303,053	9.9	43,654,032	
	◎ 製品評価技術基盤機構	2,994,550	64.5	387,493	8.3	856,938	18.5	401,744	8.7	4,640,725	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	5,628,327	86.0	232,227	3.5	42,549	0.6	644,674	9.8	6,547,777	
	日本貿易振興機構	11,428,622	72.5	642,010	4.1	2,292,045	14.5	1,407,716	8.9	15,770,393	
	原子力安全基盤機構	3,990,616	70.3	117,624	2.1	946,832	16.7	623,668	11.0	5,678,740	
	情報処理推進機構	1,544,862	53.9	52,797	1.8	1,081,962	37.8	185,393	6.5	2,865,014	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,073,681	52.3	581,110	7.5	2,310,694	29.7	819,310	10.5	7,784,795	
	中小企業基盤整備機構	6,668,711	63.7	1,010,732	9.7	1,691,414	16.2	1,093,276	10.4	10,464,133	
	国 土 交通省	土木研究所	3,486,403	79.3	106,209	2.4	418,230	9.5	384,039	8.7	4,394,881
		建築研究所	784,722	68.9	39,464	3.5	186,446	16.4	128,215	11.3	1,138,847
交通安全環境研究所		768,858	62.5	37,162	3.0	285,531	23.2	139,465	11.3	1,231,016	
海上技術安全研究所		1,822,973	72.3	292,290	11.6	152,571	6.1	253,432	10.1	2,521,266	
港湾空港技術研究所		834,758	65.6	149,485	11.8	165,964	13.0	121,755	9.6	1,271,962	
電子航法研究所		544,136	69.6	66,641	8.5	99,988	12.8	71,543	9.1	782,308	
航海訓練所		3,235,307	76.7	488,976	11.6	19,683	0.5	472,521	11.2	4,216,487	
海技教育機構		1,579,960	74.5	214,544	10.1	106,745	5.0	218,916	10.3	2,120,165	
航空大学校		812,771	66.8	126,412	10.4	161,396	13.3	116,733	9.6	1,217,312	
自動車検査		4,997,361	78.5	266,138	4.2	370,195	5.8	729,529	11.5	6,363,223	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		13,429,905	63.5	1,635,425	7.7	2,345,951	11.1	3,737,220	17.7	21,148,501	
国際観光振興機構		943,739	75.0	72,068	5.7	91,048	7.2	151,660	12.1	1,258,515	
水資源機構		12,331,853	70.7	1,462,343	8.4	868,900	5.0	2,771,450	15.9	17,434,546	
自動車事故対策機構		2,543,351	72.8	245,126	7.0	318,945	9.1	384,626	11.0	3,492,048	
空港周辺整備機構		555,778	74.4	63,128	8.5	38,543	5.2	89,285	12.0	746,734	
海上災害防止センター		274,874	66.2	4,659	1.1	82,682	19.9	53,134	12.8	415,349	
都市再生機構		31,600,691	73.4	4,708,772	10.9	914,034	2.1	5,848,673	13.6	43,072,170	
奄美群島振興開発基金		122,362	78.4	7,062	4.5	8,105	5.2	18,607	11.9	156,136	
日本高速道路保有・債務返済機構		787,715	85.6	0	0.0	16,611	1.8	116,069	12.6	920,395	
住宅金融支援機構		8,096,813	74.5	570,141	5.2	963,510	8.9	1,234,694	11.4	10,865,158	
環境省	国立環境研究所	2,210,099	42.7	302,422	5.8	2,132,481	41.2	529,047	10.2	5,174,049	
	環境再生保全機構	945,197	69.1	98,138	7.2	151,385	11.1	172,617	12.6	1,367,337	
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	1,841,019	85.8	14,361	0.7	50,441	2.4	240,326	11.2	2,146,147	

(注)1 「独立行政法人の役員等の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)であることを示す。

3 ※は平成22年4月1日に設立された法人を示す。

4 「最広義人件費」とは、以下の金額の合計である。

- ・ 給与・報酬等支給総額(常勤役員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額)
- ・ 退職手当支給額(常勤役員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額)
- ・ 非常勤役員等給与(非常勤役員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額)
- ・ 福利厚生費(すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額)

5 #は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。

・ 沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学(仮称)の設置が目的とされ、関係閣僚申合せにより、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が增大することから、対象法人とはされていない。

・ 日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、平成21年度に大幅に事務量が增大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。

6 千円未満を切り捨ててあるので、合計額(最広義人件費)が一致しない場合がある。